

点検・評価報告書

岩手県立大学盛岡短期大学部

目次

序章.....	1
第1章 理念・目的.....	2
第2章 内部質保証.....	7
第3章 教育研究組織.....	19
第4章 教育課程・学習成果.....	22
第5章 学生の受け入れ.....	34
第6章 教員・教員組織.....	38
第7章 学生支援.....	45
第8章 教育研究等環境.....	61
第9章 社会連携・社会貢献.....	73
第10章 大学運営・財務.....	78
第1節 大学運営.....	78
第2節 財務.....	90
第11章 短期大学が組織的に行っているユニークな取り組みの実施状況とその有効性、またさらなる発展に向けた今後の展望.....	93
終章.....	97

序章

岩手県立盛岡短期大学として昭和26年に創立した本学は、平成10年に岩手県立盛岡短期大学部となった。岩手県立大学の「自然」「科学」「人間」が調和した新たな時代を創造することを願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性を豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成する大学をめざすという理念と共に実績をさらに積み重ねてきた。岩手県内の進学需要に対応する高等教育機関としての社会的役割を有している。

設置者である岩手県と密接に連携し、四大も含め全学が一体となって、「実学実践」による教育研究の質の向上と次代を担う人材の育成を推し進め、地域社会への貢献に努めてきているところである。

平成17年度に本学は法人化してから、6年ごとに中期目標が県から示され、その目標を達成するための中期計画および年度計画をたて、実践し、法人評価を受け、見直しするなど、質保証を確保しつつ社会状況などに対応してきた。

前回の受審以降、岩手県立大学開学20周年を迎え、短期大学部においては生活科学専攻を生活デザイン専攻に改称するなど社会的ニーズに応じて教育内容を見直してきた。現在は、生活科学科の2つの専攻「生活デザイン専攻」「食物栄養学専攻」と国際文化学科の構成となっている、更に学位授与方針を含む3つの基本方針を設定・見直しを行ってきた。同時に教育支援、学生支援、研究・地域連携、企画の4つの本部が各学部等を支援し短期大学部も含めた大学全体としての質の向上を目指してきた。東日本大震災津波からの復興に被災県の公立大学としての役割を、研究および学生らによる地域活動により地域貢献を果たすとともに、県と協定を結び岩手県北部の振興を重点化した取り組み「きたいわての振興」にも全学をあげ取り組んできている。

これら、教育、研究、地域貢献、大学運営を各学部等および本部、事務局などが大学全体の中期計画のなかで各部局の個別計画と調整をとりながら取り組み、評価するなどの質保証の体制を強化し、一定のレベルに達したと考えている。

COVID-19 に対しては、比較的感染の影響が少ない本学であったが、危機管理対策本部中心に対応を行い、遠隔授業・会議のシステム、学生への経済的支援など状況にあわせた対応をとってきた。

理事長中心の法人運営と学長中心の大学運営が各種委員会、会議等の設置などで一体となり大学の質向上及び社会的貢献を果たしてきたが、18歳人口減少、少子高齢化など地方の課題は深刻なものであり、これらに対応する公立大学の役割は大きいと考えている。今回の受審と第3期中期計画最終年度が重なり、次期中期計画には今回の受審の結果を反映させ、さらに質の高い教育・研究、地域貢献をめざしていく予定である。

令和4年3月31日
公立大学法人岩手県立大学
大学評価委員会

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。

また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性

岩手県立大学盛岡短期大学部（以下「本学」という。）は、盛岡短期大学として昭和26年に創立され、昭和38年には岩手県立盛岡短期大学へ名称を変更し、岩手県の高教育機関として多くの学生を輩出してきた。そして本学は、岩手県の歴史や風土、伝統の上に、21世紀の新たな時代を拓く高度な教育研究拠点として、「自然、科学、人間が調和した新たな時代を創造することを願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな人間性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成する大学を目指す」ことを建学の理念（[根拠資料1-1【ウェブ】](#)）に掲げ、平成10年4月の岩手県立大学の開学にあわせ、岩手県立大学盛岡短期大学部として岩手県立大学併設の短期大学部となった。岩手県立大学は、4つの学部と大学院、および本学を含む2つの短期大学部を擁する大学（以下「全学」という。）である。その後、平成17年度には、「大学を設置し、及び管理することにより、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、並びに職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって広く社会の発展に寄与すること」を目的とし、公立大学法人岩手県立大学が設置する短期大学部として法人化した（[根拠資料1-2【ウェブ】](#)）。本学は、創立以来、社会環境の変化を捉え、幾度もの学科再編とカリキュラムの見直し等を行い教育の充実を図っており、現在の生活科学科と国際文化学科の2学科の構成は、平成10年に実施した大幅な学科再編後からとなる。

本学では、併設する岩手県立大学及び岩手県立大学宮古短期大学部とともに、大学の基本的方向（(1)豊かな教養の修得と人間尊重の精神の涵養、(2)学際的領域を重視した特色ある教育・研究、(3)実学・実践重視の教育・研究、(4)地域社会への貢献、(5)国際社会への貢献）を定め、建学の理念の実現に努めている（[根拠資料1-3【ウェブ】](#)）。そして建学の理念と大学の基本的方向を踏まえ、学校教育法の定める短期大学の目的（第108条第1項）に基づき、「教養教育と密接な関連を保ちながら専門の学芸を教授研究し、豊かな感性を身に付けた有為な職能的社会人を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を、岩手県立大学盛岡短期大学部学則（以下「学則」という）第1条において本学の目的として定めている（[根拠資料1-4【ウェブ】](#)）。その実現に向け、生活科学科および国際文化学科を設置し、さらに生活科学科は、教育研究の柱を「住」と「衣」とする生活デザイン専攻と、「食」を柱とする食物栄養学専攻」の2つの専攻を設けている。

各学科においては、建学の理念、大学の基本的方向、短期大学部の目的に基づき、それぞれの領域における社会的背景と使命を踏まえた目的を定めている。生活科学科では「人間の生活の『衣』『食』『住』に関する高度な技術と見識を持ち、さまざまな社会問題を解決して、

かつ地域に対する貢献をなしうる能力を持った人材の育成」を目的として定めており、国際文化学科では「西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を理解し、これを尊重する豊かな人間性と国際感覚を身につけ、また、異なる文化圏に生きる他者と正しくコミュニケーションできる能力を涵養することを通し、地域文化の振興及び国際化に貢献できる人材の育成」を目的として定めている（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。

以上、本学では建学の理念と大学の基本的方向、および岩手県立大学盛岡短期大学の目的を踏まえ、各学科の領域において高等教育機関としての目的を適切に設定している。

点検・評価項目②：短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表

上述のとおり、本学及び学科の目的は、本学の学則に明記されている（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。

建学の理念及び学則については本学のウェブサイトに掲載しているほか、短期大学のウェブサイトでは人材育成その他の教育研究上の目的について具体的かつ分かりやすく紹介するなどして、社会一般に対して周知・公表している（[根拠資料 1-5【ウェブ】](#)）。また、対象を絞った刊行物により建学の理念等の周知も行っている。「岩手県立大学年報」（[根拠資料 1-6【ウェブ】](#)）では社会一般に対して、「岩手県立大学盛岡短期大学部入学案内」（[根拠資料 1-7](#)）、及び「入学者選抜要項」（[根拠資料 1-8【ウェブ】](#)）では本学の志願者に対して、「高等学校進路指導教員向け 岩手県立大学の手引き」（[根拠資料 1-9](#)）では高等学校教員に対して周知を行っている。

学内では、学生及び教職員が使用する、学内に設置されているパソコンでウェブブラウザを使う際のトップページに建学の理念を表示している。また、新入生には、新入生オリエンテーションにて、本学及び学科の目的が記載されている「学生便覧（[根拠資料 1-10【ウェブ】](#)）」を配布するとともに、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を説明している。そして教職員については、教職員採用ガイダンスにおいて、「大学の概要説明」の中で建学の理念の説明を行っている。

点検・評価項目③：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
評価の視点2：認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

法人化以降、本学では、地方独立行政法人法に基づき設立団体である岩手県から、法人及び短期大学部を含む大学がその理念・目的を実現するための具体的目標として、「公立大学法人岩手県立大学中期目標」（以下「中期目標」という。）が提示されている（[根拠資料 1-11【ウェブ】](#)）。平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間は、第三期中期目標期間に当たる。その第三期中期目標では、教育と地域貢献の根幹となる高い研究力を基礎に、予測困難な時代の潮流を見極め、地域と協働して「未来を切り拓く力を高める教育」に取り組むことと、持続可能な地域社会を構築するため「未来創造に資する地域貢献」に取り組むことを基本姿勢としている。また、これらの基本姿勢に基づき、知的探究心や創造力を備え、地域の未来を切り拓く人材の育成と地域の未来創造に貢献する大学を目指し、下記 4 つの基本目標を定めている。

- ・ 学生の「知的探究心と創造力」を高める大学（教育）：実学実践教育及び地域志向教育を通じ、いわて創造人材を育成する。
- ・ 新たな価値を創造する大学（研究）：地域社会の基盤形成に資する基礎的研究や実学実践に基づく応用的研究、更には社会環境の変化に適切に対応し、専門領域を横断した学術研究を推進することにより、新たな価値を創造する。
- ・ 地域の未来創造に貢献する大学（地域貢献）：地域の「知の拠点」として、ふるさと振興の担い手の育成、多様な学習機会の提供及び地域の課題解決に向けた取組を行うことにより、地域の活力創出に貢献するとともに、多文化共生社会の実現に向け、地域の国際化を支援する。
- ・ 自主的・自律的な法人運営（業務運営等）：教育研究環境の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、安定した財務基盤の構築、教育研究組織の検証と見直し、大学情報の収集・分析や戦略的な情報発信の強化等により、自主的・自律的な法人運営を実現し、県民から信頼される大学づくりを進める。

この第三期中期目標を達成するため、本学は、平成 29 年 4 月に第三期中期計画（以下「中期計画」という。）を策定した（[根拠資料 1-12](#)）。中期計画では、地域に根ざした高等教育機関としての使命と役割を自覚し、東日本大震災津波からの復興とその先を見据えた地域の未来づくりに寄与し、地域社会をリードするため、第三期中期目標に掲げられている「未来を切り拓く力を高める教育」と「未来創造に資する地域貢献」を強力に推進し、「いわて創造人材の育成と地域の未来創造に貢献する大学」を目指している。その実現に向けて、開学以来取り組んできた「地域に根ざした実学・実践重視の教育研究活動」に加え、開学 20 周年を迎えるに当たり、大学の抜本的な見直しを図りつつ、以下の 3 つの事項に重点的に取り組むこととした。

- ・ いわての「未来を創造する人材」を育成するため、産業界・地域等との連携のもと、いわてをフィールドとした地域志向教育の充実と学生の主体的学修を促す能動的学習の推進
 - ・ いわての「豊かなふるさと」の創生を支えるための戦略的な研究活動の強化
 - ・ いわての「グローバル化」を促進するための多様な文化や価値観の理解促進支援ネットワークの構築
- また、中期計画の実行に当たっては、県内各地域や企業・団体等との有機的な連携を強化

しつつ、ふるさとの未来を拓き、未来を担う人材を育む「学びの府」として、機動的かつ効率的な教育研究組織の再構築を図りながら、教育・研究・地域貢献を更に強化するとともに、内部質保証システムを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、地域や県民からの新たなニーズにも迅速かつ的確に対応することとしている。

中期目標と中期計画は、全学的な将来を見据え、期間を6年間としているが、その着実な推進を図るため毎年度の取組計画を年度計画として定めている。年度計画については、毎年度、その進捗状況を確認しながら、年度末に本部等及び短期大学の自己点検・評価を基に、公立大学法人岩手県立大学大学評価委員会（[根拠資料 1-13](#)）（以下「大学評価委員会」という。）が中心となり、年度計画の全学実績を検証し全学会議を通して学長に報告し、経営会議（[根拠資料 1-2【ウェブ】第 14 条](#)）における審議を経た後、岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「県評価委員会」という）（[根拠資料 1-14【ウェブ】](#)）に実績報告書として提出して外部の評価を受けている。なお、年度の途中では進捗状況の確認をしており、必要に応じてその結果を次年度の計画策定にも反映させている。さらに、6年間の中期目標期間の4年度目終了後には、それまでの進捗状況を踏まえ、期間終了時に見込まれる中期計画全体の達成状況を、計画期間終了後には中期計画全体の達成状況について年度計画同様に報告書としてとりまとめ、上述の県評価委員会による評価を受けることとしている（[根拠資料 1-15【ウェブ】](#)）。これらの取組は全学の中期計画、年度計画に係るものであるが、本部等及び短期大学部においても同様に個別の中期計画、年度計画を定め自己点検・評価を行い、理念・目的等の実現に努めている。

また、中期計画には、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として、教育研究環境の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応するため、教育研究組織の再構築、理念及び目的の実現に資する意欲的な教職員の育成、安定的な財務基盤の構築、情報の収集・分析や戦略的な情報発信の強化に取り組むための計画が策定されており、財務内容の改善に関する目標を達成するための措置となる計画も策定されている。それらの計画も含めて、本学では、理念・目的の実現を、中期計画・年度計画の自己評価、外部評価を通じて定期的に検証し、次年度計画へ反映させることで改善に繋げている。

なお、地方独立行政法人法第 79 条では、「学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえること」としており、これに沿って本学では認証評価機関の評価結果を、中期計画及び年度計画の策定等に反映させている。つまり、学校教育法に基づく認証評価の結果を全学的な計画へ適切に反映させるために、地方独立行政法人法に基づく法人評価を活用することで全学的な PDCA のサイクルを確立しており、効果的な改善に繋がられるよう努めている。

（2）長所・特色

本学卒業生の就職先企業に対し独自に実施する「就職先企業アンケート（令和 2 年度実施分）」では、本学の建学の理念及び目的に関連する意識や能力に係る 18 項目の設問を設けており、その設問ごとに、本学卒業生の印象と企業等の重要度に対して、それぞれ 5 段階で回答を受けている（[根拠資料 1-16](#)）。設問ごとの本学卒業生の印象に対する回答値と、企業等で重要とする回答値の差を見てみると、各学科とも 18 項目全てにおいてその差が 1 未満に収まっている。これは、本学の建学の理念及び目的が社会的要請に概ね応えており、本

学の教育を通じそのような人材を育成・輩出していることを示している」と捉えている。

また、2年次生アンケート（令和3年度実施分）では、本学の理念・教育の特色についての認知度及び学部教育目標や特色の認知度が、入学時と1年後の比較において、肯定的意見（よく理解している・だいたい理解している）が増加しており、在学生に対する周知が一定の効果を上げている【表1】（根拠資料 1-17）。

なお、前回の第2期認証評価受審の際の「自己点検・評価報告書」作成時（平成26年度）における理念・教育の特色及び学部教育目標や特色の認知度と比較しても、入学時の肯定的意見が概ね7年間でそれぞれ大幅に上昇していることから、この間の本学志願者等に対する本学の周知の取組に効果があったことを示している。

【表1】

設問項目		入学時	1年後	差
本学の建学の理念や教育の特色の理解度	R3	76.8	84.8	8.0p
	H26	58.1	63.1	5.0p
	差	18.7p	21.7p	
学部の教育目標や特色の理解度	R3	82.4	91.3	8.9p
	H26	69.4	72.9	3.5p
	差	13.0p	18.4p	

（3）問題点

特になし。

（4）全体のまとめ

本学では、岩手県の歴史や風土、伝統の上に、21世紀の新たな時代を拓く高度な教育研究拠点としての建学の理念を掲げ、短期大学部の目的を学則に明記するとともに、それを踏まえて、生活科学科および国際文化学科の目的も学則に明記している。また、教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学科の目的等の周知及び公表を図っており、特に本学志願者の本学理念及び教育の特色についての認知度の向上に一定の効果が見られる。さらには、地方独立行政法人法に基づく設置団体からの中期目標の提示に基づき、建学の理念・目的を踏まえた中期計画を策定するとともに、毎年度の業務実績評価や、中期目標に係る県評価委員会からの評価、加えて認証評価結果も取り込みながらPDCAサイクルを確立している。これらの取組は各本部と短期大学部における部局個別の計画・評価にも浸透しており、全学的な体制が構築されている。

以上のことから、基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組が概ね適切であるといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、建学の理念の実現に向け、大学の基本的方向に沿い、岩手県立大学盛岡短期大学部学則第2条（[根拠資料 1-4](#)）に定める通り、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとしている。本学では、第二期中期目標期間（平成23年度～平成28年度）から全学（本学、併設大学、併設短期大学部を含む）的な内部質保証システムを運用しており（[根拠資料 2-1](#)）、本学が高等教育機関として適切な水準を維持し、その充実・向上を図るため、6年間を期間とする中期目標に対する中期計画を内部質保証に係る方針とし、教育研究を含む諸活動及び管理運営に係る計画・実行・評価・改善を進めている。現在の第三期中期目標期間（平成29年度～令和4年度）における中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）は、大学運営会議（[根拠資料 2-2](#)）を母体とし、短期大学基準と内部質保証に係る事項を踏まえて策定された。続く第四期（令和5年度～令和10年度）の中期計画を策定するに当たっては、内部質保証に係る事項を踏まえた全学的な計画策定の主体をより明確化するため、公立大学法人岩手県立大学中期計画策定委員会（以下「中期計画策定委員会」という。）（[根拠資料 2-3](#)）を令和3年10月に設置し、次期中期計画の策定に着手している。

第三期中期目標期間では、全学的な内部質保証に係る中期計画を「大学の教育、研究、地域貢献及び大学運営に係る自己点検・評価、法人評価及び認証評価等の外部評価に計画的に対応し、その評価結果を学内にフィードバックすることによって、教育研究活動、地域貢献活動及び大学運営等の改善を図る」（中期計画 No.40）こととしており、「PDCAサイクルの諸活動を通じて、自主的かつ継続的な改革・改善が行われ、本学の内部質保証システムが強化されている」ことを目指す成果・達成状態として掲げている（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）。

この中期計画のもと、全学における内部質保証推進の取組をより確固たるものとするために、令和3年度には内部質保証の全学的な方針及び手続を「全学内部質保証方針」（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）として策定した。全学内部質保証方針では、内部質保証に関する基本的な考え方を示し、内部質保証の推進に係る組織・体制と、内部質保証のための手続を明確にしている。さらに、短期大学基準と全学的な方針を対応付けるとともに、教育に関する方針をまとめている。全学内部質保証方針記載の通り、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織は大学評価委員会（[根拠資料 1-13](#)）であり、全学内部質保証方針は、大学評価委員

会にて策定された（[根拠資料 2-5](#)）。

本学は領域の異なる2つの学科により構成されており、全学的には、併設大学の4つの学部・研究科と、併設短期大学の学科から構成されている。各々の専門領域の自律性を尊重しつつ全学的な内部質保証を推進するためには役割分担が必要となる。そこで本学では、教育、研究、地域貢献、業務運営等の分野において、全学に係る共通事項に対して学内の連携を図りながら企画立案し、実施するための全学運営組織である本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）が、短期大学部と連携して分野ごとの内部質保証を推進している。全学内部質保証方針の「4. 大学基準・短期大学基準と全学的な方針」（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）では、大学基準・短期大学基準と全学的な各種方針及び第三期中期目標期間における中期計画を対応付けており、その所管となる本部等も明確にしている。

本学では、全学内部質保証方針の図1（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）に示すように本部等と短期大学部の連携によって全学的なPDCAサイクルを確立しており、その手続は以下のとおり。

手続1：本部等は、当該分野の全学に係る計画（全学共通計画）を策定するとともに、短期大学部における当該専門分野の計画（部局個別計画）を取りまとめ、合同教育研究会議（[根拠資料 2-6](#)）を通して学長に報告する。次に、全学横断的な分野ごとの会議・委員会等を主催し、全学共通計画を遂行するとともに短期大学部における活動を支援する。そして、短期大学部の実績を踏まえ、分野ごとの実績を取りまとめるとともに、分野ごとの自己点検・評価を全学的観点から行い、その結果を大学評価分析室へ報告する。

手続2：短期大学部は部局個別計画を策定し、本部等へ提出する。次に、全学横断的な分野ごとの会議・委員会等における活動と、短期大学部における活動を通して部局個別計画を遂行する。また、部局個別計画の実績を取りまとめるとともに、自己点検・評価を行い、その結果を本部等に報告する。

手続3：大学評価分析室では、分野ごとの自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、その結果を反映した自己点検・評価結果を大学評価委員会に提出する。大学評価委員会は、全学の自己点検・評価結果を検証し合同教育研究会議を通して学長に報告する。

手続4：学長は、改善が必要と思われる事項について当該組織（短期大学部）とヒアリングを行い、当該組織の長に改善を指示する。当該組織では、改善指示に係る計画を含めた次年度の計画を策定する。改善結果については計画に対する実績としてまとめられる。

手続5：全学的な自己点検・評価による改善を検証するため、岩手県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を毎年度受ける。また、短期大学部の外部評価として専門分野別外部評価を実施する。

手続6：社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価と全学的な外部評価の結果を公表する。

また本学では、全学内部質保証方針の図2（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）に示すとおり、地方独立行政法人法に基づく法人評価の仕組みを活用し、大学の諸活動に対する点検評価を定期的実施している。全学的に、認証評価における点検・評価項目を踏まえた中期計画を策

定しており（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）、その中期計画に沿って毎年度全学共通計画と部局個別計画を策定している。そしてこれらの計画をもとに、中期目標期間（6年間）終了年度と中期目標期間の中間年度（中期目標期間開始年度から4年経過時）、及び毎年度の単位で、上述した手続きの通り、内部質保証の取組を推進している。

以上、本学では内部質保証のための全学的な方針及び手続を全学内部質保証方針として明示しており、教育研究に関する重要事項を審議する合同教育研究会議を通して全学内部質保証方針を全学的に周知（[根拠資料 2-7](#)）しているとともに、本学のウェブサイトを通して学外へも公表している（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、学科における専門領域の自律性を尊重しつつ、教育、研究、地域貢献、業務運営等の分野ごとの内部質保証を全学的に推進するための体制を整備している。全学内部質保証方針の図3（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）は全体像を示しており、その組織・体制は以下のとおりである。

- 組織・体制1：理事長を委員長とし、学長及び副学長、各部局から選定された者（部局長）等により構成される中期計画策定委員会において、短期大学基準と内部質保証に係る事項を踏まえた全学の中期計画を策定し、内部質保証の取組推進のための全学的な方針とする。
- 組織・体制2：中期計画に基づき、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織を大学評価委員会（[根拠資料 1-13](#)、[根拠資料 2-8](#)）とする。大学評価委員会は、中期計画に即した事項の有効性を全学的な観点から検証する。また、大学評価委員会は、内部質保証の推進に係る組織・体制及び手続についての検証・改善を行うとともに、内部質保証に対する教職員の理解を促し、全学的な組織文化としての定着を図る。
- 組織・体制3：教育、研究、地域貢献、業務運営等ごとの自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行うための大学評価分析室（[根拠資料 1-13](#)、[根拠資料 2-9](#)）を大学評価委員会の下に置く。
- 組織・体制4：全学に係る共通事項について、学内の連携を図りながら企画立案し、実施するための全学運営組織である本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）は、短期大学部と連携し、所掌する各分野における全学横断的な会議・委員会等を主催し、分野ごとの内部質保証を推進する。
- 組織・体制5：中期計画策定委員会、大学評価委員会及び大学評価分析室の事務局は企画本部が担う。企画本部は、年度計画、年度実績、自己点検・評価、外部評価を含め、全学的な内部質保証の推進に関する事項を所掌し、手続を遂行する。

点検・評価項目①に記載のとおり、令和5年度から始まる第四期の中期計画を策定するに当たっては、内部質保証に係る事項を踏まえた全学的な計画策定の主体をより明確化する

ため、中期計画策定委員会を設置した。大学評価委員会では、この中期計画策定委員会の設置に係る検討も行われた（根拠資料 2-10）。委員会の設置は全学的な内部質保証の推進に係る組織・体制及び手続についての検証・改善の一環でもあり、令和 3 年度に大学評価委員会がまとめた全学内部質保証方針にも反映されている。内部質保証に係る全学的な組織・体制及び手続については大学評価委員会が整備する一方で、大学評価委員会の下に置かれている大学評価分析室が、中期計画における全学共通計画に対して、分野ごとの自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、現状認識や課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行う体制としている（根拠資料 2-11）。

教育、研究、地域貢献、業務運営等の分野ごとの内部質保証に係る取組は、本部等が短期大学部と連携して実施している。本部等では分野ごとの全学共通計画と部局個別計画を策定しており、本部等が主催する全学横断的な分野ごとの会議・委員会等（根拠資料 2-12）によって全学的に取り組むべき全学共通計画を実行する。本部等は分野ごとの全学共通計画と部局個別計画に対する実績をとりまとめるとともに分野ごとの自己評価も行っており（根拠資料 2-13）、次年度の全学共通計画への改善策を全学的に検討し易い体制となっている。また、全学共通計画に合わせて短期大学部の部局個別計画も策定されている。短期大学部における部局個別計画は主に短期大学部内の各種委員会等によって実行される。部局個別計画の実績取りまとめと自己評価は短期大学部内で行われ、その自己評価をもとに次年度の部局計画への改善策が検討される。関連する全学共通計画と部局個別計画には同じ計画番号が付けられており、部局個別計画の実績と全学共通計画の実績を本部等がまとめる際にも、分野ごとの評価をし易く、改善に繋げ易い仕組みを導入している。

このように、分野ごとの内部質保証に係る取組を全学的に進め易い体制を整備している一方で、点検・評価項目①手順 4 に記載の通り、学長は、改善が必要と思われる事項について当該組織（本部等及び短期大学部）とヒアリングを行い、当該組織の長に改善を指示できる体制を整備している。本学では、理事長、学長、副学長、及び本部等の長から構成される大学執行部により、短期大学部の計画の進捗状況に係るヒアリングを年度の途中に実施している。このヒアリングは、計画の進捗確認のみならず、執行部と短期大学部の直接的な意見交換の場となっている。そして、このヒアリングにおいて計画どおりの実績が見込めない場合は、次年度の計画へ反映させる等の対応をとることとしている。このヒアリングを踏まえ、内部質保証の手順に沿った自己点検・評価が行われ、計画に対する実績報告書がまとめられる（根拠資料 1-15【ウェブ】）。報告書は、合同教育研究会議における大学としての審議に加え、経営会議（根拠資料 2-14）における審議を経た後、県評価委員会（根拠資料 1-14【ウェブ】）に提出され、地方独立行政法人法第 78 条の 2 に基づく外部評価を受けている（根拠資料 2-15）。こうした取組を毎年度実施できる体制が全学的に整備されている。

そして、岩手県が定める公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標期間業務実績等評価実施要領（根拠資料 2-16）により、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績評価（以下、「見込評価」という。）を行い、その時点での中期目標の達成状況や課題等を明らかにし、中期目標達成のための方策の検討や次期中期目標及び次期中期計画の検討に活用している。中期目標期間終了後には、期間を通じた実績報告書を取りまとめ、地方独立行政法人法第 78 条の 2 に基づき岩手県知事に報告書を提出し、法人評価委員会の外部評価を受けている。これら一連の手続を踏まえて、課題や改善策を次の計画策

定に反映させることができる体制となっている。

また、本学では計画に基づく取組の実績について、中期目標期間の中間年度及び中期目標期間終了年度における目指す成果・達成状態を掲げるとともに、より客観的、定量的な評価を行うために達成度のメルクマールとして評価指標を設定している（根拠資料 2-17）。さらに、中期計画や認証評価の項目、各種の指標と整合するよう構築された「自己点検・評価マネジメントシステム」を第二期中期目標期間から整備・運用している（根拠資料 2-18）。このシステムでは、様々な達成度の定量的評価のための参考として、学生アンケート、教職員アンケート及び卒業者に関する企業アンケートといった各種アンケートや、受験志願者数・倍率や収容定員の充足率といった業務数値をデータベースとして集約しており、学内ウェブサイトを通して全教職員のアクセスを可能としている。このシステムには、中期目標、中期計画、年度計画及びこれらの業務実績、工程表のデータが全学と短期大学部別に格納されており、認証評価の評価項目、評価の視点なども網羅している。これにより、中期計画や認証評価の項目と関連する評価指標を対応させ、客観的なデータによる達成状況、成果としての活用、経年比較による課題の抽出等を行うことができる。年度ごとの計画や実績、評価指標のデータ蓄積の照会・回答は、本部等と短期大学部がシステムへ直接入力することを通して行われている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 4：点検・評価における客観性、妥当性の確保
評価の視点 5：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

▽学位授与方針（以下、「D P」という。）、教育課程の編成・実施方針（以下、「C P」という。）及び学生の受け入れ方針（以下、「A P」という。）の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

全学的な内部質保証における取組の一環として、本学では、教育支援本部と高等教育推進センターが主催する全学会議により、下記の中期計画に沿って3つの方針（ポリシー）の見直しを進めた。

- ・ 人材育成目標を達成するための、一貫性のとれたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、ポリシーと連動した体系的な教育課程を編成するとともに、定期的な点検・見直しを行う（中期計画 No.1）。
- ・ 求める学生像、入学選抜の在り方をアドミッション・ポリシーとして明確化し、それに基づいた多様な入学者選抜試験を実施するとともに、入試制度の検証・改善を図る（中期計画 No.11）。

本学では、第二期中期目標期間中（平成 23 年度～平成 28 年度）に、3つの方針を策定し、それらの方針に沿って教育活動を展開していた。一方、上記中期計画の下、3つの方針の見直しを進めるため、高等教育推進センター所管の「高等教育推進会議」(根拠資料 2-19)の下に、「次期DP・CP・AP策定ワーキンググループ」を平成 28 年度に設置した(根拠資料 2-20)。このワーキンググループでは、全学的な基本方針を検討した上で新しい3つの方針の策定を進めるため、「全学DP・CP・AP策定方針」(根拠資料 2-21)を定めた。この策定方針が、全学としての基本的な考え方となっている。

▽方針及び手続に従った全学的な内部質保証活動の実施

「全学DP・CP・AP策定方針」では、DP・CPとAPの整合を図りつつそれぞれの策定を進めることとした(根拠資料 2-22)。新しいDP・CPの策定に向けては、教育支援本部所管の「学務調整会議」(根拠資料 2-23)の下に「教育に関する基本方針策定委員会」(根拠資料 2-24)を新たに設置して作業を進めることとし、新しいAPの策定に向けては、教育支援本部所管の「入学者選抜試験検討会議」(根拠資料 2-25)にて作業を進めることとした。この体制の下、平成 29 年度には、DPとCPの全学共通部分が策定された(根拠資料 2-26)。APについては全学共通の内容を定めるとともに、それに整合する形で短期大学部における策定が進められた(根拠資料 2-27)。こうした全学的な取組の中で新しいDP・CPも策定された(根拠資料 2-28【ウェブ】)。新しい方針は、各学科のカリキュラム改定に繋がっている。また、これらの作業を進めるにあたり、全学的な整合を保ちつつ各学部が円滑に作業を進められるよう、教育支援本部ではその手続と様式を整理している。

平成 30 年度には、新しい3つの方針を踏まえて第三期中期計画における教育の質向上に向けた具体的な教育課題への対応を検討するため、教育の質向上に向けた教育課題検討部会が学務調整会議の下部組織として設置された(根拠資料 2-29~30)。教育の質向上に向けた教育課題検討部会は各学部の教務委員会と連携して、全学的な合意形成や何らかの取組を進めるための前段階の検討を行うという役割を果たしている。教育の質向上に向けた教育課題検討部会の取組の1つとして、アセスメント・ポリシーが策定され(根拠資料 2-31)、アセスメント・ポリシーに基づいた評価による学修成果の可視化に向けた取組も全学的に進められた(根拠資料 2-32)。また、新しいAPに基づく入学者選抜試験の実施と、入試制度の検証・改善は入学者選抜試験検討会議において継続的に実施されている。

▽全学及び学科・専攻科における教育のPDCAサイクルを機能させる取組

点検・評価項目②の組織・体制4記載の通り、本学では本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）が短期大学部と連携し、所掌する各分野における全学横断的な会議・委員会等を主催し、分野ごとの内部質保証を推進している。全学的な教育活動は、教育支援本部と高等教育推進センターとの連携により実施されている。その全学的な方針としての中期計画には、教育の充実、学習成果の向上等の取組に係る項目が含まれており、教育のPDCAサイクルを機能させる原動力となり、短期大学部における教育活動の改善・向上に繋がっている。

本学では上述した通り、方針及び手続に従った全学的な内部質保証に係る教育活動を継

続的に実施している。短期大学部における教育活動は教務及び入試に係る各委員会を中心として、全学共通の教育活動は教育支援本部所管の学務調整会議や入学者選抜試験検討会議等の全学会議において展開されている。そして、教育に関する部局個別の取組と全学共通の取組は大学評価委員会が策定した内部質保証方針の手順に沿って実施されており、全学及び短期大学部における PDCA サイクルを機能させている。現行の第三期中期目標期間においては、全学的な内部質保証に係る取組の一環として、教育支援本部が主催する全学会議を中心に、3つの方針策定のための基本的な考え方が設定され、3つの方針策定に向けた体制が作られ、新しい3つの方針策定と手続の整理が進められた。この新しい3つの方針策定は、短期大学部におけるカリキュラム改定に繋がっている。

▽行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応

本学が法人化された平成17年度から、本学では岩手県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受けている。令和3年度には、令和2年度分の評価（[根拠資料 2-33【ウェブ】](#)）及び第三期中期目標期間における見込評価を受けた（[根拠資料 2-34【ウェブ】](#)）。令和2年度計画に対しては、おおむね計画どおり進められたと認められている。また、第三期中期目標期間における見込評価でも一定の成果を挙げていると認められている。どちらの評価においても改善が望まれる取組は無かった（[根拠資料 2-35～36【ウェブ】](#)）。認証評価機関については、平成27年度に大学基準協会の認証評価を受審し、適合の認定を受けている（[根拠資料 2-37【ウェブ】](#)）。

▽点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の自己点検・評価結果については、教育研究に関する重要事項を審議する合同教育研究会議における審議を経て、経営に関する重要事項を審議する経営会議においても審議されている。どちらの会議にも学外者が参画しており、自己点検・評価に学外の意見を反映できる仕組みとしている。そして上述のとおり、中期計画と各年度における全学共通計画の実績に対して岩手県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けており、自己点検・評価結果をさらに外部の機関が評価する仕組みとなっている。また、教育研究活動に対して外部有識者（他大学関係者、当該分野の専門家、各種業界関係者、自治体関係者等）から意見等を求め、外部の視点を取り入れた改善を行うための体制を平成25年度に整備し、この専門分野別の外部評価を平成26年度から毎年度実施している（[根拠資料 2-38](#)）。

以上のとおり本学の自己点検・評価は、定期的に行われており、客観的なデータや外部者の視点によって客観性を確保している。また、自己点検・評価結果と外部の評価の両方を踏まえ、妥当性の確保に努めている。

▽COVID-19 への対応

COVID-19 への対応として、本学では危機管理対策本部を設置し（[根拠資料 2-39](#)）、この危機管理対策本部を中心として全学的な取組は分野ごとの本部等が進めた。一方、令和2年度は、年度計画に多くの影響が及ぶことが想定され、内部質保証システムを機能させる観点からは、年度の途中であっても年度計画を適宜調整して COVID-19 への対応を推進すべき状況であった。そこで令和2年度は年度の途中に計画の調整を図った。COVID-19 対応と

して年度の途中に追加された全学共通計画は以下のとおり。

- ・新型コロナウイルス感染症により対面授業の実施が困難な場合における学修の機会を確保するため、遠隔システムによる授業体制を緊急的に整備する（全学共通計画 No.8）。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している学生への経済的な支援などの生活支援を実施する（全学共通計画 No.14）。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮した学生の就職活動を支援するため、学生向け就職活動指針の作成、遠隔による就職活動の支援等を実施する（全学共通計画 No.16）。
- ・新型コロナウイルス感染症による大学運営の混乱や停滞を回避するため、全学的な意思決定体制を整備するとともに、学生及び教職員のための行動計画を策定するなどし、新型コロナウイルス感染症対策を実施する（全学共通計画 No.31）。
- ・学内における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学生及び教職員への予防の徹底、学内の予防消毒の実施、検温体制の整備、「三密」を避ける密集防止対策など感染予防対策を実施する（全学共通計画 No.44）。

令和2年度は、上記全学共通計画 No.8 において遠隔授業用のシステムを緊急的に整備する際、教員と学生双方に対して遠隔授業の実施を支援する全学的な「遠隔授業実施支援 WG」（[根拠資料 2-40](#)）を立上げ、教員向けには遠隔授業の実施方法を、学生向けには遠隔授業の受講方法をガイドラインとしてまとめ、遠隔授業の実施を全学的に支援した。

また、これらの計画に対しても実績をとりまとめ、岩手県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受けている。外部評価の結果として COVID-19 対応については、特に評価できる点として高く評価されている（[根拠資料 2-35【ウェブ】](#)）。危機管理対策本部を中心とした全学的な COVID-19 対応は令和3年度にかけても続いており、年度計画にも反映されている（[根拠資料 2-41【ウェブ】](#)）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学では、大学として社会に対する説明責任を果たすため、下記の中期計画の下、諸活動の状況等の公表を継続的に実施している。

- ・社会から求められている教育研究活動や大学運営等に関する情報を積極的かつタイムリーに公開するとともに、ポータルサイト機能を充実させ、学外ホームページの情報検索の利便性を高める。また、情報発信力を高めるため、各種情報媒体を相互に連携させた広報活動を展開する（中期計画 No.41）。
- ・研究成果について、研究者データベースの充実と活用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、紀要等で積極的に発信する（中期計画 No.19）。

認証評価については、点検・評価報告書と大学基準協会の評価結果を本学ウェブサイトに掲載し、公表している（[根拠資料 2-37【ウェブ】](#)）。法人評価についても、実績報告を法人評価委員会に提出した後、プレスリリースしているほか、本学ウェブサイトにも実績報告と評価結果を掲載している（[根拠資料 2-42【ウェブ】](#)）。財務関係書類も、法人評価による実績報告と合わせて毎年度プレスリリースを行っている。本学のウェブサイトには、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された教育研究活動等（[根拠資料 2-43【ウェブ】](#)）についての情報や財務関係書類も公表されている（[根拠資料 2-44【ウェブ】](#)）。公表する情報に対しては、その情報を所管する本部等において公表前に十分精査することにより、正確性と信頼性の確保に努めている。

また、「岩手県立大学ファクトブック」（[根拠資料 2-45【ウェブ】](#)）及び「岩手県立大学年報」（[根拠資料 1-6【ウェブ】](#)）に毎年度の実績を掲載し、広く周知を図っている。その他、本学を含めた全学の主な教育研究活動、学生の活動、地域貢献活動などについては、年 2 回発行の岩手県立大学広報誌（[根拠資料 2-46【ウェブ】](#)）と、Facebook 等ソーシャルネットワーク（[根拠資料 2-47【ウェブ】](#)）、さらにプレスリリース等を組み合わせ、積極的に公表している。また、全学的に各教員の教育・研究・社会貢献に関する情報を「研究者情報システム」で一元管理しており、「教育研究総覧」（[根拠資料 2-48【ウェブ】](#)）を通して学外へ適宜更新された情報を公開している。

さらに、当法人は地方独立行政法人として岩手県の情報公開条例の規定が適用される機関となっていることから、開示請求があった場合は、同条例及び当法人の関係規程（[根拠資料 2-49](#)）に基づいて対応している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

▽全学的な内部質保証システムの適切性・有効性

本学では全学内部質保証方針に示すとおり、6 年間を期間とする中期目標に対する中期計画を全学の内部質保証に係る方針として、教育研究を含む諸活動に係る計画・実行・評価・改善を展開している。全学共通計画は、全学組織である本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）が分野ごとに策定しており、短期大学部でも部局個別計画を策定している。この全学共通計画と部局個別計画は計画番号で結びついており、分野ごとの全学的な取組と部局ごとの取組は有機的に連携している。これにより、本部等における分野ごとの全学的な活動と、全学会議等を通じた全学横断的な取組も進め易く、全学的な枠組の下で、各分野の自律性を尊重した PDCA サイクルを運用することができる仕組みとなっている。

▽有効性の点検と改善

全学的な内部質保証システムに係る組織・体制及び手続きについての検証・改善は、全学内部質保証方針記載のとおり大学評価委員会を中心として行われている。現行の内部質保証システムは、第二期中期目標期間から全学的に運用されている（[根拠資料 2-1](#)）。それは、6年間を期間とする中期目標に対する中期計画と法人評価の仕組みを活用し、大学の諸活動に対する点検評価を定期的を実施することを基盤としたシステムである。第三期中期目標期間では、全学的な内部質保証に係る中期計画を「大学の教育、研究、地域貢献及び大学運営に係る自己点検・評価、法人評価及び認証評価等の外部評価に計画的に対応し、その評価結果を学内にフィードバックすることによって、教育研究活動、地域貢献活動及び大学運営等の改善を図る」（中期計画 No.40）こととしており、この中期計画のもとで大学評価委員会とその事務局を担う企画本部が毎年度全学共通計画を立て、内部質保証に係る手続を遂行し、自己点検・評価を行い、法人評価委員会の外部評価も受けている。

本学の内部質保証システムは、運用に係る各々の手続が全学的に浸透している。点検・評価項目③記載の通り、本学では、教育支援本部と高等教育推進センターが主催する全学会議により、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定が全学的に進められた。それは正しく中期計画 No.1 と No.11 の下で行われており、必要とされる全学的な組織も適宜設置され、カリキュラム改定にも繋がっており、中期計画を方針とした内部質保証システムの有効性を示す取組となっている。

しかし、内部質保証に関する基本的な考え方や、内部質保証の推進に係る組織、体制、手続は、決して分かり易く整理されてはいなかった。結果として、その全体像を把握することが容易では無く、全学的に内部質保証システムを再確認する必要があった。そこで大学評価委員会では、全学における内部質保証推進の取組をより確固たるものとするため、令和3年度に全学内部質保証方針をまとめた（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）。一方、令和3年度は、次期の第四期中期目標期間における中期計画策定の準備を始める年度でもあり、中期計画策定に係る体制の見直しも行われ（[根拠資料 2-10](#)）、続く第四期（令和5年度～令和10年度）の中期計画策定に当たっては、内部質保証に係る事項を踏まえた全学的な計画策定の主体をより明確化するため、中期計画策定委員会を令和3年10月に新たに設置した（[根拠資料 2-3](#)）。

これら内部質保証システムの点検と改善に係る取組は、合同教育研究会議を通して全学的に共有されている。今後は、全学的な内部質保証に対する教職員の更なる理解促進と、内部質保証に係る取組の強化に繋がるものと期待している。

（2）長所・特色

本学では、本学が適切な水準を維持し、その充実・向上を図るため、6年間を期間とする中期目標（[根拠資料 1-11【ウェブ】](#)）に対する中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）を本学の内部質保証に係る方針（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）とし、内部質保証の取組を推進している。全学的な取組は、分野（教育、研究、地域貢献、業務運営等）ごとの本部等と、本部等が主催する全学横断的な会議・委員会等を中心とした体制により進められている。分野ごとの取組には、各分野の自律性を尊重した実質的なPDCAサイクルが含まれている。また、

短期大学の部局個別計画に係る自己点検・評価と、分野ごと及び全学的な自己点検・評価を行った上で、地方独立行政法人法に基づく法人評価の仕組みを活用し、岩手県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受け、全学的な諸活動に対する点検・評価を定期的実施している。さらに、短期大学部では専門分野別外部評価を実施し、短期大学の諸活動に対する点検・評価を定期的実施している。内部質保証に係るこうした一連の活動を通して、全学的に PDCA サイクルを機能させている。

(3) 問題点

本学では、自己点検・評価マネジメントシステムを整備・運用しており、中期計画や認証評価の項目及び各種の指標を管理している。このシステムは、中期計画や認証評価の項目、各種の指標と整合するよう構築されたウェブシステムであり、内部のデータベースには各種アンケート結果を含む様々なデータが格納されている。このウェブシステムにより、指標に対する達成状況の確認や、経年比較による課題の抽出等を行うことができる。一方、データベースに格納されているデータを活用するためには、手順を踏んだ様々な操作や工夫を伴うことがあり、蓄積されたデータの活用を促進するためには課題がある。他方において本学では、大学の教育成果及び学生の学修成果の可視化による教育の質の向上を図り、本学における教学マネジメントの確立に寄与するための、教学 IR 推進体制の構築についての検討が進められている。この教学 IR の推進に向けては、各種教学 IR に関するデータベースの構築と運用が予定されている。このような状況を踏まえ、既存の自己点検・評価マネジメントシステムに加え、教学 IR 用の新しいシステムも考慮し、今後は、蓄積すべきデータの見直しと活用方法の検討を行い、より効果的なデータの利活用に向けた取組を進める。

本学では、現行の内部質保証システムを第二期中期目標期間から運用しており、運用に係る各々の手続は全学的に浸透している。令和3年度には、全学における内部質保証推進の取組をより確固たるものとするため、大学評価委員会では全学内部質保証方針をまとめた。現時点では、既存の仕組みを継続して活用するために、内部質保証推進に係る組織・体制と手続を整理したところである。一方、内部質保証方針にも記載した通り、大学評価委員会は、内部質保証の推進に係る組織・体制及び手続についての検証・改善を行うとともに、内部質保証に対する教職員の理解を促し、全学的な組織文化としての定着を図ることとしているが、その具体的な方法については検討の余地がある。特に、第四期中期目標期間において現行の内部質保証システムをどのように点検・評価し改善に繋げていくかは、大学評価委員会における今後の課題となる。また、現行の内部質保証システムの更なる改善を目指すにあたり、その母体となる大学評価委員会自体の自己点検・評価の仕組みも合わせて今後の課題とする。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の理念の実現に向け、基本的方向に沿い、教育研究水準の向上を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとし、全学的に内部質保証の取組を継続的に行っていると評価できる。

本学では、以前より全学的な内部質保証システムを運用しており、各々の手続は全学的に浸透している。一方で、その全体像は誰もが把握し易い状態ではなく、整理が必要な状態で

あったため、全学における内部質保証推進の取組をより確固たるものとするため、令和3年度に全学内部質保証方針をまとめた。また、その過程において中期計画策定に係る体制の見直しも行われた。続く第四期（令和5年度～令和10年度）の中期計画策定に当たっては、内部質保証に係る事項を踏まえた全学的な計画策定の主体をより明確化するために、中期計画策定委員会を令和3年10月に設置している。

分野ごとの本部等と、本部等が主催する全学横断的な分野ごとの会議・委員会等により構成される体制は、本学、併設大学、併設短期大学部を含む全学に適した内部質保証システムの基盤となっている。引き続きこの基盤の上で、全学内部質保証方針に沿って内部質保証システムの継続的な運用に努め、質保証を推進する。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性
評価の視点2：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

本学は、公立大学法人岩手県立大学（以下「本法人」という。）が設置・運営する短期大学である。本法人には本学と、岩手県立大学（四年制）、宮古短期大学部の、合わせて1大学・2短期大学部が設置されており、本学は、宮古短期大学部とともに、岩手県立大学の併設短期大学部として位置づけられている。本学は昭和26年度に盛岡短期大学として発足し、平成10年度の岩手県立大学開学に合わせて併設短期大学部として再編され、平成17年度に「大学を設置、管理することにより、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、並びに職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって広く社会の発展に寄与すること」を目的として法人化し、本法人の設置する短期大学部となっている（[根拠資料1-2【ウェブ】](#)）。

▽学科

①学科・専攻科

本学は、第1章で述べた建学の理念を受けて、「教養教育と密接な関連を保ちながら、専門の学芸を教授研究し、豊かな感性を身に付けた有為な職能的社会人を育成するとともに、地域社会の発展、国際社会の発展に寄与することを目的」（岩手県立大学盛岡短期大学学則第1条（[根拠資料1-4【ウェブ】](#)））として設置されている。本学の教育研究上の基本となる組織は、生活科学科と国際文化学科の2学科である。このうち生活科学科は、生活デザイン専攻と食物栄養学専攻の2つの専攻で構成されている。

生活科学科は、学則第3条において人材育成の目的を「人間生活の「衣」「食」「住」に関する高度な技術と見識を持ち、さまざまな社会問題を解決して、かつ地域に対する貢献をなす能力を持った人材の育成を目的とする。」としている。この目的を達成すべく、生活科学科では、「住」と「衣」を掲げる「生活デザイン専攻」と「食」を掲げる「食物栄養学専攻」の2つの専攻を設けている。

生活科学科は、昭和26年4月に家政科として本学発足以来の歴史をもち、昭和39年以降は被服専攻と栄養専攻の2専攻科の構成としてきたが、昭和63年に時代のニーズに対応するため従来の家政学から、より科学的な教育内容に改善し、学科名称を家政科から生活科学科に改称するとともに、従来の被服専攻を住居分野や情報処理関係の教育内容を加えて生活科学専攻に改称し、栄養専攻を食物栄養学専攻に改称した。その後、平成29年に生活科学専攻は生活デザイン専攻に改称した。このときの変更による学科構成が現在の本学科

の基礎となっている。

国際文化学科は、学則第3条において人材育成の目的を「西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を理解し、これを尊重する豊かな人間性と国際感覚を身につけ、また、異なる文化圏に生きる他者と正しくコミュニケーションできる能力を涵養することを通し、地域文化の振興及び国際化に貢献できる人材の育成を目的とする。」としている。

国際文化学科は、平成10年の岩手県立大学設置にともなう本学の学科再編により新たに開設された学科である。新設にあたっては、政治経済面における諸外国との相互依存関係が格段に強まっている我が国の現状と、産業、経済面における国際化はもとより、地域レベル、民間レベルでの文化面における交流活動が着実にその裾野を広げ、今後一層県民生活の各方面に進展すると予想される岩手県の状況に鑑みて、外国および日本の文化を正しく理解し、地域の国際化に積極的に対応できる人材が求められていたことを背景としていた。これらの現状を踏まえ、上記の人材育成の目的を掲げた国際文化学科を設置した。

従って、両学科とも理念・目的、学術の進展や地域社会からの要請に即した構成となっている。

▽全学運営組織の構成

本学の業務を適正かつ効率的に遂行するため、本学を設置する公立大学法人岩手県立大学により、組織等に関し必要な事項を「公立大学法人岩手県立大学組織規則」(根拠資料3-1)に定め、全学に係る共通事項について、全学委員会等の運営により、学内の連携を図りながら企画立案し、実施するための全学運営組織として、高等教育推進センター、各本部及び事務局を置いている(根拠資料3-2【ウェブ】、2-12)。

高等教育推進センター長は、教学担当の副学長が兼任し、教育関係全般の支援を所掌する教育支援本部と連携することにより、全学的な調整を図っている。

各本部の本部長及び副本部長は教員が兼任し、各本部にそれぞれ事務職員組織を置き、教職協働の組織として教職員が一体となって業務を行う体制とし、全学的な組織運営を行っている。

▽社会的要請への配慮

中期計画(根拠資料1-12【ウェブ】)では、「教育研究組織に関する目標を達成するための措置」として、「変化する社会環境や地域からの要請に対応するため、地域や教育機関等の意見を集約して本学に対する人材育成や研究に対するニーズを把握し、併設の大学(岩手県立大学)の開学20年を機に教育課程や教育研究組織体制を見直し、再構築する。」【計画No.32】と定めた。

この中期計画の遂行に当たり、本学生活科学科食物栄養専攻では、令和元年度に栄養教諭第二種免許状取得のための教職課程の設置に向けた検討を行った。その過程においては、岩手県関係部局との意見交換の他、岩手県内の高校等へのアンケート調査を実施し、高度専門職人材のニーズ把握を行った。結果として、新たな教育課程の設置を切望するまでには至らないことを把握し、現在も教職課程の設置は行っていないものの、今後も機会に応じて同様のニーズ調査等を実施の上、地域の社会的要請に答えられるよう組織の構成を図っている。

また、生活デザイン専攻では岩手県関係部局および岩手県建設業協会との意見交換を行

い、建築士などの有資格者の人材の層が薄くなっていることが示された。平成 30 年度からの新カリキュラムで建築士試験に関連する教育内容を強化した結果、令和元年以降、二級建築士資格を取得する卒業生が増加した。令和元年から 3 年までの 3 年間の二級建築士資格取得者は計 11 人であった（専攻として把握している分のみ）。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

定期的な点検・評価としては、中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）における教員研究組織適切性について、企画本部において年度毎に計画・実施・点検を行い、大学評価委員会による点検・評価結果を県評価委員会に報告し、外部評価を実施している。評価結果は翌年度以降の計画等に反映させ、改善・向上に努めている。

教育研究組織については、開学 20 年を機とした教育課程や教育研究組織体制の見直しとして、平成 29 年度から開始する次期中期計画に位置付けるため、平成 27 年度に「大学の使命の確認」「大学をめぐる情勢変化による研究教育組織の検証の必要性」について岩手県と協議し検討を始めた。平成 28 年度には学長から、「教育研究組織検証の実施」が全学的に通知され（[根拠資料 3-3](#)）、その後、短期大学部との意見交換を行い「教育研究組織の見直し方針」（[根拠資料 3-4](#)）を策定、平成 29 年度開始の第三期中期計画に反映させた。

平成 29 年度には教育研究組織の見直しに係る工程表を策定し、上記（点検・評価項目①）の取組が行われた他、進学を希望する学生に対する支援拡充方針をまとめ、実施した。具体的な内容としては、従来まで短大部全体で実施してきた志望理由書講座、英語講座に加え、小論文講座についても、それまで国際文化学科の学生のみが対象だったものを生活科学科の学生も対象にして実施することとした。平成 29 年度の 2 年生は全体として、学外講師による計 104 時間の個別指導を受けることができた。この体制は現在も継続している。（[根拠資料 3-5](#)）。

（2）長所・特色

なし。

（3）問題点

なし。

（4）全体のまとめ

以上のように、教育研究組織の適切性については、中期計画に位置付け、第 2 章に記述の「岩手県立大学内部質保証方針」に則り自己点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているほか、開学 20 年を機とした教育研究組織の見直し等、大学を取り巻く社会的要請の変化等の時宜を踏まえながらその見直しを行っている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了に当たって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学のDPは、各学科において策定し、岩手県立大学、同大学院との合同で開催される学務調整会議（[根拠資料 2-23](#)）における協議を経て、合同教育研究会議（[根拠資料 2-6](#)）における審議の上、決定される。

▽策定の経緯

① 初期DPの策定

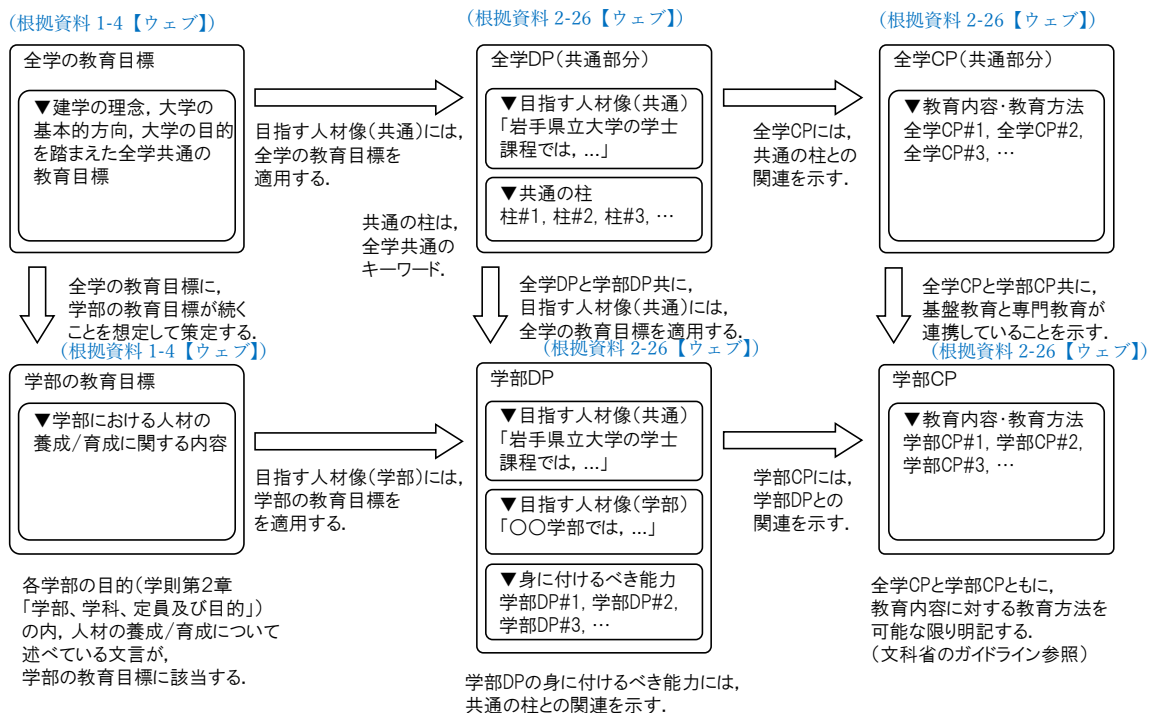
平成25年5月、建学の理念（[根拠資料 1-1【ウェブ】](#)）及び目的（学則第1条（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）を受けて規定された教育研究上の目的（学則第3条第3項（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)））を踏まえ、授与する学位ごとにDPを策定した（[根拠資料 4-1](#)）。

② 次期DP策定のための全学方針の策定

平成28年3月に中央教育審議会大学分科会大学教育部会が公表した「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」を受け、平成28年7月、高等教育推進会議（[根拠資料 2-19](#)）の下に「次期DP・CP・AP策定ワーキンググループ」（[根拠資料 2-20](#)）を設置し、「全学DP・CP・AP策定方針」（[根拠資料 2-21](#)）を策定した。方針の策定に当たっては、全学と教育課程ごとの方針を一貫性・整合性のあるものとして策定することを重視した（[根拠資料 2-21 p.1~2](#)）。

③ DPの改定、全体の一貫性・整合性

平成30年3月、「教育に関する基本方針策定委員会」（[根拠資料 2-24](#)）において定めた、岩手県立大学の学士課程を基本とする全学的な枠組み（[図1](#)）及び全学共通部分を取り入れながら、全体としての一貫性・整合性を図った（[根拠資料 2-26 p.2](#)）。[図1](#)には、教育目標とDP及びCPを関連させて策定するための共通の枠組みが示されている。「教育に関する基本方針策定委員会」では、この枠組みを分かり易く示すために岩手県立大学の4つの学部を想定しているが、枠組み自体は本学を含む全学的に適用されるものであり、本学においても、この全学的な枠組に沿って短期大学部におけるDPの改定作業を進め、平成31年3月に改定が完了した。（[根拠資料 4-2](#)）。



【図1】「教育に関する基本方針策定委員会」でまとめた全体の枠組みと関連概要

▽DPの構成

本学のDPは、「目指す人材像」と「学生が卒業までに身につけるべき能力」で構成されている。「目指す人材像」には、本学の目的(学則第1条(根拠資料 1-4【ウェブ】))の一部を適用し、「岩手県立大学盛岡短期大学部では、幅広い教養と専門的な知識を有し、地域社会・国際社会の発展に寄与できる人材を輩出することを目指します。」という短期大学部としての目指す人材像を示すとともに、生活科学科(生活デザイン専攻、食物栄養学専攻)と国際文化学科それぞれにおいて目指す人材像を以下の通り定めている。

- ・ 生活科学科においては、人間生活の「衣」「食」「住」に関する専門知識と技能を有し、地域社会に貢献できる能力を身につけた人材の育成を目指します。
 - ・ 生活科学科生活デザイン専攻においては、住居と衣服を中心とした生活に関わるデザインについての専門知識と技能を有し、それらを柔軟かつ創造的に活用できる人材の育成を目指します。
 - ・ 生活科学科食物栄養学専攻においては、食に関する科学的知識と技能を身につけ、食生活をより良い方向へ支援する実践能力を兼ね備えた、専門職(栄養士)として社会に貢献できる人材の育成を目指します。
- ・ 国際文化学科においては、世界の多様な文化や社会、交流の歴史を理解し、豊かで実践的なコミュニケーション能力と国際感覚とを併せもち、地域社会の発展や国際化に貢献できる人材の育成を目指します。

また「学生が卒業までに身につけるべき能力」には、各学科および専攻において卒業まで

に求められる知識や技能などを具体的に記載している。それら本学のDPは、全学DPで定めている「共通の柱」と関連付けた内容となっている（[根拠資料 4-3](#)）。「共通の柱」とは、全学的に、学生が卒業までに身につけるべき能力を具体的かつ評価可能な項目・内容をキーワードで表したものである。

▽公表

本学のDPについては、大学ウェブページ（[根拠資料 2-28【ウェブ】](#)）で公表するとともに、「入学案内」（[根拠資料 1-7【ウェブ】/冊子](#)）及び新入生に配布する「履修の手引き」（[根拠資料 4-4【ウェブ】](#)）において学内外に周知している。「入学案内」には、高校生にも視覚的に理解しやすいように、構成及び色付け等の工夫をし、DPと授業科目の関連付けを明記したカリキュラム・マップを掲載している。また、新学期ガイダンスや後期ガイダンスにおいて、教員から学生に対し口頭で説明を行っている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

CPは、短期大学部において策定し、学務調整会議（[根拠資料 2-23](#)）での協議を経て、合同教育研究会議（[根拠資料 2-6](#)）における審議の上、決定される。

▽策定の経緯

① 初期CPの策定

平成25年5月、建学の理念（[根拠資料 1-1【ウェブ】](#)）及び目的（学則第1条（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)））を受けて規定された教育研究上の目的（学則第3条第3項（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)））を踏まえ、授与する学位ごとにCPを策定した（[根拠資料 4-1](#)）。

② CPの改定

平成30年3月にCPを「DP達成のための教育課程編成・実施方針」と明確に位置づけ、「教育に関する基本方針」（[根拠資料 2-26](#)）に従い図1の関連性を保ちながらCPの改定を行った（[根拠資料 4-5](#)）。更にその翌年度には、CP付属「カリキュラム概要図」の改定と新たに「各年次の学び」を追加した（[根拠資料 4-6](#)）。

▽CPの構成

本学のCPは、「教育内容と教育方法」「カリキュラム概要図・各年次の学び」で構成されている。「教育内容と教育方法」には、複数の科目から構成される科目群の性格や役割を記載し、DPとの関連を明記している。さらに、DPに定める「学生が卒業までに身に

つけるべき能力」を各年次でどのように、どの程度身に付けておくべきなのかを「カリキュラム概要図・各年次の学び」によって示すことで、教育課程の全体像を学生に分かりやすく伝えるとともに、カリキュラムの点検・改善に活用することとしている（[根拠資料 4-7](#)）。

▽公表

CPについては、大学ウェブページ（[根拠資料 2-28【ウェブ】](#)）で公表するとともに、新入生に配布する「履修の手引き」（[根拠資料 4-5【ウェブ】](#)、4-7）への記載により学内外に周知している。さらに「入学案内」（[根拠資料 1-7【ウェブ】](#)）では高校生にも視覚的に理解しやすいように、構成及び色付け等の工夫をし、DPと授業科目の関連付けを明記したカリキュラム・マップを掲載している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<p>評価の視点1：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性・教育課程の編成に当たっての順次性及び体系性への配慮・単位制度の趣旨に沿った単位の設定・個々の授業科目の内容及び方法・授業科目の位置づけ（必修、選択等）・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等） <p>評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>

▽教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性、編成にあたっての順次性及び体系性

点検・評価項目①②及び【図1】に記載のとおり、平成30年度に「教育に関する基本方針策定委員会」において、教育目標、DP、CPの関連性を整理したところであり、CPに基づいた教育課程が編成されている（[根拠資料 2-28【ウェブ】](#)）。

本学の教育課程では、DPとして掲げた能力の育成のため、基盤となる科目（「共通科目」、「基盤科目」）と専門となる科目（「基礎専門科目」、「専門科目」）を中心としたカリキュラムを編成・実施し、学生が主体的・能動的に学ぶことができるよう、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講している。

生活科学科では、2つの専攻共通の基盤となる科目、専攻別の専門となる科目からカリキュラムを構成している。専攻共通の基盤となる科目である「共通科目」では、本学科での学習活動や社会生活において不可欠な知識・技能や、幅広く豊かな教養に基づく総合的な判断力を育成することを目的とし、3つの科目群（「基礎科目」「教養科目」「外国語関係科目」）による授業科目を開設している。生活科学科生活デザイン専攻の専門となる科目は、住

居と衣服を中心とした生活に関わるデザインについての専門知識と技能を多面的かつ体系的に学ぶことができるよう、「基礎専門科目」と「専門科目」の2つの科目群で構成されている。生活科学科食物栄養学専攻の専門となる科目も同様に、栄養や食に関する専門知識と技能を修得することを目的とした「基礎専門科目」と「専門科目」の2つの科目群で構成されている。

国際文化学科では、基盤となる科目（「基盤科目」）、専門となる科目（「基礎専門科目」、「専門科目」及び「実践科目」）からカリキュラムを構成している。国際文化学科の基盤となる科目は、専門科目の学習に必要な基礎的な知識を身に付けるとともに、社会生活を営む上で不可欠な知識や判断力などを培うために「教養科目」と「キャリアデザイン科目」の2つの科目群で構成されている。また、国際文化学科の専門となる科目は、実践的なコミュニケーション能力を身に付けるとともに、世界の多様な文化や社会、交流の歴史を理解するために、「基礎専門科目」、「専門科目」及び「実践科目」から構成されている。

上述した各科目群は全てCPに基づいており、各学科・専攻の専門領域に応じた必要な授業科目を学習効果に十分に配慮し設置している。また、一部の授業科目には先修条件を設け、順次性を確保している。さらに、これらの科目群の体系性については、CPに付属する「カリキュラム概要図・各年次における学び」により分かりやすく示している（[根拠資料 4-4【ウェブ】](#)）。

▽単位制度の趣旨に沿った単位の設定

学年を分けて2学期（15週）としており、授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合わせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとしている。「講義」「演習」は15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位、「実習」は30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位を与えている。卒業研究等については、必要な学修等を評価して所定の単位を与えることとしている（学則第18条）（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。学生に対しては、入学時に行われる新入生全体オリエンテーションや冊子「履修の手引き」等を通じて、単位制度の趣旨を説明するとともに、シラバスの「授業前・授業後の学修」欄に授業時間外の学習について具体的に明示している（[根拠資料 4-4【ウェブ】](#)）。

▽授業科目、教育の適切な実施

全ての授業科目は、CP及び単位制度の趣旨に基づき、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数、配当年次等が設定され、「シラバス」（[根拠資料 4-8【ウェブ】](#)）及び「履修の手引き」（[根拠資料 4-4【ウェブ】](#)）において示している。「シラバス」には、個々の授業科目の内容や方法を具体的に記載するとともに、DPとの関連性も明記することで、その科目の位置づけを明らかにしている（[根拠資料 4-8【ウェブ】](#)）。

生活科学科の教育課程は、上記の通り「共通科目」と「専門科目」で構成されている（[根拠資料 4-9](#)）。「共通科目」は、生活デザイン専攻と食物栄養学専攻の両専攻で共通の内容であり、生活科学科のベースとして位置づけ、生活科学科両専攻の基幹となる授業科目や社会生活を送るうえでの必要な教養科目、外国語関係科目を配置している。

国際文化学科の教育課程は、教養教育を担う「基盤科目」と専門教育を担う「専門科目」、

多様な演習授業「実践科目」で構成されている（根拠資料 4-10）。

キャリア教育については、両学科において、1年次に「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を必修科目として開講している。「キャリアデザインⅠ」では、短期大学での学び方・スキルを理解し、身に付けることを学習目標の1つに掲げており、初年次教育的側面も持っている（根拠資料 4-11）。さらに、「数理・データサイエンス・AⅠ」を今後のデジタル社会の基礎知識としてとらえ、学生が身につけておくべき素養とするべく、各学科において令和4年度より「文理融合データサイエンス教育プログラム」を実践することとしている（根拠資料 4-12）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
・ 単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
・ 適切な履修指導の実施
・ 各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

▽シラバスの内容及び実施

シラバスは、学生にとって科目選択のための情報だけではなく、自らがその科目でどのような力が身につくかを自覚し、その学修プロセスから評価までを知ることができる学修の指針となるべきものとして位置付けている。学生に配布されている「履修の手引き」においては、以下のとおり記載されており、学生は教育課程の全体を把握し、自身が2年間で学ぶ科目、そしてその学修すべき時期を把握することができる。

【履修の手引き抜粋】

シラバスとは、授業の内容や進め方などを記した授業計画書のことです。履修する科目の選択、授業の受講に当たり大切な情報が記載されています。シラバスをよく読むことにより、その科目に関する具体的なイメージをもつことができるとともに、各自の履修計画における各科目の位置付けを把握することもできます。

シラバスは、「シラバス作成要領」（根拠資料 4-13）に基づいて全学で統一された形式に従い作成される。全授業科目について教務委員会による内容確認（必要に応じ担当教員に修正指示）を経て確定とし、ウェブ上で公開している。

令和4年度の記載項目は、「授業科目名称」「授業科目英語名称」「開講期間」「配当年次」「単位数」「科目必選（必修・選択の別）」「担当教員氏名」「正課学生以外の受講可否」「教育課程（授業科目区分）」「授業形態」「資格対応」「授業のねらい・概要」「キーワード」「学修目標」「授業の位置付け」「授業の計画」「教科書」「参考書等」「授業の形式」「成績評価の方法」「授業前・授業後の学修」「履修に当たっての留意点」「実務経験を生かした授業内容」「備考」となっている。

このうち「授業の位置付け」（令和元年度追加）には授業科目とDPとの関連性を明記し、「授業前・授業後の学修」（平成28年度追加）には単位の実質化を図る取組のひとつとして、授業時間外における自己学習に要する時間、又は学修すべき内容を明記している。

しかしながら、2年次生学生アンケート（[根拠資料 4-14](#)）の集計結果では、学生の自学自習時間はまだ単位数当たりの学習時間を満たしていない結果となっている。このため、教育の質向上に向けた教育課題検討部会では、能動的かつ主体的な授業外学修の更なる促進に向け、授業外学習への具体的な取り組み、その他学修を促進する情報等を新たにシラバスに明記することについて検討を始めている（[根拠資料 4-15](#)）。

これら学生の主体的学修を促進するためのシラバスの在り方については、中期計画及び年度計画に掲げ、学生アンケート等の客観的データにより効果を確認しながら、改善を行っている。

▽授業内容・方法、履修指導など

効果的な教育を行うための措置として、授業時間内での指導のほかに、学科毎に学年別ガイダンス、入学前教育、リメディアル教育や補習授業を実施している（[根拠資料 4-16](#)）。また、本学の制度として、定められた時間を教員が研究室を学生に開放するオフィスアワーの設定を実践し、個別対応によるきめ細かな指導を徹底している。

学生の主体的参加を促す授業形態として、本学の授業において、能動的学習方法を導入している科目数は平成29年度から令和2年度にかけて増加しており、教員は教授方法として積極的に取り入れている（[根拠資料 4-17](#)）。

また、双方向型の情報ツールの活用や、アクティブラーニングを支援する教室環境、情報ネットワーク環境の整備を進めている。学習管理運営システム（LMS）の導入を進めており、学生の学内・学外での学修を支援するためのICT環境の整備に努めている（[根拠資料 4-18](#)）。

履修指導については、オリエンテーション等の機会を通じて行っているまた、履修の手引き（[根拠資料 4-4【ウェブ】](#)）にカリキュラム概要図を掲載し、将来の進路に対応した履修モデル、学びの内容や目標を提示することにより、学生に適切な履修を促している。

学習意欲の高い学生に対応するため、単位の上限設定はしていない。しかし、各学期の開始前に行われるガイダンス（新入生オリエンテーションを含む）において、履修にあたっては事前・事後学修が求められることを十分に説明し、単位の実質化を図る措置を行っている（[根拠資料 4-19](#)）。

▽教育の実施に当たっての全学内部質保証推進組織等の関わり

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置は、教育の質向上に向けた教育課

題検討部会（根拠資料 2-29～30、4-20～25）において検討され、学務調整会議（根拠資料 2-23）で審議され、短期大学部において実施される。

▽ COVID-19 への対応

COVID-19 対策として、令和 2 年 5 月 18 日から 6 月 19 日までは原則として全ての授業を遠隔で実施し、学生の安全と学修機会の確保に努めた。授業はオンデマンドであっても原則として時間割どおりに実施し、対面授業に戻る際に学生の生活リズムに不調をきたすことがないように配慮した。また、風邪症状学生や濃厚接触学生を欠席扱いにしない取扱いとし、補講や追加の課題、追試の実施等、柔軟な対応に努めている。

令和 2 年 6 月 22 日から全授業科目で対面授業へ移行したが、遠隔授業システムの機能は残し、資料を電子配布することで配布物を介した感染の防止につながっているほか、県外在住の非常勤講師による遠隔での授業実施、対面と遠隔のハイブリッド授業の実施等で学生の学修機会の確保に努めている。

遠隔授業システムの効果としては、感染防止に役立つほか、チャット機能を利用することで対面授業よりも活発な意見交換や発言ができること、オンデマンド型の授業では再学習が可能であることが挙げられる。

学外実習については、県内及び本学内での感染状況を勘案し、本学としての実習可否を判断した上で、事前に、実習施設に対し、実習の受入れを確認した上で実施している。学外実習の 2 週間程度前から、学生は自らの健康管理をするよう指導している。学外実習が実施できない場合は日程の変更や学内演習に切り替える等、可能な限り充実した学修となるよう配慮している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 実践的な能力を修得している者に対する単位の適切な認定（【学専】）
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

▽厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施

本学における成績評価は、DP及びCPを踏まえ、当該科目・授業の位置づけ（分野、年次）にふさわしい学修目標を設定し、学生の学修到達度を適切な基準（試験、レポート、演習・実習への積極的な関与等の姿勢態度）を用いて行っている。学修目標及び評価方法はシラバスに明記しており、学生は何を求められ、何によって評価されるかを履修開始から意識しつつ、学修を進められる（[根拠資料 4-8【ウェブ】](#)）。

評価方法は、学修目標に対する到達度について0～100点で評価し、これを「秀、優、良、可、不可」の5段階で表記のうえ「可」以上を合格として所定の単位を付与している。また、それぞれに「4、3、2、1、0」のGP（グレードポイント）を付与し、履修単位当たりのポイント平均値を算出し、学期GPAと通算GPAをホームページで公開することで学生が自身の学修効果を把握できるようにしている。評点を付さない授業科目は「合格、不合格」の評価としている（GPAの対象外）。これらは学則及び履修規程（[根拠資料 4-26【ウェブ】](#)）に定め、「履修の手引き」により学生に周知している。

また、「秀」を「目標を上回る特に優れた水準に達している」と定義し、対象者を履修者の概ね1割未満と定めることで（[根拠資料 4-27](#)）、難易度の考え方（本学学生の1割程度が学習目標以上の成果に到達できるという難易度）に共通認識を図っている。

学生が他大学等で履修した授業科目の単位や入学前の既修得単位については、学生本人からの申請に基づき、各学部の教務委員会において単位数、時間数、シラバスの内容等の確認を行った後に、教授会の議を経て認定している。この取扱いは学則第24条（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）に定め、「履修の手引き」により単位の取扱い等を含めて学生に周知している（[根拠資料 4-4【ウェブ】](#)）。

▽成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価、単位認定及び学位授与に係る方針は、短期大学部において策定し、学務調整会議（[根拠資料 2-23](#)）での協議を経て、合同教育研究会議（[根拠資料 2-6](#)）における審議の上、決定される。

一定科目での高い評価成績評価の客観性を担保するための一方策としては、授業科目ごとの成績分布を一覧にまとめ、各学期終了時に学務調整会議において教職員に公表している。

▽学位授与における実施手続及び体制

卒業・修了要件については、学則（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）により、必要な在学年数、必要な授業科目の履修及び単位数の修得などの要件を確認し、教授会規程（[根拠資料 4-28](#)）により教授会において卒業判定会議を開催・審議し、その結果に基づき、学長が卒業認定を行っている（[根拠資料 1-4【ウェブ】](#)）。これらのことについては、「学生便覧」（[根拠資料 1-10](#)）「履修の手引き」（[根拠資料 4-4【ウェブ】](#)）で学生に周知している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価してい

るか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取組に対する全学内部質保証推進組織等の関わり

▽各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

学修成果の把握及び評価方法の整備に当たっては、平成30年度から教育の質向上に向けた教育課題検討部会において検討を開始し（[根拠資料 4-20～25](#)）、学習過程の可視化と、その学修成果の可視化、2つの側面から進めてきた。学習過程の可視化では、各学部の科目編成の系統図と各年次における学びの内容を「入学案内」（[根拠資料 1-7【ウェブ】](#)）及び「履修の手引き」（[根拠資料 4-4【ウェブ】](#)）に掲載した。そこでは、DPに示されている各能力と履修科目とを対応づけることで、年次進行とともにどのような能力を身に付けていくのかを学生各自が意識できるようにした。

この学習過程の可視化によって示されたDPの各能力の学修成果の測定については、令和2年度に基盤教育及び各学部のアセスメント・ポリシーを策定し（[根拠資料 4-29](#)）、測定の時期と方法、対応するDP、結果の活用・公開方法を定めた。令和3年度には、試行を含めた実質的な運用を行うと共に一部修正を加え、完成版とした（[根拠資料 4-30](#)）。令和4年度から本格運用を開始する。

▽学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

第3期中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）において「ポリシーと連動したカリキュラム編成と定期的な点検・見直し」及び「学修成果の評価基準の明確化及び評価方法の整備」に係る取組の一環として、令和2年度は各学部のアセスメント・ポリシーの策定を行い、令和3年度には、試行を含めた実質的な運用を行うと共に一部修正を加え、完成版とした。（[根拠資料 4-30](#)）令和4年度から本格運用を開始する。

また、両学科共通の学修成果評価基準として、初年次に、幅広い教養とコミュニケーション能力を図るPROGテストを実施することで自己の能力を客観的に把握させ、その後能力の変化を確認できるよう2年次に再度実施している。また、生活科学科生活デザイン専攻における二級建築士学科模擬試験、生活科学科食物栄養学専攻における栄養士実力認定試験の結果により専門分野の能力を評価している。また、こうした取組の一環として、

アセスメント結果については、令和5年度からウェブページ上で公表することとしている。

さらに、卒業時には、卒業年次アンケートとして、自ら設定した学習目標の達成度を調査している（根拠資料 4-31）。また、3年ごとに実施している就職先企業アンケートにおいては、建学の理念及び短期大学部の人材育成目標を示した上で、本学卒業生が身に付けている能力について調査している（根拠資料 4-32）。それらの結果を評価指標として用い、教育内容の改善と充実に向けて活用している。

さらに、3年ごとに実施している就職先企業アンケートにおいては、建学の理念及び各学部の人材育成目標を示した上で、本学卒業生が身に付けている能力について調査している（根拠資料 1-16）。それらの結果を評価指標として用い、教育内容の改善と充実に向けて活用している。

▽学習成果の把握及び評価の取組に対する全学内部質保証推進組織等の関わり

中期計画（根拠資料 1-12【ウェブ】）に定められた、また本学の教育に関する取組や教育課題の検討等、全学的な合意形成を図る必要のある事項は、教育の質向上に向けた教育課題検討部会（根拠資料 2-29~30、4-20~25）において検討され、学務調整会議（根拠資料 2-23）での協議を経て、最終的に合同教育研究会議（根拠資料 2-6）で決定される。学修成果の把握及び評価の取組は、これらの組織体制の下、本部等と短期大学部の連携により行われている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

▽適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・定期的な点検・評価

定期的な点検・評価としては、全学の中期計画（根拠資料 1-12【ウェブ】）における教育課程の項目について、教育支援本部（教務に関する全学的な組織）、短期大学部及び併設大学の学部・研究科、それぞれが年度毎に計画・実施・点検を行い、大学評価委員会に報告している。大学評価委員会の点検・評価を受けた結果は、翌年度の計画等に反映させながら部局ごとに改善・向上に努めている。

短期大学士課程については、授業内容や授業方法等の改善・向上のために全学的に「授業に関する学生アンケート」を、学期毎に学部等指定した科目（3年に1度調査対象となるように選定）を調査対象とし実施している（根拠資料 4-33）。

▽COVID-19の対応について

令和2年度前期は、COVID-19の感染拡大防止のため、前期の授業開始時期を5月18日

とし、6月19日までの5週間の授業を全学的にオンライン方式による授業方法で実施した。この間、遠隔授業に必要な環境が整わない学生には学内施設を一部開放するなど、学びが継続されるような措置をした。6月22日以降は、感染防止策をとりながら全学的に対面授業を実施している。遠隔授業については、全学生に対し「遠隔授業に関する学生アンケート」を実施し、遠隔授業の受講状況、教育的効果などについて調査し、その結果を学生及び教職員に公表した（根拠資料 4-34）。さらに、今後の遠隔授業の活用についての可能性を検討するため、「遠隔授業に関する教員アンケート」を実施し、遠隔授業の実施状況や意見、要望を調査し、その結果を教職員に公表した（根拠資料 4-35）。

（2）長所・特色

国際文化学科では、リーディングマラソン室を設置し、読書を通じた語学力や外国文化の理解を促している。英語や韓国語のさまざまな分野の本の貸出を行い、学生が楽しみながら自主的に外国語に触れる機会を提供している。初級・中級者向けの豊富な文献やオーディオ資料や上級者向けの本格的な洋書文献や卒業研究に役立つ英字資料等、学生が各自の興味関心に沿ってリスニング力とリーディング力を付ける設備が整っている。加えて、外国人のラーニングアドバイザーが週2日程度在室しており、外国語の会話指導や学習相談に応じている（根拠資料 4-36）。

（3）問題点

令和2年度より、学習成果を測定する方法について検討に取りかかり、各学部においてアセスメント・ポリシーを策定し（根拠資料 4-29）、令和3年度には、各学部でその運用を開始した（根拠資料 4-30）。しかしながら、測定結果をもとに、カリキュラムや教育法の見直しを行うための体制作りは今後の課題であった。これに対処すべく、本学における教学マネジメントの確立に寄与するための教学IR推進体制の構築のために「教学IRセンター」を設置することとした（根拠資料 4-37）。このセンターのもと、教育成果および学修成果の可視化による教育の質の向上を図っていく。

（4）全体のまとめ

本学では、全学的な策定方針の下、授与する学位ごとにDPとCPを定め、入学案内や履修の手引き、大学ウェブページ通じて広く公表を行っている。また、それら方針に基づいて各学位にふさわしい教育課程を体系的に編成し、適切な授業科目を開設している。さらに、効果的に教育を行うために様々な取組を実施し、適切な成績評価、単位認定及び学位授与を行っている。学修成果の把握・評価については、令和4年度からのアセスメント・ポリシーの本格運用に合わせ、評価結果の分析やそれに基づいた教育改善や全学的な集約につなげていくこととしている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では学生の受け入れに係る方針を、中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）において以下のとおり定めた上で、短期大学部のアドミッション・ポリシー（以下「AP」と言う。）を策定し、公表している。

「求める学生像、入学選抜の在り方をアドミッション・ポリシーとして明確化し、それに基づいた多様な入学者選抜試験を実施するとともに、入試制度の検証・改善を図る。」

（中期計画No.11）

▽策定の経緯

①初期APの策定

建学の理念（[根拠資料 1-1【ウェブ】](#)）や大学の基本的方向（[根拠資料 1-3【ウェブ】](#)）に則って短期大学部のAPを明確化し、平成18年度入学者から適用した。

②APの見直し

平成27年度受審の第二期認証評価において、併設する岩手県立大学において、APに求める学生像を明記すること及び、APを課程別に区別することが努力課題として指摘された。さらに、平成28年3月には中央教育審議会大学分科会大学教育部会が公表した「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」を受けるとともに、平成29年度を始期とする第3期中期計画に向けた当時の入試制度の検証結果を踏まえて、課題と取組の方向性を整理しながら全学及び各学部APを見直すこととした（[根拠資料 5-1](#)）。

この際には同時に、第3期中期目標に対応して見直した、DPとCPとの調整も図っており（[根拠資料 5-2～3、2-25](#)）、これが現在のAPとなっている。

▽APの構成

全学APは、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本的な考え方」で構成されている。

各学部のAPは、「求める学生像」及び「選抜の基本方針」に加え、選抜方法と学力の3要素との対応を明記している。

▽公表

全学及び各学部のAPは、本学ウェブページ（[根拠資料 5-4【ウェブ】](#)）、入学案内（[根拠資料 1-8【ウェブ】](#)）、入学者選抜要項（[根拠資料 1-9【ウェブ】](#)）及び学生募集要項（[根拠資料 5-5【ウェブ】](#)）、入試説明会（[根拠資料 5-6](#)）で公表しているほか、学部については、高校生を対象とした大学見学（[根拠資料 5-6](#)）、高校訪問（[根拠資料 5-7](#)）、高校教員を対象と

した大学説明会（[根拠資料 5-8](#)）、岩手県高等学校長協会との教育懇談会（[根拠資料 5-9](#)）、さらに保護者を対象とする入試相談会（[根拠資料 5-10](#)）などでも配付資料や説明用資料に記載して、広く周知している。

以上のように、本学では、学生の受け入れ方針を適切に設定し、公表している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学の短期大学士課程では、主に高校生を対象とした一般選抜、学校推薦型選抜に加え、社会人・帰国生徒を対象とした多様な選抜方法を採用し、それぞれのAPに掲げる学生の受け入れに取り組んでいる（[根拠資料 1-8【ウェブ】](#)）。

授業料や入学料の免除申請など、経済的支援制度については、募集要項（[根拠資料 5-5【ウェブ】](#)）や入学案内（[根拠資料 1-7【ウェブ】](#)）に掲載するとともに、入学手続のために配付する資料にも掲載し、周知に努めている（[根拠資料 5-11](#)）。特に、東日本大震災により甚大な被害を受けた者への経済的支援として、入学料・授業料を減免する制度を設けている。

本学の入学者選抜に関する事項は、学長、副学長、学部長等、及び教育支援本部の教職員から構成される入学者選抜試験検討会議（[根拠資料 2-25、5-12～13](#)）の審議を経て決定しており、また、毎年度の入学者選抜に当たっては、文部科学省が定める「大学入学者選抜実施要項」と公立大学協会が定める「公立大学の入学者選抜についての実施要領」に則している。

各選抜に際しては、入試に携わる教員と教育支援本部の委員で構成される入試連絡調整会議（[根拠資料 5-14](#)）を組織して学内の情報を共有した上で、短期大学部においても入試実施本部を設置し、適正な入学者選抜を実施している。

入試情報の公表に関して学部の入学者選抜では、全選抜区分の「募集定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数」、一部の選抜区分については「合格者の最高点、最低合格点、平均点」を「試験問題、解答例、出題意図」とともに公表している（[根拠資料 1-7【ウェブ】](#)、[5-15](#)）。さらに、受験生からの開示請求に応じて自身の総合点を開示している（[根拠資料 5-5【ウェブ】](#)）。

また、身体の機能に障がいのある者、或いは受験に際して特別な配慮を希望する者については、事前に申し出を求める旨を選抜要項、募集要項、（[根拠資料 1-8【ウェブ】](#)、[5-5【ウェブ】](#)）に記載し、大学として責任ある教育が可能な状況であれば、受験時や入学後の学修に際して特別な配慮をしながら受け入れている（[根拠資料 5-5【ウェブ】](#)、[5-16](#)）。

以上のことから、本学では、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<p>評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
--

本学では、学則第3条により入学定員、収容定員を定めている（[根拠資料1-4【ウェブ】](#)）。

＜入学定員、収容定員＞

学科・専攻		入学定員	収容定員	入学定員充足率 (H29～R3)	収容定員充足率 (H29～R3)
生活科学科	生活デザイン専攻	25人	50人	1.07	1.08
	食物栄養学専攻	25人	50人	1.07	1.05
国際文化学科		50人	100人	1.06	1.09
計		100人	200人	1.07	1.08

入学定員充足率（5年平均）は、上記の表に示すように各学科・専攻とも1.20未満と適正な状況にある。また、収容定員充足率（5年平均）についても同様であり、適切な定員の設定によって学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

本学においては、中期計画に掲げる「学生の受け入れ」に関連する項目No.11（[根拠資料1-12【ウェブ】](#)）の自己点検を教育支援本部入試グループ（入試に関する全学的な組織）と短期大学部がそれぞれ毎年度行い、全学評価委員会に報告している。その評価結果を翌年度の計画等に反映させることによって学生の受け入れに係る改善・向上に努めている。

また、令和2年度からは、新学習指導要領に対応した入試制度の検討のために、「入学者選抜検討に係る作業部会」に参加し、短期大学部における課題や新学習指導要領に対応した大学入試（令和7年度入学者選抜（令和6年度実施））に向けて入学者選抜要項等の見直し

に対応すべく、検討を進めている（根拠資料 5-17～18）。

令和 3 年度入学者選抜においては、COVID-19 の感染拡大防止策をとりながら各選抜を実施しており（根拠資料 5-19）、一般選抜では追試験日を設ける等の対応を行った。

以上のことから、本学では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいる。

（2）長所・特色

本学では、定期的に「岩手県高等学校長協会との懇談会」「高大接続委員会」「県内高校訪問」「高校教員説明会」などの機会を設け、志願者を送り出す高校側の意見の集約に努めている。高校側の意見に対しては、翌年度の高大連携事業計画策定等のために活用している（根拠資料 5-20）。

入試制度の変更に際しては、これらの意見も加味して対応を決定しており、平成 29 年 7 月に文部科学省が示した「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」への対応では、主体性等の評価における調査書活用の検討に関して、高校側の負担を考慮し、様式に示されている以外の事項について詳細な記載を求めないこととした（根拠資料 5-21～22）。

（3）問題点

なし。

（4）全体のまとめ

本学では、公表した学生の受入れ方針に基づき、学生募集要項及び入学者選抜の制度や実施体制を適切に管理し、厳格・公正に運営している。また、適切な入学定員の設定による学生の受入れを行い、収容定員に基づいた学生数管理を適性に行っている。加えて、学生の受入れの適切性についても、毎年度点検・評価を行い、その結果を踏まえ、改善に資する取組を行っている。

以上のことから、本学では学生の受け入れについて、大学基準に照らして概ね良好な状態にあると評価できる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1) 短期大学全体

本学では、岩手県立大学及び岩手県立大学宮古短期大学部とともに、教員組織の編制に係る方針や求める教員像を、第三期中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）並びに公立大学法人岩手県立大学教員定数管理計画（以下「定数管理計画」という。）（[根拠資料 6-1](#)）に基づき以下のとおり定めている。

・定数管理計画に基づき計画的な教職員の配置を行うとともに、教育・研究・地域貢献・大学運営を担う優秀で多様な教職員の採用や昇任を適切に実施する（中期計画 No.33）。

この、定数管理計画は、本学としての教員定数、教授の任用数を明示し、地域のニーズや社会経済情勢の変化など短期大学を巡る環境の変化に対応させつつ、建学の理念・大学の目的を達成するために必要となる6年間の教員定数等を定めており、この定数管理計画に従い毎年、年度当初に、教員組織の編制の方針を検討し、学長・副学長との協議を経て、人事計画を定めている

なお、前述の学長・副学長と学部との協議は、毎年度、学部が人事計画に関する案を策定する段階において実施し、この学部が策定する人事計画案が、建学の理念・大学の目的の実現に資する教員・教員組織の編制方針となるよう、全学的な方針との整合性が図られているか等の観点から協議が行われている。

本学が求める教員像は、第1章に掲げる建学の理念・大学の目的の実現に貢献する教員で、短期大学の人材育成の目的に合わせて、学生の教育に携わる資質があり、短期大学の専門性に応じた教育・研究の実績や能力のある人材かつ、社会に貢献する人材であり、教員の採用や昇任にあたっては、教育・研究・地域貢献・短期大学運営を担う優秀で多様な人材の採用や昇任を適切に実施している。

こうした方針や計画については、教員選考の際に本学での教授会において示され、教員への周知は、この過程において図られている。

その他、教員の資格要件については、法令等を踏まえ、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準（[根拠資料 6-2](#)）」及び「教員選考手続内規（[根拠資料 6-3](#)）」を定め、教授、准教授、講師、助教及び助手の職位毎に、その責務及び資格を規定している。

個々の教員の採用・昇任については、この全学的な選考基準及び手続内規に従い行われる。これらの教員組織の編制に係る方針や本学が求める教員像は、「全学内部質保証方針（[根](#)

拠資料 2-4【ウェブ】」に則り、全学的に共有されている。以上、本学では、教員組織の編制に関する方針や大学として求める教員像を明示している。

2) 生活科学科

生活科学科は、その教育研究上の目的に「人間生活の「衣」「食」「住」に関する高度な技術と見識を持ち、さまざまな社会問題を解決して、かつ地域に対する貢献をなすうる能力を持った人材の育成」を掲げ、この目的の実現を目指した教育を実践している。

こうした目的を踏まえて、生活デザイン専攻では、人間生活の「住」と「衣」に関する高度な技術と見識をもって、様々な社会問題を解決し、かつ地域に対して貢献できる即戦的能力をもった人物を重視している。特に社会が要請する「二級建築士」をはじめとする諸資格を得られるような「実学」を重視する教育に貢献できる教員を重視している。

また、食物栄養学専攻では、生涯にわたって健康で活動的な充実した人生を送ることができるよう、健康科学の専門的な知識・技術を修得するとともに、広く食について学び、日々の生活に生かすことができる能力をもった人材や、「食」による「健康の維持・増進」や「食教育」に関する専門知識と応用能力をもった人材を育成する能力をもった人物を重視している。本専攻では、学生全員が栄養士免許を取得可能なカリキュラムを組み、教育においては、教員と学生、あるいは学生相互間での活発なコミュニケーションを重視しており、これらの教育目的を達成できる教員を重視している。

3) 国際文化学科

国際文化学科は、その教育研究上の目的に「西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を理解し、これを尊重する豊かな人間性と国際感覚を身につけ、また、異なる文化圏に生きる他者と正しくコミュニケーションできる能力を涵養することを通し、地域文化の振興及び国際化に貢献できる人材の育成」を掲げ、この目的の実現を目指した教育を実践するために、本学科の教育課程である基盤科目（教養科目・キャリアデザイン科目）、基礎専門科目、専門科目（専門共通・西洋文化・アジア文化・日本文化）及び実践科目の分野などの専門性を重視し、こうした教育目的を実現できる資質を有する教員を重視している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
 - ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
 - ・ 短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置
 - （・ 国際性、男女比
 - ・ 専門職短期大学及び専門職学科における実務家教員の適正な配置（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置を含む）
 - ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮
 - ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- 評価の視点 3：教養教育の運営体制

本学では、適切な教員組織を編制について、第三期中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）並びに定数管理計画（[根拠資料 6-1](#)）に基づき以下のとおり定めている。

- ・ 定数管理計画に基づき計画的な教職員の配置を行うとともに、教育・研究・地域貢献・大学運営を担う優秀で多様な教職員の採用や昇任を適切に実施する（中期計画 No.33）。

この、定数管理計画は、全学及び短期大学部の6年間の教員定数、教授の任用数を定めており、教員組織の編制について、年度当初に学長・副学長との協議を行う。

この学長・副学長と学部との協議は、毎年度、学部が人事計画の案を策定する段階において実施し、短期大学部の教員組織の編制が、建学の理念・大学の目的の実現に資する編制となるよう、全学的な方針との整合性が図られているか等の観点から協議が行われている。こうした協議結果を踏まえて、本学では、適切に教員組織を編制している。

▽短期大学全体及び学科ごとの専任教員数

本学の専任教員の配置については、前述の中期計画及び定数管理計画に併せて、本学の教員組織の編制方針及び諸規程に従って、専任教員を配置し、短期大学設置基準上定められた所定の教員数を満たしている。

なお、教授数については、生活科学科において、令和2年度末に定年退職1名及び突発的な自己都合による教授職の退職者1名の計2名発生し、令和3年5月1日現在（大学基礎データ基準日）では、一時的に教授が不足していたが、令和3年10月に1名、令和4年4月に1名の計2名を採用し充足させることにより、短期大学設置基準に定められた教授数を満たすこととなっている。

本学の令和3年5月1日現在の専任教員数は、22名で、職位別構成は、教授5名（22.7%）、准教授9名（40.9%）、講師6名（27.3%）、助教2名（9.1%）となっており、さらに助手1名が配置されている。

▽適切な教員組織編制のための措置

適切な教員組織の編制については、本学の教育課程に対応した教員の適正な配置や、学長・副学長との協議を通じて、全学的な視点に加え、カリキュラムへの対応や教育組織としての年齢構成のバランスなどを考慮した教員の採用を行うなど、教育の実施体制の整備に取り組んでいる。

なお、学長・副学長と短期大学部においては、本学の教員組織の編制が、建学の理念・大学の目的の実現に資する組織編制となるよう、全学的かつ中長期的な視点から、短期大学部の教員組織の編制について協議・調整が行われ、その結果が本学の教員組織の編制等に反映されている。

▽教員組織の年齢構成

教職員の年齢構成については、学長・副学長と短期大学部の協議を通じて、教育組織としての年齢構成のバランス、男女比率などを考慮した教員の採用を行うなどの取組を行っている。

このため本学では、30歳から59歳までに大きな偏在はみられず、概ねバランスが図られ

た年齢構成となっているほか、女性教員の比率は59.1%となっている。

なお、本学の定年は65歳となっており、専任教員の年齢構成は、30～39歳27.3%、40～49歳22.7%、50～59歳31.8%及び60歳以上18.2%となっている（短期大学基礎データ表5）。

▽教員組織は、成果を上げるに十分な教員で構成か

本学の教員組織については、中期計画で、教育に関する目標を達成するための措置として、併設の大学及び短期大学部を含めた全学的な教学マネジメントの下、本学の卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいた教育課程の編成、学生の能動的学習の推進、学修成果の可視化、多文化理解を醸成する教育プログラムの充実、就業力の育成等に取り組むことを掲げ、適切な教員組織を編制するため、本学の教育課程に対応した教員の適正な配置に取り組んでいる。

具体的には、定数管理計画において、教員定数26人、教授の任用数9人と定め、この範囲内で、教育に関する目標を達成するために必要とされる教員を配置している。

以上のことから、本学教員組織の編制については、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に編制していると評価できる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用手続きについては、「公立大学法人岩手県立大学職員就業規則」（以下、「就業規則」という。）（根拠資料6-4）第6条に、職員の採用については、選考又は競争試験によるものとするとしており、公正性を確保している。

また、教員の昇任の手続きについては、就業規則第13条に、教員の昇任は選考により実施され、この選考は、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うと定められている。

こうした教員の採用及び昇任については、全学共通の規程である「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」（根拠資料6-2）により基準を定めており、教員の採用及び昇任における各職位において必要とされる、学位、研究上の業績、大学教員としての経歴等の資格要件を明らかにしている。上記の基準に従った本学教員の採用及び昇任に関する手続は、「教員選考手続内規」（根拠資料6-3）に基づき行われている。

なお、学部としてより求める人材の学位、研究業績、大学教員としての経歴等の資格要件などを定めた短期大学部独自の教員選考内規を設けている（根拠資料6-5）。

これらの関係規程等に基づき、学部長は、所属教員の採用及び昇任の必要が生じた場合、教授会等の意見を聴取し、その実施及び条件を定め、学長に内申し、この内申を受けた学長は、必要に応じ人事委員会（根拠資料6-6）に採用又は昇任の必要性について検討を指示し、その報告を踏まえ内申に係る教員採用又は昇任の可否を決定のうえ、その結果を学部長に通知する。

学部長は、教員採用又は昇任の実施が認められたときは、そのための選考委員会を学部を設置し、選考委員会において審査を行い、選考委員会は、当該審査が終了したときときは、速やかにその結果を学部長に報告し、この報告を受けた学部長は、教授会等に意見を聴取の

うえ、候補者を決定し、前述の選考手続等の経緯等を学長に報告する。報告を受けた学長は、必要に応じて人事委員会に諮って、当該採用又は昇任の可否を決定する。

以上、本学では、公正性を確保しながら全学的手続の下で、短期大学部では、学部教員選考規程等の内規により、短期大学部に応じた資格要件及び手続を定め、上記内申又は、人事委員会による選考を行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

本学では、中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）において、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動に係る方針を以下のとおり定めている。

- ・体系的な全学FD体制を構築するとともに、各学部の特性やニーズに応じた組織的なFD活動を推進し、教員の教育力の向上と実質的な授業内容・方法の改善を図る。（中期計画 No.9）
- ・教育研究活動の適切で効果的な運営を図るため、高等教育施策大学運営に関するセミナーなど、FDとSD（スタッフ・ディベロップメント）（以下「SD」という。）を融合させた研修等を実施することにより、大学運営等に必要な知識や技能を修得させ、教職員の資質能力の向上を図る。（中期計画 No.34）

FDについては、高等教育推進センターの高等教育企画部が中心となり、組織的な実施と推進を行っている（[根拠資料 6-7](#)）。

毎年1～3回程度開催してきた全学FD研修について（[根拠資料 6-8](#)）、平成28年度からは、「FD・SDの日」を年2回設けて学年暦に記載する等の取組を継続することにより、全学的にFD活動への参加の意識づけを行い、より一層のFD活動への参加機会の確保や参加しやすい体制整備を行ってきた。この「FD・SDの日」は、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、主に高等教育の政策の動向やトピックをテーマとして、全学の教職員を対象とした高等教育セミナーを開催している（[根拠資料 6-9～17](#)）。このセミナーの参加状況及びアンケート結果は全学的に公開し、この結果をもとに、高等教育推進センターでは、次のFD・SDの日で開催するセミナーのテーマや内容を検討している（[根拠資料 6-18～19](#)）。令和2年度は「教学IR」を、令和3年度は「学生の進路支援」及び「ICTを活用した教育方法」をテーマに開催した（[根拠資料 6-14～17](#)）。

FDの点検・評価の一環として、高等教育政策の動向や学内のニーズを把握し講演会以外の形態も取り入れたセミナーを検討するため、平成30年度にFDのニーズ調査を実施した。その結果（[根拠資料 6-20](#)）をもとに、求められるFD・SDを「高等教育のリテラシー形成」「専門教育での指導力・研究力形成」「学生支援力形成」「マネジメント力」の4分野に分類し、さらにこれらを16カテゴリーに細分した「岩手県立大学FD・SD体系表」としてまとめた。これに基づき、令和2年度以降の実施方針として、各本部・学部等において特

に重視すべき取組を明示した「岩手県立大学FD・SD実施要綱」を策定し、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図る取組を行うようにしている（根拠資料6-21～22）。

各学部のFDの実施に当たっては、学部毎に予算を設け、配分している（根拠資料6-23）。各学部では、勉強会・研修会等の開催、学外機関が主催するシンポジウムへの参加など、それぞれの学部の特性やニーズに応じたFD活動を実施している。高等教育推進センターは、各学部からの年間実施計画書、年間実施報告書及びFD参加状況報告書で実施状況を集約し、全学で共有している（根拠資料6-24～25）。各学部の教員が他学部のFDの情報を知り、積極的に参加できるよう、令和2年度からは集約した内容を全学的に広く公開し、参加率の向上を図っている（根拠資料6-26）。

本学の教育、研究、大学運営、社会・地域貢献に係る諸活動を活性化させるとともに教員の活動意欲を促進し、本学の理念の実現及び中期目標・中期計画の達成に資することを目的として、教員の努力を適切に処遇等に反映させるよう教員業績評価（根拠資料6-27）を実施している。

教員業績評価は、自己の業績に対する評価としての一次評価、各学部等の所属長による一次評価に基づいた二次評価、評価の客観性及び公平性を図るため、全学で組織する教員業績評価委員会（根拠資料6-28）において、二次評価結果をもとに総合的に判断する三次評価を毎年度実施している。

評価結果は、勤勉手当に反映している。

点検・評価項目⑤：併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

評価の視点1：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性 評価の視点2：併設大学における兼務の状況
--

本学では、前述のとおり岩手県立大学及び岩手県立大学宮古短期大学部とともに、定数管理計画（根拠資料6-1）を策定し、当該計画に基づき毎年、計画的な教員の配置を行っている。短期大学部を含めた全ての学部では、この計画に従い年度当初に学部の教員組織の編制方針案を策定し、この方針案について、学長・副学長との協議を実施し、短期大学部の教員組織の編制方針、採用や昇任の見通しなどの人事計画案を定めている。

この教員組織の編制方針を初めとした人事計画案は、短期大学部における毎年度ごとの組織運営の方向性となるもので、教員の募集、採用、昇任の実施に関し議論がなされ、本学の理念や基本的な方向性が実現に向け適正な教員配置するための観点から協議が行われ、この協議結果に基づく人事計画案により学部の教員の採用や昇任が行われている。

点検・評価項目⑥：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、地方独立行政法人法に基づき第三期中期計画を定め、この中期計画に基づき毎年度、年度計画を策定し、この計画の取組内容やその実績については、年度末にその実績等として取りまとめることを通じて自己点検・評価を行っている。さらに、外部評価としては、県の評価委員会の評価（[根拠資料 1-14【ウェブ】](#)）を受審している。こうした第三期中期計画に掲げた取組項目については、認証評価の基準や点検・評価項目との整合性を考慮し、策定しており、両者を一体的に実行できる PDCA サイクルの運用を行っている。

以上のことから、本学では、教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行い、また、その結果に基づいて改善・向上に向けた取組を行っている判断できる。

（２）長所・特色

教員の採用・配置について、学長・副学長による協議制を通じた調整を行い、教育上の必要や財政運営との調整を図った。

なお、学長・副学長との協議の実施に当たり、短期大学部が必要とする人材の学位、教員の担当分野、経歴・教育研究業績などを確認するとともに、短期大学部内の職位が適切となるよう昇任検討等も実施している。

（３）問題点

なし。

（４）全体のまとめ

本学では、建学の理念・大学の目的の実現、中期計画や定数管理計画に基づく計画的な教員を採用、教員組織の編成に努め、教員の募集、採用、昇任等については、上記の方針や各種規程に基づき適切に行っている。

また、教員の資質の向上を図るための方策については、FDやSDを融合させた研修等の実施など、大学運営等に必要な知識や技能を習得させるなど、その資質向上に取り組むとともに、教員の教育研究活動の評価を適切に行っている。

さらに、教員組織の適切性については、定期的かつ組織的に点検・評価を実施しており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

以上のことから、本学は、短期大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、建学の理念・大学の目的を実現するための教員・教員組織は概ね適切であるといえる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では学生支援に係る方針を、第三期中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）において以下のとおり定めている。

- ・一人ひとりの学生が、安心かつ充実した学生生活を送ることができるよう、経済的な支援制度や、後援会と連携した課外活動の支援を強化するとともに、学生の主体的学修を支援するため、図書資料の充実やラーニング・コモンズ（学生の多様な学習活動を可能にする場）機能の利用促進を図る。

（中期計画 No.14）

- ・各学部と関係本部が連携の上、障がいや困難を抱える学生に対して、合理的配慮や学生サポートサロンによる個別相談等の支援を充実させる。（中期計画 No.15）
- ・各学部と各本部が連携し、アセスメント（学生個々のリテラシー及びコンピテンシーを測る評価テスト）の結果に基づく学生の強み・弱みの分析結果を踏まえながら、キャリア教育やインターンシップ等を通して確実な就業力の育成を図るとともに、個々の学生の希望に沿った就職・進学の実支援を行う。（中期計画 No.16）
- ・関係団体との連携のもと、学生の県内企業への理解を深化する取組を強化し、県内就職の促進を図る。（中期計画 No.17）
- ・東日本大震災津波からの復興及びふるさと振興に貢献するため、東日本大震災津波の体験で得た学生ボランティア活動のノウハウを学生間で継承させるとともに、各学部の特性を活かした共同研究や協働事業の展開等により地域活性化に向けた取組を推進する。また、学生の地元定着を促進するため、ふるさとといわて創造プロジェクトを継続実施する。（中期計画 No.29）
- ・学生及び教職員の心身の健康保持・増進を図るため、健康診断やストレスチェックの結果を効果的に活用しながら健康診断事業や個別相談事業を充実させるとともに、労働災害等の事故発生予防のための取組を実施する。（中期計画 No.43）

これらの方針は、「全学内部質保証方針」（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）に則り全学的に共有されている。また、ウェブサイトへ掲載することで全教職員が常時閲覧できる状態としている。

以上、本学では、学生支援に係る方針を定め、その方針を学内で共有していると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備

されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

▽学生支援体制の適切な整備

本学は、点検・評価項目①で示した中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）及び各年度計画に基づき、学生に関する校務を処理するため学生支援本部を置くとともに、学生支援本部に健康サポートセンターを設置している。学生支援本部には、本部長及び副本部長2人を置き、健康サポートセンターには、医師免許を持つ教員をセンター長とし、包括的な支援ができるよう運営体制を整備している。

学生支援本部の分掌事務を処理するため、事務局に学生支援室及び同室に学生支援課を置いている。学生支援課には、学生の修学、生活に関する事務及び学生相談等に関する事務を担当する学生支援グループ、健康の支援等に関する事務を担当する健康サポートグループ及び就職の支援に関する事務を担当する就職支援グループを設けている。

組織名称とは別に学生の認知度や利便性の向上を目的とし、本部棟1階の学生支援グループ及び就職支援グループの執務室をそれぞれ学生センター、キャリアセンターとの名称を付すとともに、学生の相談窓口を設置し、学生の認知度や利便性の向上を図っている。

平成28年度からは、悩みを持つ学生の相談拠点及び学生の休憩スペースとして学生サポートサロンをメディアセンターB棟に設置している。

また、学部には、学生支援を担当する委員会及び進路支援を担当する委員会を置き、毎年

度、定期的に併設の4大学部及び宮古短期大学部との合同による学生支援委員会及び就職支援連絡調整会議を開催し、本部と学部が連携して、学生の修学、生活及び進路支援に関する課題等について協議・意見交換を行うなど、適切な学生支援が可能となる体制を整備している（根拠資料 7-1～2）。

遠方からの学生のために、女子学生の学生寮を設置している。寮生活は学生の自治組織により運営されており、共同生活を通じて自律的かつ協調的な人間の形成を資することを目的としている（根拠資料 7-3～4）。

▽学生の能力に応じた補習教育、補充教育

第三期中期計画において「授業内容の確実な理解を図るため、全学的な方針を定め、十分な基礎学力を身に付ける補習教育と、学生の学修目標に応じて主体的な学修の機会を提供する補充教育を推進する(No.6)」こととしている。しかしながら、「補習教育」「補充教育」については用語の定義が曖昧であることから、令和2年度に教育の質向上に向けた教育課題検討部会において検討を行い、取組を推進する上での呼称をそれぞれ「補充的教育」「発展的教育」に改めた上で、「補充的教育・発展的教育の取組分類に係る基準」を作成し、体系化した（根拠資料 7-5）。その定義は次のとおりである。

分類		定義
補充教育	入学前教育	大学で学ぶために必要な高校までの学びを復習あるいは強化するために合格決定から大学入学前までに行う教育。又は、大学専門科目の学びに向けた経験や学修。
	リメディアル	大学で学ぶために必要な高校までの学修内容の修得。
	補習	特定の科目、または学部の学修目標に到達させることを目的としたカリキュラム（卒業要件）を補完する教育。
発展的教育		学部内の教育をさらに発展させるための学生の能力に応じた（教育課程内の科目内容よりも）レベルの高い学修支援。

また、同時に併設の四大を含め、実施されている取組を分類区分、学部等ごとに一覧として整理した（根拠資料 7-6）。補充教育のうち補習については、両学科とも入学前教育及びリメディアルの取組を行っており、発展的教育としては、国際文化学科において、編入学希望者を対象とした学習プログラムのほか、全学の希望者を対象に教育支援本部が主催する「English Time」「学び合いカフェ」などを行っている。

▽外国人留学生に対する支援

・経済的支援

経済的な支援を必要とする私費外国人留学生に対し、公立大学法人岩手県立大学外国人留学生奨学金規程（根拠資料 7-7【ウェブ】）に基づく奨学金給付制度があり、給付額は5万円/月としている。

・住居支援

国際交流協定締結校からの留学生に対しては、本学の近隣アパートを借り上げ貸与するとともに、賃貸住宅への入居を希望する私費外国人留学生に対しては、岩手県立大学外国人

留学生賃貸住宅連帯保証取扱要領（根拠資料 7-8）に基づき、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する留学生住宅総合保障制度への加入を条件として公立大学法人岩手県立大学が連帯保証を行う制度を設けている。

・チューターの配置

外国人留学生の学習・研究効果の向上及び生活環境への早期適応を図ることを目的として、外国人留学生チューター制度実施要領（根拠資料 7-9）に基づき在学生チューターを配置する制度を設けている。

・日本語レッスン

希望する留学生に対しては、学習効果の向上及び日常生活の支援を目的とし、学外講師を委嘱のうえ会話を中心とした日本語レッスンのできる体制を整えている。

・日本人学生との交流推進

留学生と日本人学生の交流推進を図るため、多文化理解交流会（留学生による母国語紹介）や日帰りバスツアーなどを実施している。

▽障がいのある学生に対する修学支援

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生に対して、特別な支援を必要とする学生の修学等支援要綱（根拠資料 7-10）及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（根拠資料 7-11）を定め、支援を行っている。これらの支援の充実を図るため、平成 25 年度から特別支援コーディネーターを置き、関係教職員との連携体制の下、学生一人ひとりの状態に応じた配慮を行っている。

具体的には、車いすでの利用に向けた固定式机・椅子の一部撤去や自動ドアの設置並びに精神障がいのある学生に対する履修登録の支援や定期面談の実施、定期通院に伴う欠席への配慮などを行っている。

特別支援コーディネーターは、学生の障がいの内容や希望する支援の内容等を適切に把握しながら、学部の学生委員会及び教務委員会と情報共有の上、学生支援本部において支援が必要な学生を決定し、学生に対する継続的な支援を行っている。決定に当たっては、学部の学生委員会において、特別支援コーディネーターも参加して学生の状態と要配慮事項について協議を行っており、学生委員会の判断等で教授会等での報告も行っている。必要に応じて学外の支援機関等（障害者職業センター等）とも連携している。

なお、障がいのある学生に対する修学支援制度については、大学のホームページに掲載し、常時閲覧できるようにしている（根拠資料 7-12【ウェブ】）。

【障がい学生支援に関する相談状況】 (件)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
57	21	64	36	47	43

▽成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振の学生については、教育支援室において履修登録、単位修得、成績等の状況を管

理しており、教育支援室から前期及び後期それぞれの成績情報を学部の教務委員会へ提供している。学部では教務委員会と教員が連携して当該学生への指導を行っている。

修学継続困難な学生に対する個別指導の補完的な位置づけとして、平成 26 年度からは原則として年 2 回（5 月、11 月）保証人への成績通知を行っている。欠席過多の学生や修学上指導を要する学生に対しては、学部からの依頼により保証人通知制度（[根拠資料 7-13](#)）による通知を行い、保証人からも必要な指導をいただくよう依頼している。

▽留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応

留年が見込まれる学生に対しては、教員が中心となって学生と面談を行い、学修状況、学生の生活の様子などを確認し、学生の状況を踏まえた相談指導を行っている。学部の留年率は 1～2% で推移している。

学生が休学又は退学しようとする場合は、原則として学部の学生委員の教員が面談を行ったうえで、当該教員の押印のある休学願又は退学願を学生支援室に提出する手続（[根拠資料 7-14【ウェブ】](#)）となっている。休学願・退学願の提出のあった学生に関しては、休学願・退学願及び教員との面談結果等を踏まえて、教授会で審議（承認）を経て、学長が最終判断を行い、学籍異動の決裁を行っている。

前期末又は後期末に休学許可期間満了を迎える学生に対し、それぞれ 8 月又は 2 月に復学等の手続を行うよう学生支援室から通知を行っている。

▽奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、各種の授業料等の減免制度や日本学生支援機構をはじめとする奨学金、本学独自の奨励金制度などにより学生に対する経済的支援を行っている。

授業料等の減免制度については、真に支援が必要な低所得者世帯の学生に対しては「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等の減免、経済的理由により授業料の納付が困難で学業成績が一定基準を満たす学生に対する授業料減免（以下「本学授業料減免」という。）（[根拠資料 7-15](#)）及び東日本大震災被災学生に対する授業料等減免（[根拠資料 7-16](#)）を行っている。

本学授業料減免は、平成 19 年度までは当該年度の授業料収入の 5% の枠内で免除を行ってきたが、平成 20 年度以降、設置者である県の理解を得ながら順次枠が拡大され、平成 29 年度以降には授業料収入の 11.5% の枠内で授業料減免を実施してきた。令和 2 年度には、高等教育の修学支援新制度が開始されたが、本学授業料減免の家計基準及び学力基準は変更なく、授業料減免の水準が維持されている。減免の枠が 11.5% に拡大された平成 29 年度から令和元年度までの減免実績は、約 60~70 人の学生に対して約 11,700 千円~12,600 千円の減免額となっている。高等教育の修学支援新制度が開始された令和 2 年度には人数、減免額とも大幅に増加している。これは、高等教育の修学支援新制度が授業料等の減免に併せて給付奨学金による支援も受けられる仕組みであったことが増加の要因であると推察している。

平成 23 年度から東日本大震災津波の被災学生に対する授業料等の減免を実施してきており、被災地の復旧・復興の度合いに応じて減免の内容等を見直しながら減免を継続している。

【授業料減免の実績】

(人、千円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額
新制度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	17,680
本学分	39	5,167	51	6,825	55	10,725	57	11,115	60	11,700	6	1,170
震災分	7	1,072	12	2,145	10	1,268	6	585	11	878	8	488
コロナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	195
計	46	6,239	63	8,970	65	11,993	63	11,700	71	12,578	106	19,533

※ 上表の人数及び減免額は、前期及び後期の延べ数であること。

日本学生支援機構の奨学金については、学生の半数以上が利用している。日本学生支援機構の奨学金制度が複雑になってきていることから、学生に対しては学生支援室から随時情報提供を行うとともに、手続が行われていない学生には個別連絡をするなど丁寧に対応している。日本学生支援機構以外の企業や自治体等が実施する奨学金については、学生に対して適宜情報提供を行い、必要な場合には学部と連携しながら推薦書等も作成している。

【日本学生支援機構の奨学金の利用状況】

(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
盛岡短期 大学部	学生数	227	228	209	220	217	214
	利用数	132	129	121	116	118	129
	利用率	58.1%	56.6%	57.9%	52.7%	54.4%	60.3%

※ 利用数は、給付奨学金及び貸与奨学金の計

本県の次代を担う人材の育成、本学の学術教育研究拠点としての機能強化を図ることを目的に、一定の学力要件を満たす学生に対して奨励金を貸与する公立大学法人岩手県立大学学業奨励金を設けている。本奨励金では、学生が岩手県内に就職した場合には返還が猶予され、一定年数勤務した場合には、返還が免除される仕組みとしている（根拠資料 7-17）。推薦者枠は、推薦入試等により入学した1年生を対象とした第1種奨学生1人となっている。平成 25 年度からは、東日本大震災津波の被災学生を支援するため、通常枠と同数の被災学生特別採用者枠を創設したが、被災世帯の生活再建が進んだことから令和 2 年度をもって特別枠による採用を廃止している。

【学業奨励金の採用状況】

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
通常枠	4	0	1	1	2	0
特別枠	0	0	0	0	0	0
合計	4	0	1	1	2	0

▽授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

入学料、授業料その他の費用及び関連規則等については、大学ホームページに掲載して幅広く公表するとともに、学生に対しては、授業料の額や授業料の免除の概要を学生便覧に掲

載して周知している（[根拠資料 1-10](#)）。

授業料減免の申請、日本学生支援機構の奨学金及び学業奨励金の申請については、毎年度4月に学生向け説明会を実施している。

▽学生の相談に応じる体制の整備

学生からの相談は多岐に渡ることから、学生支援室学生支援グループの執務室に設けている学生センター窓口のほか、健康サポートセンター、学生相談室、学生サポートサロン、キャリアセンターなど、学生の相談ニーズに幅広く対応できる体制やスペースを整えている。

学生からの相談に適切に対応できるよう、健康サポートセンターには保健師・看護師の資格を有する職員、学生サポートサロンには臨床心理士及び公認心理師の資格を有する職員、キャリアセンターにはキャリアコンサルタントの資格を有する職員をそれぞれ配置している。

学生センターでは、授業料等減免などの経済的支援や課外活動等に伴う申請・相談のほか、学生からの様々な相談に対応しており、必要に応じて学内のそれぞれの専門的な相談窓口につなぐ役割も担っている。平成30年度からは、経済的な生活困窮や生活相談などの学生のさまざまな生活課題に対応するため、各種支援制度に精通した学外の専門家（ソーシャルワーカー）による相談窓口も設けている（[根拠資料 7-18](#)）。専門家との相談の内容は、学生の同意を得た上で大学とも共有され、学生に対する重層的な支援体制の充実を図っている。相談実績は、平成30年度が延べ3件、令和元年度は延べ6件となっている。

学生が抱えるさまざまな問題について、学生から教員への質問や相談が容易にできるよう教員の研究室等に在室時間帯を設定して対応する「オフィスアワー制度」を平成21年度から導入している。

▽LGBTに関する学生支援のあり方検討

LGBT（生まれながらの性に拠らない性別の捉え方）に対する社会的な関心が高まっていること等を踏まえ、令和3年7月に、各学部、教育支援本部、総務室及び学生支援本部の教職員を構成員とした「岩手県立大学LGBT等に係る学生支援のあり方検討ワーキンググループ」を設置し、LGBTに関する課題の整理及び支援のあり方等について検討を進めている。今後は引き続き、ワーキンググループにおける意見を基に、ガイドラインの策定や相談窓口の設置、健康診断の個別対応等の必要な体制整備等を進めていく予定としている（[根拠資料 7-19](#)）。

▽ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

平成19年度から、公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程（[根拠資料 7-20](#)）に基づきハラスメント防止対策委員会を設置するなど、アカデミック・ハラスメント等を含むハラスメント全般の防止対策を実施する仕組みを整備している。ハラスメントに関する相談に応じるハラスメント相談員を置くなどの体制整備も行い、ハラスメントの防止及び排除に努めている。これらの仕組みや体制等については、学生便覧・ウェブ学生便覧への掲載や新入生オリエンテーションでの説明等で周知を図っている。また、

教職員に対しても、「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン（根拠資料 7-21）」を学内者向けのホームページで常時閲覧可能とすることにより共有している。

個人の人格の尊重とハラスメントの防止のため、教職員を対象としてハラスメント防止に関する研修を毎年行っている。

【ハラスメント相談員への相談件数（併設大学の案件も含む）】 (件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	4	12	15	6	4

▽学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮を行うための組織として、健康サポートセンター及び学生相談室を設置している。

健康サポートセンターは、医師の資格を有する教員がセンター長を務め、保健師又は看護師の資格を有する職員が常駐している。同センターでは、学校保健安全法に基づき、毎年4月に全学生を対象として定期健康診断を実施し、併せて実施する健康調査では、生活習慣や健康状態、心理的ストレス反応等の心身の健康状態を把握している。健康診断の受診状況は概ね 98%程度で推移している。

【健康診断受診率の推移】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
97.8%	99.1%	98.1%	98.6%	98.6%	98.1%

健康診断や心理的ストレス反応の結果は速やかに学生に報告し、自身のセルフチェックを促しているほか、医療機関の受診が必要な学生には受診を勧奨しその結果を確認するなど個別に事後指導を行っている。

また、学校医及び嘱託医（精神科医）による健康相談や定期健康診断結果を踏まえた研究会（健康講座）、ホームページや学生掲示板、メール等により健康情報の提供なども行っている。

平成 11 年度から学生相談室を設置し、相談員として心理相談専門員の他、学部の専門的知見を有する教員を学生相談員として委嘱し、学生からの学生生活を送る中で様々な課題や悩み事について相談対応に当たっている。

平成 28 年度から心身の休養、相談、自習できるスペースとして学生サポートサロンを設置し、学生相談室の心理相談専門員と特別支援コーディネーターが学生サポートサロンに常駐する体制とし、学生が安心して過ごすことができる環境を提供している。

学生からの相談のうち、自傷他害の恐れやハラスメントに関する相談等、大学として対応が必要なケースについては、原則として本人からの同意を得たうえで、心理相談専門員、特別支援コーディネーター、健康サポートセンターの専門職及び学生支援室の管理職を構成員としたケース共有会議において対応策等を検討している。

【学生サポートサロン利用件数】 (件)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
382	602	690	406	485

自動車に通学する学生に対しては、学内で実施する「交通安全講習会」の受講を義務付け、学内駐車場利用者証の交付を行っている。

▽キャリア教育の実施

本学では、共通科目、インターンシップ（正課外）など様々な場面を通じてキャリア教育を行っている。

共通科目では、学生が自己についての理解を深め、人生観・職業観を確立し、さらに、社会人としての基礎力を身に付けるために「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」（必修）が開講されている。

1年生に対しては、ガイダンスにおいて、キャリアを考えるための冊子「COMPASS」（[根拠資料 7-22](#)）を配付し、学生が自分のキャリアについて考える機会を早い段階から提供している。

本学では、平成 26 年度から、東北地域内の連携大学で構成される「東北インターンシップ推進コミュニティ」の幹事校となり、インターンシップ受入事業所の開拓や専門人材育成研修会の開催など、インターンシップの取組の拡大と充実を目指した活動を行っている（[根拠資料 7-23](#)）。平成 27 年度からは、企業情報、インターンシップ情報を集約し、学生にとって、情報検索、インターンシップの申込みが容易な仕組みとしてポータルサイト「インターンシップ in 東北」を整備している。

▽学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

本学のキャリア支援は、学生支援本部及び各学部の就職支援担当委員会が中心となって行っている。本部棟 1 階の学生支援室就職支援グループの執務室を「キャリアセンター」とし、就職関連書籍等も配架して学生の利便性を図っている。就職内定率は、学科により違いがあるが、概ね 90%程度を推移している。

【就職内定率の推移】

学科名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活科学	97.8%	94.1 %	100.0%	94.7 %	97.2 %	95.0 %
国際文化	96.7%	87.2 %	77.4 %	90.9 %	86.1 %	88.9 %
計	97.3%	90.4 %	89.7 %	93.0 %	91.7 %	92.5 %

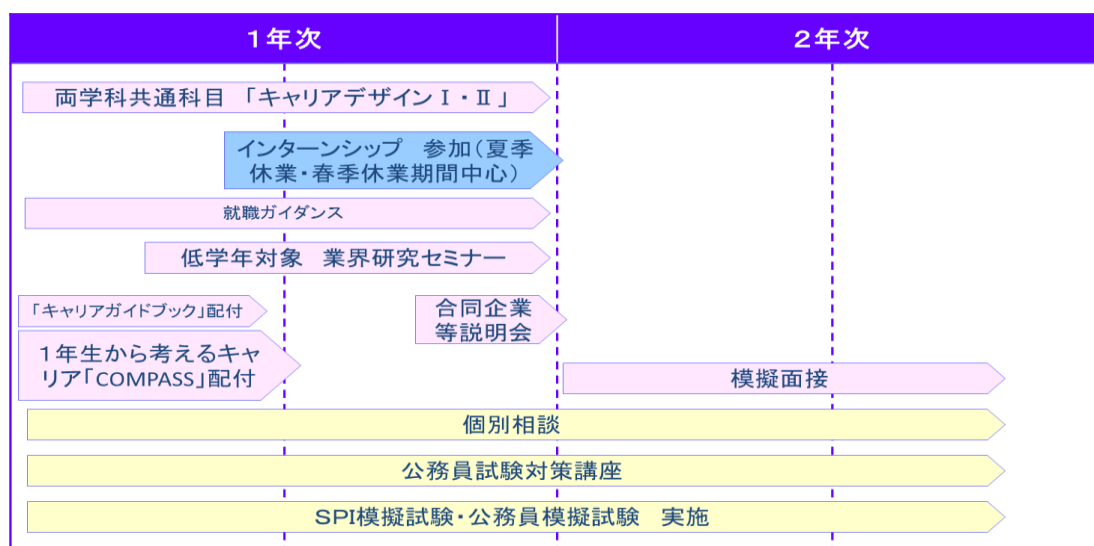
※ 就職内定率は、就職希望者に対する就職内定者の割合。各年度の秋季卒業者は含まない。

学生支援本部には、国家資格のキャリアコンサルタントの資格を有する兼務教員が置かれ、学生支援室就職支援グループにも同資格を有する職員が配置されている。学生支援室就職支援グループでは、各学部に共通する就職支援（全学就職ガイダンス、業界研究セミナー、合同企業等説明会、インターンシップ、公務員試験対策など）を行い、希望に応じて学生ひ

とり一人に対しても個別相談、模擬面接、集団討論などを通じて就職支援を行っている。キャリアセンター内には就職活動に必要な知識・技能を身に付けるために必要な書籍や求人情報の閲覧などができるパソコン端末を配置し、いずれも学生が自由に閲覧、使用することができる。平成29年度から、学外からでも学生が就職ポータルサイトにアクセスすることにより求人情報を得ることができるよう、求人票の受付、求人情報を電子媒体により提供するシステム「岩手県立大学就職ポータルサイト」を導入した（根拠資料7-24）。

学部には、就職支援を担当する委員会が置かれ、全学には4大学部、盛岡短期大学部及び宮古短期大学部の就職支援担当委員会の委員長及び学生支援本部の教職員で構成される就職支援連絡調整会議が設置されており、各学部等に共通する就職支援や各学部で実施する就職支援の連絡調整、内定状況等の就職活動に関する情報共有などを行い、円滑な就職支援の実現に努めている。

【岩手県立大学盛岡短期大学部における就職支援の概要】



▽進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

毎年度、採用活動に関する広報活動が解禁される時期に合わせて、合同企業等説明会（2日間程度）を学内において開催している。学生は、本学、併設の大学及び宮古短期大学部延べ1,000人程度、企業は岩手県内を中心に約150事業所程度の事業所が参加している。合同企業説明会のほか、学内の教室等を会場として個別企業説明会を開催している。個別企業説明会の申し込みは年間200件程度あり、4大学部、盛岡短期大学部及び宮古短期大学部延べ40人～100人程度の学生が参加している。

学生支援室が開催する全学の就職ガイダンスは、1年生を対象として、就職活動の早期化やオンライン面接の導入など、学生を取り巻く社会状況の変化に応じて内容を見直しながら年間20回程度開催している（根拠資料7-25）。全学の就職ガイダンスのほか、学部の就職担当委員会を中心となって各学部の特性に応じた就職ガイダンスも重層的に実施している。

平成30年度より、学生が入学後の早い段階から自身の職業について広く考え、継続的に情報収集するきっかけとすることを目的として、本学卒業生を招いて、業界や職業の説明及び質疑応答などを行う低学年向けの業界研究セミナーを実施している。

平成 26 年度から岩手県立大学生生活協同組合に委託し、公務員試験対策講座を開講し、筆記試験、人物試験など公務員試験に向けた支援を行うとともに、本学卒業生を招いて、公務員の魅力や試験対策についての講話や質疑応答を行う公務員ガイダンスを実施している。

公務員模擬試験及び SPI 模擬試験を学内で開催し、希望する学生に対しては、大学が負担して実施している。

学生が学内外からアクセスできる「岩手県立大学就職ポータルサイト」を通じて、求人情報や就職活動における行動方針、説明会やセミナー等のイベント情報、内定及び未内定への対応（心構え等も含む）等、就職活動に関する情報を一元化して発信している。就職関連情報をメールマガジンの形式で定期的に情報発信するとともに、緊急性のあるものについては随時、メールで情報提供している。

4 年制大学への編入学など、進学を希望する学生に対しては、学部が編入学試験対策講座（小論文講座、志望理由書講座）を実施している。

▽学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

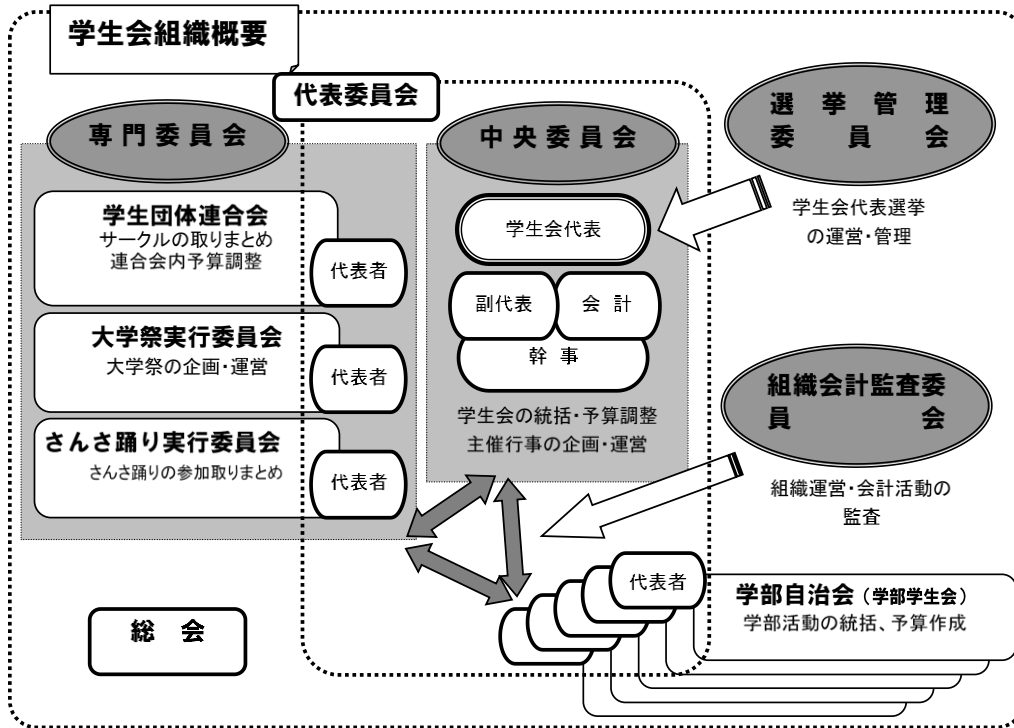
本学では、学生の自治を通じ、本学に関わる全ての人の親睦を深め、学生生活並びに本学の発展に寄与することを目的とした学生会が組織されている（[根拠資料 7-26](#)）。

学生会には、中央委員会及び専門委員会が置かれ、同専門委員会の大学祭実行委員会では、大学祭の運営、さんさ踊り実行委員会では例年 8 月に盛岡市内で開催されるさんさ踊りへの参加・練習などを行うとともに、中央委員会でも新入生歓迎会を運営するなど、学生会では学生生活を充実させる正課外活動を幅広く行っている。

専門委員会の一つである学生団体連合会は、岩手県立大学盛岡短期大学部学生通則第 16 条等による許可を受けた部・サークルなどの団体への予算配分等を行っており、許可を受けている団体は、運動系 26 団体、文科系 43 団体、計 69 の団体となっている（令和 3 年 1 月 31 日現在）。活動を行っている団体のなかには、競技大会への出場のみならず、競技の普及及び啓発活動などの社会貢献活動に積極的に取り組んでいる団体もある。

許可を受けている団体に対しては、顧問や学生支援グループ職員から適宜助言等を行なうなど、支援を行っている。また、岩手県立大学後援会から遠征費用、会場使用料、登録料、加盟料、大会参加料等の経費に対する補助も行っている。

【学生会組織図】



本学では、東日本大震災津波及びその他大規模な自然災害により被災した地域の復興を支援するため、岩手県立大学災害復興支援センターを設置し、東日本大震災津波等により被災した地域の復興に関し、本学に対する支援の要請への対応や被災地域の情報の収集及び学内への提供などを行っており、具体的にはボランティア活動の支援、災害復興車両の貸し出し、海外大学との交流などを実施している（根拠資料 7-27）。平成 31 年度からは、センター業務を関係室で担当する体制に移行している。

新潟中越沖地震（平成 19 年）を契機として、平成 20 年に学生が主体的に運営する学生ボランティアセンターを設置（根拠資料 7-28）し、地域のボランティアニーズと学生のマッチングに取り組むほか、地域住民との交流や豪雪地帯へ赴いての除雪支援等のプロジェクトも実施してきている。学生ボランティアセンターの運営にあっては、教員をアドバイザーに委嘱し、学生の活動を支援している。

本学独自の被災地支援活動を行うとともに、本学のボランティア活動の活性化を図るため、本学教職員及び学生が行う被災地の復興に資するボランティア活動に対し、経費の支援も行っている。

本学では、岩手県立大学盛岡短期大学部学生表彰規程により、学業において特に優秀な成果をあげた学生を学長賞の対象とし、研究活動や課外活動、社会活動において特に顕著な成果をあげた学生を学長奨励賞の対象としている。令和 2 年度においては、学長賞 1 人、学長奨励賞として 1 団体の表彰を行っている。

▽その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、在学する学生の意見、希望などを、学生指導や学生生活の支援に反映させることを目的として「学生提案制度」を平成 14 年から開始しており、学生から年間 3～12 件程度の提案がある。提案内容は、施設・設備に関すること、授業・システムに関すること、大

学の運営に関すること等多岐にわたっており、学生の視点からの建設的な意見も多い。学生から提案された事項に対しては、学生支援室から所管室等に提案内容を伝え、担当室等で作成した回答を提案者あてお知らせするとともに、原則的に全学生に公開し、提案内容の実現に努めている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学生支援に関して、中期計画で示している「(5) 学生への支援に関する目標」に沿って年度計画を定めて学生支援を行っている。年度計画の進捗については、各計画項目の実績を、学生支援本部会議において自己点検・評価を行い、改善方策の検討・実施を行っている。この実績は企画本部において取りまとめられ、作成する業務実績報告書により、公立大学法人岩手県立大学評価委員会において点検・評価を行っている。

その結果を踏まえ、学生支援本部及び各学部において事業等の見直しが行い、翌年度の年度計画に反映している。

企画本部で毎年度実施している卒業年次生アンケートでは、健康サポートセンターやキャリアセンターなどの相談窓口の利用や学生生活、就職支援に関することなどの設問があり、これらの回答結果は、「第三期中期計画に係る目指す成果・達成状態及び数値目標」の数値目標にも活用しており、これらの達成状況等により課題把握を行っている。

学生の修学及び生活の支援に関しては、全学の学生支援委員会において、学籍異動の状況や健康管理・学生相談等の実績、授業料等減免の審査結果、学業奨励金の採用状況など、学生の修学及び生活に関する実績等の報告を幅広く行い、全学的な課題や各学部の課題等について意見交換を行っている。学生支援本部では必要な改善を行っており、令和2年度においては、委員会での意見に基づきソーシャルワーカーによる相談窓口の周知方法等の改善を行っている。

学生の進路の支援に関しては、全学の就職支援連絡調整会議において、就職内定状況や就職相談の件数、模擬面接の状況、学生の進路に関する実績等を幅広く報告するとともに、全学的な課題や各学部の課題等について意見交換を行っている。学生支援本部では必要な改善を行っており、令和2年度においては、意見に基づき進路報告書（最終報告）などの学生からの報告のオンライン化の検討を開始した。平成29年度からインターンシップ実施前後に本学で作成したループリック形式の評価票を用い、就業力に関連する意識、スキルの向上について効果測定を行い、学生支援本部で検証している。インターンシップの実施結果等は、全学の合同教育研究会議等でも報告し、会議での意見を基に必要な対応等を検討・実施している。

以上のことから、本学では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているとして評価できる。

COVID-19 への対策：

▽経済的支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による学生や保証人の収入減少など、経済的に厳しい学生を支援するため、「学修継続サポートフレーム」を定め、国や県の制度を活用した支援や本学の既存制度を活用した支援、本学独自の給付金の支給など、経済的な支援を行ってきた（[根拠資料 7-29](#)）。

【学修継続サポートフレーム】

- 第1段階 学生全体に対する支援
- 第2段階 本学の既存制度を活用した支援
- 第3段階 国や県の施策を活用した支援
- 第4段階 本学独自の経済的支援

▽学生相談について

県内においても新型コロナウイルス感染症の拡大を要因として保証人や学生の収入減少が見られたことから、経済不安等の生活課題を抱える学生が実務経験豊富な社会福祉士に相談できる「経済的相談窓口」の周知を強化している。

令和2年度当初には、全国を対象として緊急事態宣言が発令され、本学でもオンライン授業を行うなど、学生、特に新生の不安が大きくなったことから、新型コロナウイルスに関する相談をワンストップで対応できる「新型コロナウイルス何でも相談窓口」を学生サポートサロンに設置し、幅広く相談を受け付けている。

学生サポートサロンにおいては、自習用の机及び休憩用スペースをパーティションで区切るなど、飛沫対策を行うとともに、個別相談の際は、手指のアルコール消毒及び検温を実施している。

▽課外活動支援について

課外活動における新型コロナウイルス感染リスクを低減させるため、各サークル自らが検討した感染予防届を提出させ、必要に応じて指導・助言を行うなど、課外活動におけるクラスター発生の防止に向けて取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症の状況や国・県からの要請等を基にして、学内、学外問わず課外活動の許可基準を随時見直し、感染予防を徹底している。

▽学生及び教職員の健康管理

新型コロナウイルス対策行動計画の「感染が疑われる等の場合の対応マニュアル」（[根拠資料 7-30【ウェブ】](#)）において、学内での感染拡大の防止に関するガイドライン（陽性時の連絡、自宅待機、復帰の目安など）を定めるとともに、学内掲示やメール等を通じて、学生及び教職員に対して感染予防策を周知し、相談対応も積極的に行った。

インフルエンザ感染抑制により新型コロナウイルス感染症の疑い例を軽減することを目

的として、学生のインフルエンザワクチン接種費用の一部助成を行うとともに、新型コロナウイルスに関する書籍及びリーフレットの配付等を行った（根拠資料 7-31）。

▽就職支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県域を超える移動等、学生の就職活動に一定の制限がかかる中、就職活動を行う学生の感染リスクを抑えるため、「就職活動に関する国内移動マニュアル」（根拠資料 7-32）を定めるとともに、就職活動の状況を把握するため、緊急アンケートを実施した。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業の採用活動にオンラインによる面談等が増加してきたことから、令和 2 年 4 月からオンラインでの相談対応や模擬面接等を実施した。低学年を対象とした業界研究セミナーや合同企業等説明会においても、対面とオンラインの双方で実施した。

（2）長所・特色

本学の学生支援における長所・特色は、学生に対する充実した授業料等の減免制度、学生サポートサロンの設置及び県域を越えたインターンシップの実施の 3 点が挙げられる。

本学の授業料減免制度は、平成 21 年度以降、段階的に減免規模が拡大されてきており、平成 29 年度には約 12 百万円（前後期延べ 65 人）の減免を行っていた。令和 2 年度に開始された国の高等教育修学支援新制度の開始後も、従来の授業料減免制度の水準を継続できるよう、新制度では全額免除にならない学生に対して全額免除となるように補てんするとともに、新制度では減免を受けられない学生に対しては従来の基準で授業料の減免を実施している。東日本大震災津波で被災した学生を対象として、本学独自の授業料減免よりも家計基準及び学業成績基準を緩和した授業料減免を実施している。

学生の利用が多いメディア B 棟に開設した学生サポートサロンには、心理相談専門員及び特別支援コーディネーターが常駐し、心身を休める区切られたスペースや自習ができるスペース・パソコンを配備し、学生が安心して過ごすことができる環境を提供している。悩みを抱える学生や心身が疲れている学生が十分な休養が取れ、相談を希望する学生が気軽に相談できるスペースとして、学生の認知度が高まってきており、多くの学生が利用している。

東北地域におけるインターンシップの質と量の拡充を目指して東北地域内の連携大学（岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部、岩手県立大学宮古短期大学部、岩手大学、盛岡大学、尚絅学院大学（宮城県）・山形大学（山形県）・会津大学（福島県））で設立された「東北インターンシップ推進コミュニティ」の幹事校となり、インターンシップ受入事業所の開拓や専門人材育成研修会の開催などの活動を行っている。同コミュニティが開設したポータルサイト「インターンシップ in 東北」では、企業情報やインターンシップ情報が登録されており、学生にとって情報収集、インターンシップの申込みが容易な環境を提供し、東北地域でのインターンシップの促進に貢献している（根拠資料 7-33）。

（3）問題点

平成 10 年度に岩手県立大学盛岡短期大学部に改組される以前の岩手県立盛岡短期大学

部から存置するひめかみ寮は、昭和 57 年 3 月竣工から 35 年以上経過し老朽化が著しいことから、建替え等抜本的な整備検討が必要となっている。

(4) 全体のまとめ

本学では、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明らかにしている。

学生支援体制の適切な整備については、学生支援全般を所管する学生支援本部及び事務局に学生支援室を置き、学生からの心身両面にわたり相談対応する健康サポートセンター及び学生サポートサロンが設置されるとともに、障がいのある学生に対する特別支援の体制も整備されていることから、概ね適切であると判断する。

学生の修学に関する適切な支援の実施については、学生の能力に応じた補習教育等は全学及び各学部で展開され、留学生に対しては経済的な支援のみならず民間アパートを借りる際の保証人制度を設けるなどの取組も行っている。加えて、本学では各種の授業料等の減免や公立大学法人岩手県立大学学業奨励金の制度により多様な経済的な支援等を行うとともに、学生の心身の健康の維持・増進に向けて学生サポートサロンを設置するなど積極的に支援を行っており、修学に関する支援は概ね適切であると判断する。

学生の進路に関する適切な支援の実施については、共通科目などにおいてキャリア教育に取り組んでいる。加えて、学生支援本部では合同企業等説明会の開催やきめ細かな学生相談を行うとともに、東北インターンシップコミュニティの仕組みを積極的に活用してインターンシップの充実、進学支援に取り組んでいることから、学生の進路に関する支援は概ね適切であると判断する。

学生の正課外活動を充実させるための支援の実施については、学生会活動への支援を通じて正課外活動の活発化を図るとともに、学生ボランティアセンターの設置やボランティア活動への支援も行っており、概ね適切であると判断する。

以上のことから、大学基準に照らして良好な状態にあると判断する。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では教育環境の整備に係る方針を、中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）において以下のとおり定めている。

- ・ 各学部・研究科の教育課程に対応した教員の適正な配置と教育アシスタント制度の活用などによる効果的な学習支援体制を構築するとともに、能動的学習に対応した教室や学習空間など、最適な教育環境の整備を計画的に実施する（中期計画 No.8）。
- ・ 一人ひとりの学生が、安心かつ充実した学生生活を送ることができるよう、経済的な支援制度や、後援会と連携した課外活動の支援を強化するとともに、学生の主体的学修を支援するため、図書資料の充実やラーニング・コモンズ（学生の多様な学習活動を可能にする場）機能の利用促進を図る（中期計画 No.14）。

同様に、研究環境の整備等に係る方針を以下のとおり定めている。

- ・ 県内自治体や企業等と連携し、「まちづくり」に関する共同研究や高度専門人材の育成に資する研究など、地域ニーズに応じた実践的な研究を推進する（中期計画 No.18）。
- ・ 研究成果について、研究者データベースの充実と活用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、紀要等で積極的に発信する（中期計画 No.19）。
- ・ 研究の水準を向上させるため、独創的で先進的な研究に学内外の研究者と共同で取り組み、学術研究交流を活発化させるとともに、研究成果の学会発表等を支援し、発信の機会を増やす（中期計画 No.20）。
- ・ 外部研究資金の情報を積極的に収集するとともに、学外ニーズと学内の研究シーズとの効果的なマッチングを行うなど、コーディネート機能を充実強化しながら、外部研究資金への応募（申請）、採択を促進する（中期計画 No.21）。
- ・ 地域の研究ニーズ等に対応した新たな研究会の立ち上げ等により、産学公関係者、国内外研究者の交流や異分野交流を推進する（中期計画 No.22）。

なお、施設・設備等については、公立大学法人岩手県立大学固定資産管理規程（[根拠資料 8-1](#)）において管理責任者及び使用責任者及びその業務等を定め管理体制を整えているとともに、その活用に係る方針を以下のとおり定めている。

- ・ 施設設備の一層の効率的活用と長寿命化を図るため、修繕・整備を計画的に実施するとともに、定期的に利用状況を点検・把握しながら、施設設備の有効活用を図る（中期計画 No.42）。

これらの方針は、「全学内部質保証方針」(根拠資料 2-4【ウェブ】)に則り全学的に共有されている。また、ウェブサイトへ掲載することで全教職員が常時閲覧できる状態としている。

以上、本学では、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、その方針を学内で共有していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

▽施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学の施設、設備等については、中期計画 No.42 の方針と公立大学法人岩手県立大学固定資産管理規程(根拠資料 8-1)に基づき、施設・設備や機械・備品等の環境を整備している。

本学の現有の校地、校舎面積はいずれも大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)等法令上の基準を満たしている(短期大学基礎データ 表 1)。校舎は竣工から 22 年目となり、今後の修繕や更新にあたっては、大規模修繕計画を策定し、計画的に修繕等を実施し、教育研究等環境を維持している(根拠資料 8-2)。施設・設備は中央監視設備を設置し専門の業者に委託し維持、管理している。また、年間を通じて 24 時間常駐警備としており、定時巡回と学内各所の監視カメラによる警備に加え、学生証及び教職員の身分証明書をカードキーとして建物の出入口や部屋の施開錠を行う入退室管理システムを導入し、高いセキュリティを確保している。

衛生面に関しては、労働安全衛生法の規定に基づき職員衛生委員会を設置し、巡視による施設設備の点検等を通じて、採光、保温、清潔等を確保している(根拠資料 8-3)。

▽ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学では、開学時から学生、教職員が円滑かつ効率的に教育研究活動が行えるよう学内情報システムを導入しており、安定的に運用できるよう適切な保守管理等に努めている。情報システムの運用については、複雑かつ高度な学内情報システムの円滑かつ安定的な運用を図るため、システムの設計、構築、運営、セキュリティの確保等の一連の業務を、専門的知識を有する業者にアウトソーシングを行っている。その具体的な業務内容は、上記システムを構成する情報機器等の確保、保守管理、他のキャンパス(宮古短期大学部、アイーナキャ

ンパス) 間の通信回線確保、日常的なシステム管理、消耗品の供給及び交換、利用者サポート、入学者選抜データ入力、システム機器の更新及び整備業務等である(根拠資料 8-4~6)。

情報システムの整備・更新については、中期計画 No.42 において「情報システムが、教育研究活動及び業務運営の基盤として安定的に稼働しているとともに、整備計画に基づき適切に整備・更新されている。」ことを目指す成果・達成状態としつつ、5年ごとにシステム整備計画を策定し、計画的かつ効率的に行っており、現在は第5次整備計画(平成30年度~令和4年度)に則して整備・更新を行っている。

▽バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

学部棟群を結ぶ屋内回廊(廊下)の幅は広く車椅子の利用に対応している。各学部棟には車椅子でも利用可能なエレベーターを設置し、各トイレには広いスペースの多目的トイレを設置しているほか、従前に固定式の机、椅子であった講義室を可動式の机・椅子に変更するなどバリアフリー化が図られている。

▽学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では中期計画 No.14 の方針に基づき、インターネットの普及や学術資料の電子化の進展等による学習活動の変化に対応するため、ラーニング・コモنزの整備を段階的に進め、学生の多様な学習ニーズに対応できる環境整備や自学自習支援に取り組んでいる(根拠資料 8-7)。また、盛岡駅に隣接して県が整備した多目的複合施設「いわて県民情報交流センター(愛称:アイーナ)」内に、サテライトキャンパスとして「岩手県立大学アイーナキャンパス」を設置しており、併設大学における大学院の社会人学生の授業や、地域住民に対するリカレント教育、公開講座等の生涯学習機会の提供、生活習慣病や不妊等に関する相談などを行っている(根拠資料 8-8【ウェブ】)。

▽教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

情報倫理の確立については、「岩手県立大学情報システム運用規程」を定め、その中で「岩手県立大学情報セキュリティ運用基本方針」をはじめとして、各種規程及びガイドライン等から構成する「情報セキュリティポリシー」を定めており、学内ウェブサイトにおいて、その周知を図っている(根拠資料 8-9)。

また、情報セキュリティ対策として、教職員に対しては、着任時に受講する学内システム研修会において、学内システムの取扱いの他に、コンピューターウイルス感染防止対策等の研修を行っている(根拠資料 8-10)。学生に対しては、入学時に学内情報システムについて利用ガイドを用いてガイダンスを実施し、操作説明と併せて情報セキュリティ対策について説明し、周知・徹底を図っている(根拠資料 8-11)。また、1年次の必修科目として、生活科学科では「情報科学概論」の授業(演習科目)、国際文化学科では「情報処理入門」において、コンピューターアプリケーションとネットワークの基本操作やセキュリティーについての授業を行っている(根拠資料 8-12)。

この他に、ウイルス対策ソフトの無償貸出を実施している他、学内情報システムのポータルサイトを利用し学外からのサイバー攻撃等に対する注意喚起等を適宜実施している。

▽COVID-19 への対応

COVID-19 への対応として、本学では危機管理対策本部を設置し（[根拠資料 2-39](#)）、この危機管理対策本部を中心として全学的な取組は分野ごとの本部等が進めた。

学生の学習環境としては、感染拡大防止のため、前期の授業開始時期を5月18日とし、6月19日までの5週間の授業を全学的にオンライン方式による授業方法で実施した。実施に当たっては、遠隔授業用のシステムを緊急的に整備する際、教員と学生双方に対して遠隔授業の実施を支援する全学的な「遠隔授業実施支援WG」（[根拠資料 2-40](#)）を立上げ、教員向けには遠隔授業の実施方法を、学生向けには遠隔授業の受講方法をガイドラインとしてまとめ、遠隔授業の実施を全学的に支援した。この間、遠隔授業に必要な環境が整わない学生には学内施設を一部開放するなど、学びが継続されるよう措置した。6月22日以降は、講義室の換気及び消毒を徹底し、感染防止策をとりながら全学的に対面授業を実施している。

研究活動としては、

この他、大学校舎の各入口には検温器を配備し、教職員、学生が各々体調管理に努められるよう整備するとともに、校舎内各所にアルコール消毒液を配置し、感染防止に努めている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学の図書館機能を担うメディアセンターは岩手県立大学と共用により、岩手県立大学メディアセンター管理規程」（[根拠資料 8-13](#)）に基づいて運用している。資料は「岩手県立大学メディアセンター資料収集方針」（[根拠資料 8-14](#)）に基づき、メディアセンター長や本学及び併設の岩手県立大学の図書担当教員等を構成員とする「図書担当者連絡調整会議」（[根拠資料 8-15](#)）を通じて、学生の学修活動や教職員の教育研究活動の維持及び発展のために必要な図書、学術雑誌、電子情報等について利用実態を踏まえ整備している。

令和3年5月1日現在の蔵書数は294,041冊（[短期大学基礎データ 表1](#)）、学術雑誌（冊子体）の購読数は275タイトル（和雑誌214タイトル、洋雑誌61タイトル）である。電子情報については、電子ジャーナル230タイトル（和雑誌26タイトル、洋雑誌204タイトル）（[根拠資料 8-16【ウェブ】](#)）、ペイ・パー・ビュー1種（[根拠資料 8-17【ウェブ】](#)）、データベース5件（[根拠資料 8-18【ウェブ】](#)）である。海外の学術雑誌の購読に当たっては、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）への参加や購読タイトルの厳選などによ

り、学修や教育研究活動を効果的に支援できるよう整備に努めている。また、これらの学術情報資料は、地域住民や医療関係者をはじめとする学外利用者にも可能な範囲で提供している。加えて、「いわて高等教育コンソーシアム」の図書館相互利用事業を活用することにより、本学の学生は加盟大学の附属図書館を利用することができる（[根拠資料 8-19【ウェブ】](#)）。

資料は、メディアセンターのウェブサイトから検索及び利用ができる（[根拠資料 8-20【ウェブ】](#)）。データベースや電子資料は、館内設置端末 24 台の他、学内ネットワークを通じて各教室や研究室からもアクセスできる。加えて、一部の資料は、リファラ認証などにより学外からのアクセスを可能にしている。また、COVID-19 への対応として、メディアセンターに来館しなくても学修や教育研究活動が円滑に行えるよう、自宅からアクセスできるデータベースや電子資料の情報をメディアセンターのウェブサイトに掲載している（[根拠資料 8-21](#)）。

さらに、資料を広く検索、相互利用できるよう、国立情報学研究所総合目録サービス（NACSIS-CAT/ILL）、岩手県内図書館横断検索システム、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスなどのネットワークに参加し、国内外の大学や研究機関、公共図書館等と所蔵情報を共有している。また、平成 29 年度には、国立情報学研究所が提供するクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス（JAIRO Cloud）により、本学の教育研究活動で生産された学術研究成果を収集、蓄積し、ネットワークを通じて学内外に無償提供する「岩手県立大学機関リポジトリ」を構築し運用を開始した（[根拠資料 8-22](#)）。

メディアセンターの座席数は 420 席あり、岩手県立大学を合わせた収容定員の 18.5%にあたる座席を確保している。座席は、パーティションで区切られた一人用スペースや、可動式の机やホワイトボード等を備えたグループ学習スペースなどを整備し、学生の多様な学習形態に対応している。開館時間は、授業期間中は平日午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日は午後 5 時まで、休業期間中は平日、土曜日とも午前 9 時から午後 5 時まで、また、学期末試験期間中は日曜日についても午前 9 時から午後 5 時まで開館している（[根拠資料 8-7](#)）。このほか、COVID-19 への対応として、本学において策定された「新型コロナウイルス対策行動計画」の「メディアセンター（図書館）対応マニュアル」（[根拠資料 8-23](#)）に基づき、検温、消毒、密集回避等の感染予防対策を講じている。また、岩手県内の他大学附属図書館と情報交換をしながら感染症対策に努めている（[根拠資料 8-24](#)）。

本学では、メディアセンターについて教育に関する校務を担当する教育支援本部内のセンターとして位置付け、メディアセンター長（教育支援本部長が兼務）1 名、教育支援副本部長（教務・国際交流と図書担当を兼務）1 名を配置しており、兼任の室長 1 名、兼任の課長 1 名、専任の常勤職員 5 名、臨時職員 1 名で事務を行っている。専任の常勤職員 5 名は司書資格を有し、午前 9 時から午後 7 時まで（学期末試験期間中は午後 9 時まで）の時間は常駐する体制をとり、情報検索の支援や参考調査に対応しているほか、中期計画 No.14（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）に掲げる「学生の主体的学修を支援する」ため、授業と連携した図書館利用及び情報検索講習会、教員と連携した企画展示を実施している。

また、学生目線で図書館利用を支援する本学及び岩手県立大学の学生団体（ライブラリー・アテンダント）が、企画展示や図書館カウンターでの利用支援、Twitter やブログを活用した利用案内等を行っている。加えて、スマートフォンから手軽に蔵書検索ができるア

プリを制作するなど、利用者の利便性の向上、図書館の利用促進に取り組んでいる（[根拠資料 8-25](#)）。

これらの取組により、卒業年次生アンケート（四大学部含む）の「図書・資料の充実度」、「検索サービスの充実度」、「窓口職員の対応」、「図書館全体の設備・環境」など図書館利用満足度の全ての項目において、肯定的意見が90%を超える結果が得られている（[根拠資料 8-26](#)）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ 教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制

▽短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示

建学の理念（[根拠資料 1-1【ウェブ】](#)）の実現に向けて本学が定めている大学の基本的方向（[根拠資料 1-3【ウェブ】](#)）の1つである「実学・実践重視の教育・研究」が示すとおり、本学では基礎研究を基盤としながら実学・実践を重視することが研究に対する基本的な考え方となる。この実学・実践を根底とし、中期目標では「独創的で先進的な研究や地域の課題解決や発展に資する研究を推進し、その研究成果を積極的に国内外に発信するとともに、研究の水準の向上を図る。」、及び「競争的研究資金の獲得を推進するとともに、地域、産業界、国内外の研究機関等との連携を強化し、学際的な研究活動等を推進する。」こととしている。そしてこれらの中期目標に対して中期計画（No.18～22）で方針を定めており、特に研究活動に関しては、「いわての「豊かなふるさと」の創生を支えるための戦略的な研究活動」の強化を掲げ、教育と地域貢献の基礎となる研究力を強化するため、外部資金の獲得を推進し、研究活動の充実を図るとともに、地域の課題解決や活性化に寄与する研究の推進と積極的な研究成果の発信に取り組んでいる（[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）。

▽研究費の適切な支給

研究費については、中期計画の推進に向け、外部資金の獲得や、地域の課題解決に寄与する研究の実施、研究成果の積極的な発信を促進するため、平成28年度に学内研究費の大幅な見直しを行い、平成29年度から運用している（[根拠資料 8-27](#)）。

具体的には、大型・学際連携型外部資金の獲得を目指す研究を支援する、新たな学内公募型研究費制度として全学競争研究費を創設（[根拠資料 8-28](#)）。研究期間3年以内、単年度の配分額を50万円以上200万円以下とし、採択に当たっては、公平性を確保するため、学術研究者を含めた外部評価委員による審査を行うこととしている。採択率は例年40%～60%で推移しており、競争性が確保されている。

併せて、地域の課題解決に寄与する研究を推進するため、地域協働研究制度を見直し、地域から寄せられた課題を解決するための方策を策定する調査研究「ステージⅠ」と、さらに策定された方策を実際に地域に活用（研究成果実装）する活動の支援「ステージⅡ」の二つの区分を導入し、研究成果の実用化・普及をより一層促進する仕組みとした（根拠資料 8-29）。

加えて、令和2年度には、令和元年度に岩手県との間で締結した、「北いわての地域課題の解決及び産業振興に向けた連携協力協定」（根拠資料 8-30）に基づき、北いわて・三陸地域活性化研究推進事業を創設し（根拠資料 8-31）、北いわて地域の課題解決や産業振興に寄与する実践的な調査・研究の実施を促進している。

その他、学術研究交流の機会を増やし、研究水準の向上を図るため、全学研究支援費制度を創設（根拠資料 8-32）し、学会開催や学会発表、学会誌への論文投稿等、教員ニーズも踏まえながら、研究成果の積極的な発信に係る経費への助成を行っている。

なお、COVID-19 への対応として、全学競争研究費について、新型コロナウイルス感染拡大に起因して予定していた研究活動が困難となった場合、計画変更を認め予算を翌年度に振替可能とする特例措置をとった。また、全学研究支援費のうち学会開催助成について、コロナ禍により学会開催方法がウェブ中心となった場合でも、一定の要件の下、助成対象と認める措置をとった。

▽外部資金獲得のための支援

科学研究費助成事業の応募率及び採択率の向上を図るため、令和元年度に、学長を筆頭とする「科研費採択率向上支援チーム」を結成し、応募の呼び掛けや、申請書類のブラッシュアップ、個別相談による申請者への助言等の活動を行っている（根拠資料 8-33）。また、公募に係る学内説明会を開催し、公募概要の他、科研費の審査員経験のある教員による、申請書の書き方のポイント等についての講演を行っている。

一方、令和2年度以降、科研費等の採択を受け、退職後も本学において継続して研究を行うことを希望する教員に対し、特命研究員の称号を付与するとともに研究室等の研究環境を提供することで、研究活動の継続を支援し、外部資金獲得に向けた取組を奨励している。特命研究員には、研究活動を円滑に進めるための諸経費として、教員が獲得した間接経費の30%相当を、特命研究員研究活動支援費として配分している（根拠資料 8-34）。

大型・学際連携型外部資金の獲得を目指す取組としては、平成30年度に、本学の顔となる研究プロジェクトとして、戦略的研究プロジェクトを立ち上げた（根拠資料 8-35）。学部横断的な6つのプロジェクトチームが発足し、学長や外部有識者等をメンバーとするステアリングコミッティにより研究の方向性などを随時確認しながら研究費を支給し、それぞれのチームにおいて、学際的領域を重視した特色ある研究活動を進め、大型の外部資金獲得を目指している（根拠資料 8-36）。

研究・地域連携本部にはコーディネーター2名を配置し、自治体や企業等との年間延べ100件以上の面談を通じたニーズの把握・分析を行い、学内シーズとのマッチングを進め、共同研究契約や外部資金申請等に繋げている。また、県内外の各種展示会や新技術説明会等への出展・発表のコーディネート、外部資金申請の際の申請書作成への助言・指導等の活動を行っている。

さらに、前述の、全学研究支援費による研究成果の積極的な発信への支援や、研究者データベースの充実（[根拠資料 2-48](#)）などにより、外部資金獲得に繋げるための情報発信を促進し、学術研究交流を促進している。

なお、教員の研究活動の基礎となる研究費で、職位に応じて一律配分している基盤研究費については、前年度に外部資金への応募実績がない教員については一定額を減額する運用とし、教員の外部資金獲得に対する意識改善を促している（[根拠資料 8-37](#)）。

▽研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室については、基本的に教員一人1研究室を確保し、教育研究活動に係る備品やネットワーク環境を整備している。また、学内は、身分証明書と一体化したICカードを用いることでセキュリティを確保しつつ24時間入退室可能となっており、各自の研究スタイルに応じた研究活動を支援する環境となっている。

研究時間の確保及び研究専念期間の保障については、教員に対し、裁量労働制を適用しているほか、一定期間にわたり国内外の教育研究機関等において、自主的教育研究活動に専念できるよう平成26年度からサバティカル研修制度を導入し、教育研究能力の向上を図っている（[根拠資料 8-38](#)）。

▽TA、RA等の教育研究活動を支援する体制

平成29年度に、効果的な学習支援体制の構築のため、ティーチング・アシスタント（TA）及びチューデント・アシスタント（SA）からなる新たな教育アシスタント制度の運用を開始している（[資料 8-39](#)）。令和2年度には、本制度の教育効果等を検証するため、任用された学生や教員へのアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえ、多様な授業形態に対応できる柔軟な運用に向けて、授業時間外でも、授業運営上必要と認められる場合は教育アシスタントの勤務対象とするよう制度の一部見直しを行った。任用学生数について、令和2年度は、COVID-19の影響でやや減少したものの、令和3年度は、制度の一部見直しの効果もあって増加に転じており、制度の活用が進んでいる。今後も引き続き、制度に係る各種データを収集・分析し、制度の適正な運用を図ることとしている。

このほか、教員の外部資金獲得額が一定の基準に達した場合、研究の推進のために雇用した学生アルバイト等の研究補助者への賃金について、全学研究支援費において、外部資金獲得額に応じた割合での助成を行い、教員の研究体制の充実を支援している（[根拠資料 8-40](#)）。

以上のことから、本学では、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価できる。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

▽規程の整備

研究倫理及び研究活動の不正防止に関しては、中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）No. 45 において、「教職員による研究費の不正執行等の違反行為や不祥事のない大学の実現のため、研究不正防止計画の改訂や研修会の定期的開催などを行い、コンプライアンス確立に向けた取組を推進する」と定めている。

また、研究倫理を遵守した研究活動の推進と、文部科学省の、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿った、研究活動上の不正行為の防止と公的研究費の適正かつ効率的な運用・管理に向け、関係規程等を以下のとおり定めている。

- ・ 公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針【平成 19 年学長決裁】（[根拠資料 8-41](#)）
- ・ 公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程【平成 19 年規程第 32 号】（[根拠資料 8-42](#)）
- ・ 公立大学法人岩手県立大学動物実験規程【平成 19 年規程第 33 号】（[根拠資料 8-43](#)）
- ・ 公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程【平成 19 年規程第 34 号】（[根拠資料 8-44](#)）
- ・ 岩手県立大学等における公的研究費の不正防止計画【平成 21 年学長決裁】（[根拠資料 8-45](#)）
- ・ 公立大学法人岩手県立大学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針【平成 28 年学長決裁】（[根拠資料 8-46](#)）

▽コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等

公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者を学長とし、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者には、研究活動については学術研究を担当する副学長を、学術研究費については総務を担当する副学長をもって充てている。

また、コンプライアンス教育を実施する研究倫理推進責任者及び研究倫理教育を実施する研究倫理教育責任者には各学部長等を充て、不正防止計画推進部署である研究・地域連携本部に研究倫理専門員を配置し、全学的に、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施に取り組んでいる（[根拠資料 8-47](#)）。

具体的には、毎年度、研究費の執行・管理に携わる全ての教職員を対象として、研究費コンプライアンス研修及び APRIN が提供する e ラーニングの受講を義務付けている。

研究費コンプライアンス研修は、不正防止計画に基づき、研究倫理並びに研究費の適正な運用・管理について、具体的な事例を交えながらルール等を説明している。また、受講後は、受講内容の遵守についての意識付けと受講確認のため、受講対象者全員に誓約書（[根拠資料 8-48](#)）の提出を求めている。令和元年度までは集合研修で実施し、令和 2 年度からは COVID-19 への対応のため資料配付による自己研修としているが、研修資料及び説明動画を学内ホームページに掲載し、繰り返し受講できる環境を整えている。

e ラーニングは、生命医学系、理工系、人文・社会科学系及び事務系の各コースを設け、それぞれが専門分野に最も近いコースを選択し、受講できるようにしている（[根拠資料 8-49](#)）。

また、学部学生が研究費から謝金等の支給を受ける場合、事務局職員が個別に面談し、雇用や謝金支払いのルール説明、不正事例の紹介による注意喚起、ルールに反した行為等があった場合の相談窓口の周知等を行っている。

さらに、令和3年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、コンプライアンス教育と併用して、不正防止に向けた啓発活動を継続的に実施することとされたことから、令和3年度に実施計画を策定し、四半期ごとの不正防止に関する情報提供等の取組を開始している（[根拠資料 8-50](#)）。

▽研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理審査規程に基づき、平成20年度に「公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査委員会」を設置した。委員会は現在、各学部等の長が推薦する研究者等学内委員10名と、学識経験者等の学外委員2名の計12名の委員で構成されている。委員会では、本学の教職員及び併設大学の大学院に在籍している学生が実施する、人を対象とする研究のうち申請のあった案件の他、動物実験規程に基づき実施される、実験動物の生体を用いる動物実験についても、研究実施計画の倫理的妥当性等について審査を行っている。

委員会は、平成21年度から原則毎月1回開催している（[根拠資料 8-51](#)）。

また、委員会では、承認した研究について、研究期間終了後に実施状況の調査を行い、当初の計画とおり、倫理的に問題なく実施されたかについて確認を行っている（[根拠資料 8-52](#)）。

以上のことから、本学においては、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

定期的な点検・評価としては、中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）における教育環境の整備に関する項目については教育支援本部において、研究環境の整備等に関する項目については研究・地域連携本部において、また、施設・設備に関する項目については総務室において、それぞれ年度ごとに計画策定・実施・点検を行い、大学評価委員会による点検・評価結果を県評価委員会に報告し、外部評価を実施している。評価結果は翌年度以降の計画等に反映させ、改善・向上に努めている。

また、令和3年度に実施した見込評価においては、自己点検・評価結果の主な実績について、次のとおり県評価委員会に報告した。

- ・ 教育環境の整備に関しては、教育アシスタント制度について、実施要領を一部改正し、柔軟な運用を可能としたほか、主体的な学習を推進するための教育環境の整備の一環として、文化交流スペースを設置した。

- ・ また、図書資料の整備と図書利用環境の整備については、学部の特性や利用実態に応じた資料・情報の選定を教員や学生と連携して実施し、卒業年次生アンケートの「図書・資料の充実度（88.7%→98.1%）」、「検索サービスの充実度（93.9%→96.4%）」が初年度から上昇した。加えて、資料・情報や図書館の利用促進を図るため、本学及び併設の岩手県立大学の学生団体（ライブラリー・アテンダント）と協働で企画展示等の各種事業を実施したほか、司書資格を有する職員が学部授業と連携した情報検索講習を開催し、4年間で延べ429名が参加した。
- ・ 研究環境の整備に関しては、共同研究及び受託研究数の増加に向け、地域課題と研究シーズのマッチングや、企業等との包括的連携協定の締結等の取組を継続して進め、県内自治体、企業等との共同研究を推進した。
- ・ 研究成果に関しては、研究者情報システムの研究業績について、定期的に積極的な更新を促し充実を図ったほか、機関リポジトリへの登録やプレスリリースなどにより、国内外へ幅広く発信した。なお、基礎的な学内研究費である基盤研究費についても、学内システム上で研究課題や研究成果を公表・共有している。また、全学研究支援費による助成を継続して行い、論文の投稿や学会発表を支援し、学术交流の活発化と研究水準の向上を図った。
- ・ 科研費については、応募率及び採択率の向上を図るため、科研費採択率向上支援チームを設置し積極的な活動を展開したことなどにより、応募件数や採択件数の増加が図られた。その他、国や民間企業等の公募情報の定期的な周知や、コーディネーターによる、自治体や企業等との面談等により把握した地域ニーズと学内シーズとのマッチングなどにより、外部研究資金への応募を促進した。
- ・ 施設・設備については、第3期大規模施設修繕計画に基づいた大学施設や職員宿舎の修繕工事等を着実に実施したほか、次期大規模修繕計画策定のため平成27年度に作成した「岩手県立大学滝沢キャンパス等大規模修繕工事計画」の見直しのための調査を実施した。また、北松園職員宿舎の集約化方針に基づき、入居者との調整を実施しながら集約後の空棟の有効利用活用方法の検討を進めている。情報システムの整備、更新については、5年ごとにシステム整備計画を策定の上、計画的かつ効率的に行っており、現在は第5次整備計画（平成30年度～令和4年度）に則して整備、更新を行っている。

これらの主な実績に対し、県評価委員会からは、教育環境の整備に関しては目標を達成すると見込まれる、また、研究環境等の整備に関しては、目標を概ね達成すると見込まれるとの評価結果を得ている。

以上のように、教育研究等環境の適切性については、中期計画に位置付け、第2章に記述の「岩手県立大学内部質保証方針」に則り、自己点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

（2）長所・特色

- ・ 図書資料の整備と図書利用環境の整備については、学部の特性や利用実態に応じた資料やサービスの充実を図っており、卒業年次生アンケートにおいて高評価を維持している。コロナ禍においても様々な配慮をし、本学及び併設の岩手県立大学の学生団体（ライブラリー・アテンダント）を活用して、図書館機能の周知や状況に応じた学部、学生への

対応を行っている。

- ・ 研究成果について、機関リポジトリへの登録促進や積極的なプレスリリース、県内外の展示会への出展などにより国内外へ幅広く発信したほか、全学研究支援費による論文執筆や学会発表等への資金面での支援により、教員1人当たりの学術成果発表件数が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度以外は、1人当たり年間平均7件以上を維持している（根拠資料 8-53）。
- ・ 学長をトップとし、科研費の高い採択実績を持つ教員OB等で構成された科研費採択率向上支援チームの活動のほか、公募情報の定期的な周知、コーディネーターによる地域ニーズと学内シーズとのマッチングによる外部研究資金への応募促進などにより、平成30年度以降、外部研究資金の応募（申請）率は7割前後を維持している（根拠資料 8-53）。
- ・ 施設整備について、次期大規模修繕計画策定に当たり、調査を行った上で計画の見直しを実施した。

（3）問題点

- ・ 平成10年度の開学と同時に整備した7棟の北松園職員宿舎は、ここ数年の入居率が50%台であり、業務監査において減損処理の必要が生じる可能性を指摘されていることから、同職員宿舎の集約と空棟利活用の検討が必要であり、併せて全学的な調整が必要である。

（4）全体のまとめ

本学では、教育研究環境に関する方針に基づき、施設、設備等の整備及び管理や情報倫理の確立、図書資料の整備と図書館利用環境の整備、図書館や学術情報サービスを提供するための専門知識を有する者の配置、研究活動を促進させるための条件整備、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組を全学的に進めており、全体として必要な措置を講じ適切に対応していると言える。

問題点として挙げた、共同研究の推進に向けた県内企業等との連携の強化や、施設・設備の計画的な整備と改修及びその有効活用については、今後も大学として継続して取り組んでいく。

以上のことから、本学では、教育研究等環境について、大学基準に照らして概ね良好な状態にあると評価できる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を第三期中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）において、以下のとおり定めている。

- ・ アイーナキャンパスを拠点に、地域ニーズに対応した、看護師、社会福祉担当職員、公務員、栄養士等のリカレント教育を充実強化する。また、児童・生徒を対象とするICT講座の開催や、一般県民向けの公開講座を継続して開催する。（中期計画No.23）
- ・ 研究成果発表会等を通じ、研究成果が地域社会に与える幅広い意味でのインパクトや貢献の内容をわかりやすく発表・発信し、研究成果の活用を促進する。（中期計画No.24）
- ・ 外部研究資金の獲得を進めながら、特許出願につながる研究シーズ等を戦略的に発掘し、知的財産の活用を促進するとともに、本学学生や教職員はもとより、県民を対象に、知的財産に関する意識啓発を行う。（中期計画No.25）
- ・ 地域活性化に主体的に取り組む人材を育成し、持続可能で活力に満ちた地域づくりに貢献するため、研究成果を地域課題の解決に活かす取組を積極的に展開することにより、地域における産学公のネットワーク形成を支援する。（中期計画No.26）
- ・ 産学公が連携する学際的な研究プロジェクトを立ち上げ、外部資金によりプロジェクトを推進する体制を強化するとともに、産業界等と連携し、若手技術者や学生の技術力の向上を図る講習会等を開催する。（中期計画No.27）
- ・ 地区単位の国際交流団体間の支援ネットワークを構築し、多文化共生社会の実現に向けた課題の抽出と課題解決のための提案を行うとともに、県国際交流協会や県・市町村と連携し、啓発活動などを展開する。（中期計画No.28）
- ・ 東日本大震災津波からの復興及びふるさと振興に貢献するため、東日本大震災津波の体験で得た学生ボランティア活動のノウハウを学生間で継承させるとともに、各学部の特性を活かした共同研究や協働事業の展開等により地域活性化に向けた取組を推進する。また、学生の地元定着を促進するため、ふるさといわて創造プロジェクトを継続実施する。（中期計画No.29）

これらの方針は、「全学内部質保証方針」（[根拠資料 2-4【ウェブ】](#)）に則り、全学的に共有されている。また、本学のウェブサイトに掲載することで、常時、全教職員が閲覧できる状態としている。このような方針の共有により、本学では、地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する「地域社会に貢献する大学」の実現に向けた取組が全学的に展開されている。

以上、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を定め、その方針を学内で共有してい

ると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、研究、地域連携及び地域貢献に関する校務を処理するため、全学組織として研究・地域連携本部を設置し、さらに、同本部内に、ものづくり産業の生産性・付加価値向上に繋がる産学共同研究や高度技術者の育成を推進するため「いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター」を設置する（根拠資料 9-1）とともに、地域貢献を目的とする研究を推進し、当該研究の成果普及を促進するため「地域政策研究センター」を設置し、岩手県民が抱える課題に対応した研究体制を構築してきたところである（根拠資料 9-2）。

産学公連携事業の推進・支援、地域連携による研究、地域連携に関する相談の受付などの研究・地域連携本部の分掌に係る事務を処理するために本学の事務局に設置している研究・地域連携室には、専門職の産学公連携コーディネーターを配置し、岩手県内の企業や自治体等の課題解決と本学の教員の研究活動とのマッチングに取り組んでおり、県内企業等からの受託研究や自治体等との共同研究に繋げている。

地域政策研究センターは、本学の教員が、地域の抱えている固有の諸課題に対し、それぞれの専門領域の知見を活用して取り組み、その成果を地域に還元することを通じて地域社会の持続的な発展に寄与することを目的に平成 23 年 4 月に設置したもので、本学が開学以来「岩手県民のためのシンクタンク」として推進してきた、地域に根ざした実学・実践による教育・研究や地域貢献活動を充実・強化させる取組を展開している。

具体的には、東日本大震災津波の被災地にある公立大学の使命として、研究を通じて復興を促進させる「東日本大震災津波からの復興加速化プロジェクト」に取り組んできたほか、地域から寄せられた課題を解決するための方策を策定する調査研究「ステージⅠ」と、さらに策定された方策を実際に地域に活用（研究成果実装）する活動の支援「ステージⅡ」からなる「地域協働研究」に積極的に取り組んでいる。

地域協働研究については、本学の知見を活用して解決を目指したい地域課題を県内の自治体や地域団体等から提案してもらい、当該課題に知見を持つ研究者とのマッチングの上、提案団体と担当研究者が共同で研究計画を作成した中から、学外有識者を中心とした委員会にて審査・評価して採択することで、地域や社会からの要請を反映させている。

このほか、岩手県や県内市町村においても人口減少対策が喫緊かつ重要な課題となっており、平成 26 年 11 月に制定・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「ふるさと振興総合戦略」の策定や、同計画に基づいた地方創生の充実・強化に向けた切れ目のない取組が求められていることから、地域政策研究センター内に「地方創生支援チーム」を設

置し、県内市町村の地方創生の取組を支援してきている（[根拠資料 9-2](#)）。

これらの取組のほか、アイーナキャンパスを拠点としたリカレント教育や各キャンパスにおける公開講座の開催（中期計画No.23 関連）、研究を実施したフィールドにおける研究成果発表会等の開催や動画配信サービス等の活用など工夫した研究成果の公表（中期計画No.24 関連）、本学が保有する特許等を発表する機会としての各種展示会への参加や本学の教員・学生向けの知的財産に係るセミナーの開催（中期計画No.25 関連）、多文化共生社会を実現するための各地域と連携した共同研究の実施（中期計画No.28 関連）、東日本大震災津波の被災地支援に係るボランティア活動に対する支援やふるさといわて創造プロジェクト（COC+事業）の一環として本学が幹事校として取り組んできた「インターンシップ in 東北」に係るプロジェクト（中期計画No.29 関連）など、社会連携・社会貢献に関する全学的な取組を展開している。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

定期的な点検・評価としては、中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）における社会連携・社会貢献に関する項目について、研究・地域連携本部において年度毎に計画・実施・点検を行い、大学評価委員会による点検・評価結果を県評価委員会に報告し、外部評価を実施している。評価結果は翌年度以降の計画等に反映させ、改善・向上に努めている。

また、令和3年度に実施した見込評価においては、自己点検・評価結果の主な実績について、次のとおり県評価委員会に報告し、県評価委員会から目標を達成すると見込まれるとの評価結果を得ている（[根拠資料 2-36](#)）。

- ・ 公開講座の受講者満足度は高く、リピーターも多いこともあり、新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止とした令和2年度を除き、受講者数は目標を上回る値で推移している。（中期計画No.23 関連）
- ・ 東日本大震災津波に係る被災地支援活動を行う学生や教職員に対し、経費の助成や物品の貸与等の支援を継続して実施するとともに、実態に応じた柔軟な制度運用を図るなど、ボランティア活動に対し支援を行っている。また、本学の復興支援活動を「東日本大震災津波 岩手県立大学の復興支援」として毎年とりまとめ、本学のWEBページに掲載しており、発災から10年を経てこれまでの支援活動及び活動を行った本学関係者についてまとめ、令和3年度に発行を予定している。（中期計画No.29 関連）
- ・ 地域活性化に向けた取組推進のため、地域協働研究などの共同・受託研究を実施し、復興関連の研究を含め人口減少問題対策等の地域課題に関する共同研究については、地域協働研究の制度を平成29年度から一部見直した影響もあって実施件数が減少したが、地域ニーズの把握・分析や学内シーズとのマッチングを進めてきたことにより、実施件数は年々増加してきている。（中期計画No.29 関連）

この見込評価においては、自己点検・評価結果の中で、目標達成への課題及び当該課題への対応方策として計画終了までに実施する事項として次のとおり県評価委員会に報告したうえで、社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた取組を実施している（[根拠資料 2-36【ウェブ】](#)）。

- ・ 研究を実施したフィールドにおいて開催する研究成果発表会等で地域住民に向けて発表するような研究が減少してきていることから、研究成果を効率的に発信する方法について一層工夫していく。（中期計画No.24 関連）
- ・ 実際に企業で活用されるような知的財産につながる研究が少ないことから、研究や知的財産を戦略的にマネジメントしていく体制の構築について検討していく。（中期計画No.25 関連）
- ・ 地域社会への研究成果の還元に向け、本学出身自治体職員とのネットワークの構築などを通じ、地域課題の解決に取り組む自治体との連携の強化に、より一層努めていく。（中期計画No.26 関連）

さらに、本章の「点検・評価項目①」に記載したとおり、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター同センターの運営に当たっては、共同提案者である岩手県及びいわて組込みシステムコンソーシアムと運営委員会を設置して、毎年度、目標及び戦略の共有や運営計画の策定などを行っており、その中で、アドバイザーやオブザーバーである滝沢市ほか地域の関係機関や J S T からの助言・意見等についても運営計画等に反映させることにより、社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた取組を実施している。

以上のように、社会連携・社会貢献活動の適切性については、中期計画に位置付け、第 2 章に記述の「岩手県立大学内部質保証方針」に則り、自己点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

（2）長所・特色

見込評価においては、岩手県地方独立行政法人評価委員会から次のとおり評価されている（[根拠資料 2-36【ウェブ】](#)）。

- ・ 公開講座の受講者満足度が高く、リピーターも多いことから、新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止とした令和 2 年度を除き、受講者数は目標より多い数値で推移している。
- ・ 被災地支援活動を行う学生や教職員に対し、経費の助成や物品の貸与等の支援を継続して実施し、ボランティア活動に対し支援を行っている。また、復興支援活動を「東日本大震災津波 岩手県立大学の復興支援」として毎年とりまとめ、WEB ページに掲載している。

このように、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターで実施している児童・生徒を対象としたプログラミング教室などの ICT 講座、戦略的研究プロジェクト、若手技術者や学生の技術力の向上を図る高度技術者養成講習会などの取組が評価されており、本学の長所・特色となっている。

また、地域政策研究センターにおいて、岩手県内の地域団体等を対象に地域が抱える課題を公募し、本学教員とのマッチングを経て調査研究を行い、課題解決に向けたプランを策定、さらに、それを地域団体等と協働して実施するものを支援して、地域課題の早期解決につなげることを目的として実施している地域協働研究の取組も本学の特色の一つとなっている。

(3) 問題点

研究を実施したフィールドにおいて開催する研究成果発表会等で地域住民に向けて発表するような研究が減少してきていることから、研究成果を効率的に発信する方法について、一層工夫していく必要があるとともに、地域社会への研究成果の還元に向け、本学出身自治体職員とのネットワークの構築などを通じ、地域課題の解決に取り組む自治体との連携の強化に、より一層努めていく必要がある。

地域ニーズに対応した実践的な共同研究の推進に向け、県内企業等との連携の強化に努める必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を中期計画において定め、全学的に共有することにより、地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する「地域社会に貢献する大学」の実現に向けた取組が全学的に展開されている。

全学組織である研究・地域連携本部には、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター及び地域政策研究センターを設置するとともに、事務局研究・地域連携室に産学公連携コーディネーターを配置し、岩手県内の企業や自治体、地域団体等との連携の推進、教育・研究成果等の地域社会への還元に取り組んできている。

また、社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、「全学内部質保証方針」に則り、自己点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組も行っている。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献について、大学基準に照らして概ね良好な状態にあると評価できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、岩手県が設立した公立大学法人が運営する短期大学であり、法人の目的として、公立大学法人岩手県立大学定款（以下「定款」という。）第1条（[根拠資料1-2【ウェブ】](#)）において以下のとおり定められている。

・この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、並びに職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって広く社会の発展に寄与することを目的とする。

この目的の実現のため必要な大学運営に関する方針は、業務方法書第2条（[根拠資料10-1-1【ウェブ】](#)）において以下のとおり定められている。

・法人は、法第25条第1項の規定により岩手県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

この岩手県知事から指示された第三期の中期目標（[根拠資料1-11【ウェブ】](#)）においては、業務運営の改善及び効率化に関する目標として、教育研究環境の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、安定した財務基盤の構築、教育研究組織の検証と見直し、大学情報の収集・分析や戦略的な情報発信の強化等により、自主的・自律的な法人運営を実現し、県民から信頼される大学づくりを進めることが掲げられている。

本学では、この中期目標を達成するため第三期中期計画（[根拠資料1-12【ウェブ】](#)）を定め、当該計画に基づき、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として、教育研究環境の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応するため、教育研究組織の再構築、大学の理念及び目的の実現に資する意欲的な教職員の育成、安定的な財務基盤の構築、大学情報の収集・分析や戦略的な情報発信の強化に取り組むこととしている。

また、これらの方針は、「全学内部質保証方針」（[根拠資料2-4【ウェブ】](#)）に則り全学的に共有されている。また、ウェブサイトへ掲載することで全教職員が常時閲覧できる状態としている。

以上、本学では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現す

るために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示評価の視点
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

▽適切な大学運営のための組織の整備

本学は、岩手県が設立した公立大学法人が設置・運営する短期大学である（[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）。

法人組織としては、定款に基づき法人の役員として、理事長1人、副理事長1人以内、理事8人以内及び監事2人を置くこととされており、理事長と監事は、設立団体の長である岩手県知事が任命し、理事は理事長が任命し、法人の業務を掌理する。

理事長は、法人を代表し、その業務を総理する、最終的な意思決定権者である。理事長を補佐するものとして副理事長を、理事長及び副理事長を補佐し、法人の常務を統括するものとして専務理事を置いている。

法人の運営組織としては、定款に基づき、経営会議、教育研究会議が置かれ、それぞれ議決事項又は、審議事項が規定されている。

経営会議は、理事長、副理事長、理事長が指名する理事及び職員、学外の有識者で構成され（[根拠資料 2-14](#)）、教育研究会議は、学長、副学長、高等教育推進センター長、学部長、学長が指名する教育研究上の重要な組織及び事務組織の長、学長が指名する学外の有識者で構成される（[根拠資料 2-6](#)）。

理事長のトップマネジメント確立のため、経営上の重要事項について協議、調整する場として、理事長、副理事長、専務理事、理事及び監事によって構成される役員会議を開催している（[根拠資料 10-1-2](#)、[10-1-3](#)）。

短期大学の教学組織として、公立大学法人岩手県立大学組織規則（[根拠資料 3-1](#)）に基づき、岩手県立大学盛岡短期大学部生活科学科と国際文化科の2つの学科や教授会が置かれている。なお、四年制学部を含めた全学運営組織として、高等教育推進センター、教育支援本部、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部が置かれている。

また、同組織規則に基づき、法人の事務及び大学の事務を処理するため事務局が設置され、事務局長、事務局次長、その他の事務職員が配置されている。

▽学長の選任方法と権限の明示

学長の選考については、定款（[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）及び公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程（[根拠資料 10-1-4](#)）に基づき、学長選考会議を設置し、当該会議において公立大学法人岩手県立大学の学長選考及び解任に関する規程に基づき、学長選考を行うこととしている。学長選考会議は、経営会議及び教育研究会議からそれぞれ 3 人ずつ選出された者で構成され、委員には法人の役員又は職員以外の者が含まれていなければならない、公正性や透明性が確保されている（[根拠資料 10-1-4～6](#)）。

また、学長は、組織規則により教育研究などの校務について最終的に意思決定を行う。

▽役職者の選任方法と権限の明示評価の視点

理事長の任命については、地方独立行政法人法第 71 条第 2 項の規程により、法人の申し出に基づき岩手県知事が行っている。理事長は、法人を代表し、その業務を総理することとしている（[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）。

副理事長の任期は、公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程で定める学長の任期となっている（[根拠資料 1-2](#)）。

副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行うこととしている。

理事及び専務理事の任命については、公立大学法人岩手県立大学定款により、理事長が任命することとされている。理事は、理事長の定めるところにより、法人の業務を掌理し、専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐し、法人の常務を統括する（[根拠資料 1-2](#)）。

監事の任命については、公立大学法人岩手県立大学定款により、岩手県知事が任命することとされている。監事は、法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は岩手県知事に意見を提出することができる（[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）。

学部長については岩手県立大学学部長選考規程に基づき、学部の作成する候補者推薦の中から学長が 1 名決定することとしている（[根拠資料 10-1-7](#)）。

学部長は、当該学部に関する校務を掌理し、所属、職員を指揮監督する。

▽学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

本学の意思決定プロセスは、定款（[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）、組織規則（[根拠資料 3-1](#)）及び公立大学法人岩手県立大学代決専決規程(以下「代決専決規程」という。)により定められている（[根拠資料 10-1-8](#)）。

教育研究などの校務について組織規則により最終的に意思決定するのは、学長である。

理事長は、法人の財務、人事組織などの経営面について担当し、法人における方針及び個々の事業等の実施については、事務局が実施案を企画・立案し、代決専決規程により定められているものは除き、最終的に意思決定を行うのは理事長である。

理事長のトップマネジメント確立のため、経営上の重要事項について協議、調整する場として、組織規則に基づく「役員会議」（令和 3 年 3 月 31 日までは「理事会議」）を開催している（[根拠資料 10-1-2](#)）。

本学は、地方独立行政法人法第 71 条第 1 項ただし書の規定により、学長を理事長とは別

に任命している。

学長は、代決専決規程により、その専決権限を、組織規則による職制に基づく副学長、学部長、本部長又は事務局長等に委譲し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。このため、学内では、学長が最終的な意思決定を行うほか、学部に関する事項については学部長、全学的事項については各本部長など、様々なレベルにおいて、委譲された権限の範囲内で意思決定が行われている。

全学的事項にあつては、組織規則に基づき、学長、副学長及び各本部長等で構成する「本部長会議」(根拠資料 10-1-9) 並びに学長、副学長、本部長及び各学部長等で構成する「教育研究会議」(根拠資料 2-6) を設置し、いずれも学長が主宰して協議、調整することにより、意思形成を行う。

全学的事項の中で重要な事項は、本部長会議において方針等を協議、調整の上、教育研究会議に提案し、全学的な協議、調整を経て、最終的には各本部において意思決定するか、又は各本部からの上申に基づき学長が意思決定する。

▽教授会の役割の明確化・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会は、岩手県立大学等教授会規程に基づき、各学部の教育研究に関する重要事項を審議することとされており、その審議事項について以下のとおり列挙している(根拠資料 4-28)。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものとされている。また、教授会は当該学部の教育研究に関する事項について、学長の求めに応じ、意見を述べることができるとされている。

高等教育推進センターは、組織規則に基づき、高等教育企画・国際教育研究・教育実践研究に関する重要事項について高等教育推進センター運営会議を開催し、審議している。

学部教授会及び高等教育推進センター運営会議の審議事項のうち、重要審議事項については定款に基づき教育研究会議において審議されることとなっており、学長による意思決定と教授会等の役割が明確となっている。

▽教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

定款に基づき、理事長は法人経営に関して、また、学長は教育関係に関して権限と責任を持つことにより、法人経営に関する部分と大学の教育研究に関する部分の権限と責任が分かれている。

▽学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見聴取として、授業に対する評価や学生生活に関することなどのアンケートを定期的実施し、改善・対応を要する事項については、担当する所属において検討し適切に対処している。

また、教職員からの意見への対応については、学長、副学長、本部長等で構成される大学運営会議や事務局長及び各室長等で構成され事務局会議を毎月開催し、当該会議において検討し適切に対処している。

▽適切な危機管理対策の実施

危機管理対策については、本学において発生する又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、「公立大学法人岩手県立大学危機管理対応指針」(根拠資料 10-1-10)に基づき、基本的な対応事項について定めている。また、滝沢、宮古それぞれのキャンパス毎に、危機管理のための情報の収集、伝達及び応急対策を迅速かつ的確に行うため、「公立大学法人岩手県立大学危機管理対策本部設置要領」(根拠資料 10-1-11)に基づき、危機事象別に、教職員の配備体制、配備基準、配備職員の範囲及び具体的な対応内容を整理したマニュアルを整備している。

学生や教職員への危機情報の周知については、メールや学内ホームページ、安否確認システムにより随時連絡が可能な体制を整備している。

防災訓練については、全学生、教職員を対象に、年2回の安否確認システムからの照会への回答訓練と、年1回の地震、火災発生による防災訓練を実施している(根拠資料 10-1-12)。

また、新型コロナウイルスへの対応については、令和2年2月に理事長を本部長、学長を副本部長、各本部長を本部員として構成する危機管理対策本部会議(新型コロナウイルス)を(根拠資料 2-39)立ち上げ、感染の拡大状況や国及び県の要請事項を踏まえ、本学として感染症対策が必要となる事項に対し、検討の必要性が発生する都度、危機管理対策本部会議(新型コロナウイルス)を開催し、本学の「新型コロナウイルス対策行動計画」及び「大学事業継続計画」に係る随時見直しを行うなど、感染予防の徹底等の感染拡大防止や遠隔授業を実施等の健康被害への影響を最小限に抑え、修学の機会を確保する等、適切な大学運営に努めている(根拠資料 10-1-13~14)。

以上、本学では方針や手続きに基づき、理事長、学長をはじめとする所要の職を置き、法人の運営組織、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、適切に大学運営を行っている判断できる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では、予算編成及び予算執行に係る方針を、中期計画(根拠資料 1-12【ウェブ】)において以下のとおり定められている。

- ・ 法人の経営基盤を強化しながら教育研究活動の着実な発展に資するため、大学院の入学定員の確保や入学志願者の増加に努め、学生納付金の収入確保を図るとともに、同窓会組織の充実強化や産業界等への支援要請等により、寄附金収入の確保に努める。また、外部研究資金に関する情報収集と学内周知の促進や、民間企業等との共同研究実施に向けたマッチング等の強化により、外部資金の積極的な獲得に努める(中期計画No.38)。
- ・ 支出経費の必要性や費用対効果の検証を徹底するとともに、大学運営業務の一層の効率化や調達方法等の改善等に努め、大学運営経費の抑制を図る(中期計画No.39)。

予算編成にあたっては、公立大学法人岩手県立大学会計規則（[根拠資料 10-1-15](#)）において「事業年度ごとの予算は、法第 27 条に規定する年度計画に基づき、明確な方針の下に調製すること」が定められており、理事長が、社会情勢や損益及び資金の状況、中期計画の着実な推進に配慮の上、毎年度予算編成方針を策定している（[根拠資料 10-1-16](#)）。この方針は、予め役員会議で承認のうえ、全学に提示するとともに、教職員に対して説明会を行い趣旨の周知徹底に努めている。

その後、予算編成方針に基づき各本部及び学部から提出された予算要求書を事務局において審査し取りまとめ、理事長及び学長による事業内容の審査等の調整を経て、役員会議の承認を得た上で予算案を作成する。その後、経営に関する審議機関である経営会議の審議を経て、理事長が予算を決定している。

内部統制については、公立大学法人岩手県立大学業務方法書第 9 条及び第 18 条に基づき（[根拠資料 10-1-1【ウェブ】](#)）、公立大学法人岩手県立大学内部統制規程を制定し（[根拠資料 10-1-17](#)）、予算の執行をはじめ役員の職務執行が法令に適合することを確保及びその他業務の適正を確保するための体制の整備並びにリスク管理の取組に関し必要な事項を定めている。

また、会計規則をはじめとする各種財務関係の諸規程に基づき事務処理を行うとともに、「公立大学法人岩手県立大学代決専決規程」（[根拠資料 10-1-8](#)）により、予算の執行権限についても明確に規定されており、支出契約等の決裁もこれに基づいて適正に行われている。さらに、教員に予算配分している研究費については、「岩手県立大学研究費マニュアル」（[根拠資料 10-1-18](#)）を策定し、全学で統一した基準で執行している。これらの会計処理は、財務会計システムにより行っており、配分予算額を超える執行の防止機能や執行明細、残高等の各種検索により適正な予算管理を行っているほか、会計伝票の複数チェックにより、会計業務の適正化に努めている。

こうした体制の下で執行された予算については、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び同法に基く「公立法人岩手県立大学監事監査規程」（[根拠資料 10-1-19](#)）により、法人監事 2 名による法人経営や短期大学運営の状況、事業の実施状況等に対する包括的な監査が実施されている。

また、同法第 36 条により岩手県が選任した監査法人による同法第 35 条に基づく会計監査も実施されている。両監査とも毎事業年度を通じて実施されており、監査結果については、監査結果報告書による報告がなされ（[資料 2-44【ウェブ】](#)、[10-1-20～21](#)）、この際の指導助言等に対しては、適切に対応し改善を図っている。

さらに、内部監査室を設置し、理事長が指名する内部監査室長等による内部監査を毎年度実施しており、会計経理の実務面の執行チェックを行うとともに、執行体制の問題点の把握や制度改善等に努めている。

これらの監査による検出事項や内部統制に係る問題事項を共有化し、経営環境の把握と経営のより一層の適正化、効率化を目的として、理事長、監事、監査法人及び内部監査室による四者の協議を定期的に行っている（[根拠資料 10-1-22](#)）。

また、予算の執行に伴う効果については、公立大学法人岩手県立大学評価委員会が行う大学運営全般についての自己点検・評価の中で各種指標などに基づく検証を行っており、予算

執行においても計画の推進、点検・評価、改善のシステムが機能するような体制となっている。

この自己点検・評価の結果とともに、地方独立行政法人法に基づき、毎事業年度の決算に係る財務諸表(根拠資料 10-1-23)岩手県知事に提出し、承認を受ける仕組みになっており、岩手県知事が承認しようとするときは、あらかじめ岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされている。

また、承認を受けた際には、本学のホームページ上に掲載し公表する(根拠資料 2-44【ウェブ】)ほか、県においても、岩手県報で公告している。

以上、本学では、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学では、大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置に関する方針を、組織規則(根拠資料 3-1)のほか、中期計画(根拠資料 1-12【ウェブ】)において以下のとおり定め、取組を行っている。

- ・ 定数管理計画に基づき計画的な教職員の配置を行うとともに、教育・研究・地域貢献・大学運営を担う優秀で多様な教職員の採用や昇任を適切に実施する(中期計画No.33)。

本学の事務組織は、法人内の1大学2短大共通の組織として、事務局長の下、教育研究支援室、学生支援室、研究・地域連携室、企画室、総務室の5室体制で、教育研究活動等の事務支援を行っている。

教育支援室は、教育支援本部の業務である以下を列挙している。①教務に関すること、②国際交流に関すること、③アイーナキャンパス及び社会人専門教育に関すること、④学生の募集及び入学者の選抜に関すること、⑤高大連携に関すること、⑥メディアセンターの運営に関すること、⑦教職教育センターの運営に関すること、⑧その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

学生支援室は、学生支援本部の業務である①学生の修学、生活及び健康の支援に関すること、②就職の支援に関すること、③奨学金に関すること、④学生のボランティア活動に関すること、⑤学生会、同窓会、後援会に関すること、⑥健康サポートセンターの運営に関すること(職員の衛生管理及び健康サポートに関するものを除く。)、⑦その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

研究・地域連携室は、地域連携本部の業務である①産学公連携事業の推進及び支援に関すること、②地域連携研究及び戦略的研究に関すること、③知的財産の管理及び活用に関すること、④競争的研究資金など外部資金の獲得の支援、受入及び管理に関すること、⑤学術研究費に関すること、⑥研究倫理に関すること、⑦生涯学習及びこれらに係る講師の派遣に関すること、⑧地域連携に関する相談の受付に関すること、⑨いわてのものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターの運営に関すること、⑩地域政策研究センターの運営に関すること、⑪その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

企画室は、企画本部の業務である①認証評価に関すること、②中期計画に関すること、③大学広報に関すること、④教員業績評価に関すること、⑤情報システムに関する事項に係る業務を処理する。

総務室は、①人事、組織、労務、危機管理その他大学運営の総括に関すること、②健康サポートセンターの運営に係る業務（職員の衛生管理及び健康サポートに関することに限る）に関すること、③財務、会計その他法人の運営に係る総務に関する事項に係る事務を処理する。

本学事務局は、法人が採用した職員 60 名と、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 67 号）の規定に基づき、設立団体である岩手県から法人に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）40 名、計 100 名の職員体制になっている。

▽職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

平成 25 年度までは、法人が採用した事務局職員は、すべて任期付職員であったが、平成 26 年度から、法人が採用した任期付職員を期間の定めのない雇用に移行とし、かつ、今後法人が採用する事務局の事務総合職の職員は原則として期間の定めのない雇用とすることにより、「高い専門性を持つ法人採用職員」と「幅広い経験を持つ県職員」による業務内容の多様化に対応できる職員体制としている。法人職員については、採用試験（筆記、面接等）を実施し、大学固有事務等に対する適性についても審査・選考の上採用している。

法人職員採用後、高い専門性を有する職員を育成するため、採用年数に応じた研修や一般社団法人公立大学協会が実施する研修を積極的に受講している。

非常勤職員については、専門業務（看護師、相談員等）について配置しており、採用に当たってはその業務の専門性や大学業務に対する適性について審査・選考の上採用している。

職員の配置については、毎年度、所属長が各職員から人事ヒアリングを行い、その職員の経験、職歴、年齢、本人の希望等を考慮し、適性を見極めた上で、人事案を取りまとめ、理事長が決定している。

職員の昇格等については、職員育成と業務推進支援を基本とし、職員個人の努力と組織目標への貢献度を評価する新人事評価制度実施要領及び公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領に基づき毎年度各所属長が各職員の評価を行い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則に基づき、必要に応じて各所属長と人事を所管する総務室長とのヒアリングを行い、昇格等の候補者を選考し、理事長が決定している（[根拠資料 10-1-24](#)）。

▽教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

教員と職員の連携については、教務・学生支援・入試・研究支援・地域連携などの教学運営を始めその他の大学運営について、組織規則に基づき本部制を導入しており、本部長及び副本部長に教員を配置し、事務局職員と教員が連携して大学運営に関わることであり、担当事務職員と関係教員との間で定期的に、また必要に応じて情報共有を行い、協働して業務を推進している（根拠資料 3-1）。

▽人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

新人事評価制度実施要領及び公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領に基づき毎年度各所属長が対象職員との面接を行い、適正な勤務評定を実施し、勤勉手当の支給率や昇給に反映させている（根拠資料 10-1-24）。

以上、本学では、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、教職員の意欲及び資質の向上に関する方針を、中期計画（根拠資料 1-12【ウェブ】）において以下のとおり定め、取組を行っている。

- ・ 教育研究活動の適切で効果的な運営を図るため、高等教育施策や大学運営に関するセミナーなど、FD（ファカルティ・ディベロップメント）とSD（スタッフ・ディベロップメント）を融合させた研修等を実施することにより、大学運営等に必要な知識や技能を修得させ、教職員の資質能力の向上を図る（中期計画No.34）。
- ・ 事務局組織の効率的な運営を実現するため、教育研究分野を含めた業務改善に積極的に取り組むとともに、職員の能力向上を図るため、「階層別研修」や「個別能力開発研修」など職員の職能開発等を目的とした体系的なSD（スタッフ・ディベロップメント）プログラムを構築し実施する（中期計画No.37）。
- ・ 教職員による研究費の不正執行等の違反行為や不祥事のない大学の実現のため、研究不正防止計画の改訂や研修会の定期的開催などを行い、コンプライアンス確立に向けた取組を推進する（中期計画No.45）。

本学では、教育、研究、短期大学運営及び社会・地域貢献に係る諸活動を活性化させるとともに、建学の理念、大学の目的の実現及び中期目標・中期計画の達成に資することを目的として、教員の努力を適切に処遇に反映させる教員に対する業績評価を実施している（根拠資料 6-27）。

この評価では、各教員において自己の活動を評価するとともに、その評価結果を改善に活かし、学部長においては、各教員の諸活動の活性化を促し、本学及び学部の改善に活用され

ている。なお、教員業績評価を客観的かつ公平に実施するため、教員業績評価委員会（[根拠資料 6-28](#)）が設置され、教員業績評価の実施、異議申立て、実施方法の改善等を所掌している。

また、「公立大学法人岩手県立大学職員表彰規程」及び「公立大学法人岩手県立大学職員表彰実施細則」に基づき、理事長表彰、学長表彰及び部局長表彰を実施している（[根拠資料 10-1-25～26](#)）。

理事長表彰は、法人の職員として在職している期間が引き続き 25 年以上であり、かつ、その勤務成績が優良である者に対して行う永年勤続表彰と法人の業務に関する分野において特に顕著な事績があり、理事長が表彰に値すると認める職員及び職員の団体に対して行う特別表彰がある。

学長表彰は、教育、研究、学内運営及び地域貢献等の各々の分野において特に顕著な事績があり、他の職員の模範となる職員及び職員の団体に対して行っており、表彰対象者は、部局長の推薦に基づき学長が選考している。

部局長表彰は、教育、研究、学内運営及び地域貢献等の各々の分野において顕著な事績があり、所属職員の模範となる職員及び職員の団体に対して行うこととしており、また、表彰した職員及び職員の団体については、学長表彰の候補者として学長に推薦することができることとされている。

この他、教員の資質向上を図るため、新採用教員については採用時オリエンテーション（4 月）において、建学の理念、組織、中期目標・計画等についての研修を行うとともに（[根拠資料 10-1-27](#)）、全教員に対しては、年度当初に「学長メッセージ」（[根拠資料 10-1-28](#)）を開催して当該年度の大学運営について説明会を実施し、毎年度後期において次年度に向けた大学運営及び予算編成方針についての説明会を行っている。

また、高等教育推進センター及び教育支援本部における全学的な取組として、全教職員を対象として高等教育に係る政策の動向やそのトピックをテーマとしたFD・SDセミナーを企画・開催するとともに（[根拠資料 6-9～17](#)）、学務調整会議（[根拠資料 2-23](#)）を設置し、学部等を超えて本学の基盤教育・学士課程教育が抱える問題を調査・検討し、授業改善のみならずメゾレベル・マクロレベルの改革を推進している。

このほか、教育支援本部においては教育面での方策として「授業に関する学生アンケート」等FD活動を全学及び各学部において行っている（FDについては第6章参照）。

さらに、研究及び教育のための長期研修制度として、サバティカル研修制度を平成 25 年度に創設し、平成 26 年度より募集を開始している（[根拠資料 8-38](#)）。

なお、教員組織については、必要に応じて学内会議や全学委員会などの見直しを行いながら機能強化を図っており、法人評価における毎年度の計画策定と実績評価を行うことにより、その適切性を検証している。

職員の人事評価については、人事評価制度実施要領（[根拠資料 10-1-24](#)）に基づき、年に 3 回、所属長との面談を実施しながら行い、処遇等に反映させている。

平成 26 年度から、これまで任期付職員として雇用していた職員を任期の定めのない雇用に移行させ、初任給基準の引上げ、各種手当の拡充等、処遇改善を図った。

職員研修については、平成 26 年 3 月に策定した「岩手県立大学事務局人材育成ビジョン & プラン」（[根拠資料 10-1-29](#)）により基本方針を定め、具体的な研修の実施については、

年度毎に定める研修実施計画により実施している。研修機会の確保については、外部機関が実施する各種研修・セミナー等のほか、e-ラーニングの活用により、大学職員として必要なスキルの取得等に努めている。

以上、本学では、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、第三期中期目標(根拠資料 1-11【ウェブ】)と第三期中期計画(根拠資料 1-12【ウェブ】)を踏まえて、各部局が作成する各種基本計画・運営方針等に基づいて大学運営を行っており、その進捗状況については、年度末にその実績等として取りまとめることを通じて自己点検・評価を行っている。この実績・評価結果は、毎年度、大学評価委員会(根拠資料 1-13)が中心となって中期計画に基づく取組実績を取りまとめ、教育研究会議や経営会議において、審議されるとともに、さらに、外部評価としては、本学の設置者である、岩手県が設置する評価委員会での審議を通じて外部のチェックを受けるなど、本章に記載した大学運営に関する方針に沿って、第2章記載の全学内部質保証方針(根拠資料 2-4【ウェブ】)により自己点検・評価を行っている。

監事監査は、岩手県知事が任命した2名の監事により行われ、役員の業務執行状況及び財務諸表の内容等の監査を通じて、法人の業務全般の妥当性及び適法性を確認している。なお、岩手県知事が任命した2名の監事は、監事監査以外にも毎月の役員会議に出席し、法人の運営進捗状況や重要案件について把握するとともに意見を述べ、それらを踏まえて決算時の財務諸表等についての監査を行っている。

会計監査人監査は、地方独立行政法人法に基づき、財務諸表(根拠資料 10-1-23)、事業報告書(根拠資料 10-1-30)及び決算報告書(根拠資料 10-1-31)について監査を実施している。

内部監査は、公立大学法人岩手県立大学内部監査規程(根拠資料 10-1-22)に基づき、理事長が指名した内部監査室長等が、法人及び大学における業務全般の適法性及び妥当性を公正かつ客観的に検証及び評価し、内部監査結果に基づく助言又は提言を行うことにより、健全かつ円滑な経営及び運営に資することとしている。また、監事監査、会計監査人監査、内部監査、からの指摘、意見については、その対応について役員会議に報告、協議いただいた上で改善を実施している。

この改善例としては、カリキュラムマップを「入学案内」に掲載し、志願者に対するディプロマポリシーの視覚化(中期計画No.7(根拠資料 1-7))を実施するなど適宜見直しを行い、短期大学運営の改善、向上に取り組んでいる。

以上、本学では、短期大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

本学は、1大学と2短期大学部で構成され、このうち短期大学部は、滝沢キャンパスと宮古キャンパスにあるが、この二つのキャンパスが遠距離であることから、積極的なテレビ会議を実施し、情報共有や意思疎通を図るとともに、教職員研修についても同システムやズーム等を活用し、両キャンパスでの受講を可能としている。

また、平成30年度からは、法人採用職員を県へ通年での研修へ派遣し、法人採用職員の能力開発向上を実施している。

(3) 問題点

事務職員については、平成17年度の法人化以降、県派遣職員から法人採用職員化への切替え(法人採用職員の構成比約6割)が進んでいることから法人採用職員として法人運営及び大学運営に必要な専門知識や能力、採用経過年数や職位・職制に応じた必要な能力の習得を行うための効果的な研修がより必要となっている。

事務局の業務においては、一定期間に業務が集中する入試関連業務や決算関連業務等について、恒常的な時間外勤務が生じていることから、その縮減に向けて業務のスクラップアンドビルドを行うなど、働き方改革の一層の推進のため業務の効率的、計画的な執行に取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の理念・大学の目的、大学の将来を見据えた中期目標や中期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示しており、理事長及び学長をはじめとする所要の職を置き、法人運営や教育研究等に係る必要な組織を設け、これらの権限等を明示し、適切な大学運営を行っている。

予算については、法令や法人規程等の定めに基づき予算の編成及びその執行が行われ、会計監査人監査や監事監査、内部監査を通じて適切に検証がされている。

大学運営については、外部評価である岩手県公立大学法人評価委員会による評価や監査の指摘結果を踏まえ、運営の在り方について不断の見直しを行っている。

さらに、大学運営を適切かつ効果的に行うために事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るため、FD・SDを実施し、大学の自己点検の一つとして取り組んでいる。

第 10 章 大学運営・財務

第 2 節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学は、公立大学法人岩手県立大学が設置・運営する短期大学であり、当該法人には、本学と岩手県立大学（四年制）、宮古短期大学部の 1 大学・2 短期大学部が設置され、上記の 3 大学分を一体的に編成し、財務運営を行っている（[根拠資料 1-2【ウェブ】](#)）。

また、本学の第三期中期計画（[根拠資料 1-12【ウェブ】](#)）には、岩手県知事から示された第三期中期目標（[根拠資料 1-11【ウェブ】](#)）及び本学としての中長期的な方向性を踏まえ、平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間の財政計画として、予算、収支計画及び資金計画が盛り込まれている。これらの計画は、自己収入の確保（外部研究資金の獲得奨励、民間との共同研究や寄附金収入の拡大）、予算の効率的かつ適正な執行（戦略的な資源配分とコスト意識の醸成等による運営経費の抑制）といった中期目標で示された目標を達成するための措置として策定されている。

<数値目標>

自己収入確保：外部研究資金(共同、受託研究・科学研究費)の受入金額が平成 27 年度より 13%増

予算の効率的かつ適正な執行：総利益の計上

この第三期中期計画の期間中における人件費の見積りや運営費交付金の算定ルール等について定めており、これを基本として毎年度予算編成を行っている。

人件費（退職手当を除く）及びその他の経費は、平成 29 年度に見込まれる所要額をベースに算定し、平成 30 年度以降の人件費の増嵩分に要する経費については、経営努力により他の経費を圧縮し、当該経費を捻出することにより対応することとされ、令和 4 年度までの 6 年間は同水準で設定している。

なお、退職手当等については各事業年度の所要額が運営費交付金として別枠で交付されることとなっており、大規模修繕費等についても毎年度、所要額を算定し、岩手県において財政状況を勘案した上で別途、本学と県が協議し、施設等整備事業費補助金として措置されることとなっている。

毎年度の経営努力による剰余金については、「教育・研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる」ため、翌事業年度充当可能な積立金として、地方独立行政法人法第 40 条第 3 項の規定に基づき、設立団体の長である岩手県知事から承認を受けている。2020 年度においては約 4 億 1,300 万円の当期総利益が生じたところであり、そのうち約 4 億 600 万円を目的積立金とすることが承認されている。目的積立金については、教育研究、

業務運営のために計画的な執行を行っている。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定し、予算編成及び予算執行を適正に行っていると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

建学の理念、大学の目的や中期計画に掲げた目標を実現するために必要な財源については、学生納付金収入等の確保に努めるとともに、岩手県からの運営費交付金や施設等整備事業費補助金の予算要求を適切に行うことにより、必要額を確保している。また、外部研究資金の獲得にも取り組んでいる。

<令和3年度予算（当初）>

（単位：百万円）

収入		支出	
運営費交付金	3,857	業務費	4,993
諸補助金	606	教育研究費	4,948
自己収入	1,560	地域等連携費	45
授業料等	1,454	一般管理費	1,373
その他の収入	105	受託研究等事業費	122
受託研究等事業収入	122		
目的積立金取崩	342		
計	6,489	計	6,489

運営費交付金については、短期大学運営に必要な支出（大規模な施設改修を除く。）と授業料などの大学収入との差額として算出され、岩手県から交付されるものである。弾力的な業務運営を可能にするため、用途の内訳を特定せず、いわゆる「渡しきりの交付金」として交付されている。また、退職手当等については各事業年度の所要額を積算のうえ、必要額が交付されることとなっている。

諸補助金については、大規模修繕費等に係る施設等整備事業費補助金等を計上している。

自己収入については、学生納付金にあたる授業料等（授業料、入学金、検定料）やその他の収入（財産貸付料、寄宿舎料、科学研究費間接経費等）を計上している。

授業料は2021年度予算額で1,249百万円を計上しており、滞納者に対しては適宜督促を行っている。授業料等の金額設定等の見直しは、他の国公立大学の動向や社会情勢等を勘案し、毎年度検討を行っている。

その他の収入については、科学研究費補助金等の間接経費や財産貸付料を計上している。科学研究費補助金等の直接経費については簿外の取扱いとなっており、間接経費のみ当初

予算として計上している。

受託研究等事業収入については、共同研究、受託研究、受託事業の各収入を計上している。

これら大学運営に必要な収入の確保に加え、科学研究費など外部資金の獲得に努めているほか、業務の効率化や日々の経費節減の努力により、第三期中期計画期間においては、毎事業年度で当期純利益を確保しており、必要かつ十分な財政基盤を確立しているといえる。

以上、本学では、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているものと評価できるが、短期大学運営を今後とも財務面で支えていくためにも、授業料及び入学金等について適切な設定を行うとともに、外部資金（科学研究費補助金、受託研究、寄附金等）の獲得に努め、基盤をより強固にしていく必要がある。

（２）長所・特色

科学研究費の採択率向上に向け、「科研費採択率向上支援チーム」による応募書類のブラッシュアップ等の取組を行っている。

また、民間企業等からの受託研究及び共同研究については、地域連携本部に専門職員を配置し、企業等からの相談を受け、コーディネートを積極的に行っている。

（３）問題点

自律的な短期大学運営による研究活動を実施するため、財政運営の基盤となる運営交付金の安定的な確保や授業料等の未納防止等のほか、外部資金の獲得や自己収入の確保に向けた取組を継続し、財政基盤の一層の安定化を図る必要がある。

また、開学から 20 年以上が経過し、建物・設備等の老朽化が顕著になってきているため、大規模修繕に要する経費に係る財源確保に努める必要がある。

（４）全体のまとめ

本学では、教育研究活動を安定して遂行するため、中期計画において予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画等、中期の財政計画を定め、それに基づき毎年度の予算編成及び予算執行を適正に実施している。また、外部研究資金その他の自己収入の増加に努めているほか、予算要求の際には、シーリングの設定、超過勤務の削減等、経費の抑制など、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤の確立に取り組んでいる。

以上のことから、短期大学運営・財務について、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、取組が適切であるといえる。

第 11 章 短期大学が組織的に行っているユニークな取り組みの実施状況とその有効性、またさらなる発展に向けた今後の展望

(1) 現状説明

1) 大学全体

a. 「キャリアデザイン」の開講

キャリア教育の一環として、「キャリアデザイン I・II」(全 30 回)を、授業科目として 1 年生を対象として開講している(根拠資料 11-1)。開講の背景には、学生の卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等を踏まえ、短期大学設置基準が一部変更(平成 23 年 4 月 1 日施行)されたこと、岩手県立大学第二期中期計画(当時)の重点計画「学生の就業力育成による高い就職率の維持と県内就職率の一層の向上」、入学志願者減少や学生就職の厳しさなど、本短期大学部が置かれている現状などの要因があった。3 つの学科専攻全学生による合同授業で、平成 25 年度にスタートさせた。

開講にあたっては、進路支援に係る就職・進学委員会、授業に係る教務委員会、就職支援に係るキャリアセンター(事務部門)の 3 者合同で、1 年をかけてどのような授業としていくかを協議した(根拠資料 11-2)。まず、経済産業省が提唱した「社会人基礎力」を基に、13 の能力要素を設け、自らキャリアを切り開いていく能力を身につけさせるような内容とした。開講当初は、例えば、授業は、原則として、普段は関わることの少ない 3 学科専攻の学生がグループを編成して取り組むようにした。また、名刺を作成して学内外で自己紹介する際に利用するようにしたり、学部の教員を対象にインタビューしたりすることで、立場の異なる人との関わり方を学ぶ場とした。また、就職支援という位置づけを強くし、就職ガイダンスや卒業生の講話、2 年生の就職活動体験談を取り入れたり、また、就職活動に関連して、インターンシップ体験報告会を開催したりするなどした。

2) 生活科学科

a. 社会人リカレント教育講座

生活科学科食物栄養学専攻は、一定の科目を履修することにより卒業と同時に栄養士資格を取得することができる。そのため入学生全員が栄養士免許の取得を目指して学んでいる。学生の 7~8 割が栄養士免許を活かした仕事に就き、その中には、実務経験を積んだ後に栄養士の上級資格である管理栄養士を目指す者もいる。このような卒業生を対象にして「社会人リカレント教育講座-管理栄養士国家試験受験準備講座-」を平成 18 年度から開催している(根拠資料 11-3)。開催当初は本学卒業生のみを対象としていたが、現在では他大学卒業生も受講可能としている。

この講座は講義と演習を主とし、少人数で行っている。講義は管理栄養士国家試験のガイドラインの中で卒業生に不足していると思われる分野の科目を重点的に取り上げて 9 回にわたって行っている。また、演習として、平成 26 年度から本講座を受講して合格した卒業生を招いて合格者体験報告と質疑応答の時間を設けている。この取組は、独学で管理栄養士

国家試験を受験する卒業生を支援すること、栄養士就業者の基礎専門分野の知識技術向上を目的とした社会貢献活動である。

b. 県内の行政機関・民間企業と連携した取組

生活科学科では、県内の行政機関・民間企業と学生とが協働・連携した企画を実施している。近年実施した主な企画は以下のとおりである。

①「北いわて学生ファッションデザイン」への参加

生活デザイン専攻では、平成 26 年度より、県北広域振興局（平成 27 年度からは北いわてアパレル振興協会）主催の「北いわて学生ファッションデザイン」へ参加しており、各年度とも本学科の学生が入賞を果たしている。入賞した学生のデザインは、県内縫製企業で実際に制作され、その年のファッションショーで発表されている。（令和 2 年度は開催されず）

②「広域浜プラン」への協力

生活デザイン専攻では、平成 30 年度の岩手県水産振興課による事業「広域浜プラン」に協力した。漁協女性部が開発した新商品のパッケージデザインに、学生の提案によるデザインが採用された。2 つの漁協による商品が実際に販売され、震災復興の一助ともなった。

③白石食品工業（株）とのコラボ商品

平成 30 年度と令和元年度に、白石食品工業（株）と本学科学生によるコラボ商品の開発に取り組んだ。食物栄養学専攻の学生が商品のコンセプトをつくり、生活デザイン専攻の学生がパッケージのデザインを行った。いずれの年も、2 種類の商品が期間限定で実際に販売された。

④岩手県産原木干しシイタケ販売促進への協力

令和 2 年度に、総合政策学部の学生による岩手県産原木干しシイタケ販売促進の一環として、食物栄養学専攻の学生が、干しシイタケ料理のレシピを考案した。このレシピによる料理は、全農県本部直営レストラン「みのるダイニング」にて、期間限定で提供された。

⑤滝沢市内学童保育への弁当の提供

令和 2 年度、新型コロナウイルス感染症の影響で給食が食べられない小学生のために、食物栄養学専攻の学生が栄養バランスを整えた弁当を作り、市内の学童保育 2 箇所を提供した。

(2) 点検・評価

▽効果が上がっている事項

1) 大学全体

a. 「キャリアデザイン」の開講

開講当初の学生による授業に対する評価から、3 学科専攻の合同授業であり、普段関わることの少ない人たちと協力しながら取り組むことができたとの意見があり、協働力を身に付けることができたものと考えている。さらに、自分を見つめ直す機会となったり、自分の将来を考えるきっかけとなったといった意見が聞かれた。将来に向けての自己形成に一定の効果がみられたものと考えている。

2) 生活科学科

a. 社会人リカレント教育講座

「令和2年度社会人リカレント教育講座－管理栄養士国家試験受験準備講座－」の受講生のうち国家試験受験者は67%であった。受験者の合格率は75%であった。このことからこの講座は卒業生の管理栄養士資格取得に役立っていると考えられる。

b. 県内の行政機関・民間企業と連携した取り組み

学内での実習とは異なり、自らの取組の成果が実社会で実践されることになり、学生たちにとって主体的な学びの機会となっている。また、いずれの取組においても、社会人とコミュニケーションをとりながら進めることになり、キャリア教育の一環としても役立っている。さらに、岩手県の特徴ある産業（縫製業、水産加工、農業など）に触れ、それらについて理解を深める機会ともなっている。

▽改善すべき事項

1) 大学全体

a. 「キャリアデザイン」の開講

開講当初は、就職支援としての位置づけが強く、一定数存在する編入学希望者に対する支援はほとんど行われていなかった。編入学した場合でも、その後社会人として関わることになることから、当該授業受講に対する動機付けが必要であると考えられる。

2) 生活科学科

a. 社会人リカレント教育講座

「社会人リカレント教育講座－管理栄養士国家試験受験準備講座－」の受講者数が減少傾向にある（[根拠資料 11-4](#)）。

b. 県内の行政機関・民間企業と連携した取組

主に課外の時間を利用しての取組になることが多く、学生への負担になる場合がある。また、商品開発等の取組の場合、自分の案が採用された学生とそれ以外の学生とで、達成感が異なってしまうことは否めない。

(3) 将来に向けた発展方法

▽効果が上がっている事項

1) 大学全体

a. 「キャリアデザイン」の開講

当該科目を開講して7年目となる平成31年度（令和元年度）に、前期の「キャリアデザインⅠ」は、それまでの実施内容を見直し、以下のように変更して実施した（[根拠資料 11-5](#)）。前半（第1～4回）は導入と位置づけた。「健やかに、かしこく生きる力のベースを整える」というテーマで、本学の特別支援コーディネーター、消費生活センター、岩手県警などをゲスト講師に呼び、学生生活をスムーズに軌道に乗せることを目的とした内容とした。中盤（第5～8回）は、課題に取り組むためのトレーニングと位置づけた。基本的なスタディスキルズのほか、4人編成のグループでグループワーク（情報共有、合意形成）のトレーニングを行う内容とした。後半（第9～15回）は、『「正解のない課題」にグループで取り組み、

その成果を発表する」という内容とした。第 14 回に、講堂で全グループが発表を行い、受講者全員がプレゼンテーションを経験する機会となった。

以前と比較して、授業の方向性や到達目標が明確になり、レスポンスカードの記載内容からも真剣な受講姿勢がうかがえた。令和 2 年度も同様の内容で実施した。

2) 生活科学科

a. 社会人リカレント教育講座

受講生に実施したアンケート結果から、令和 2 年度からは応用力試験対策講座を開始し、科目数を 3 科目 7 講座から 7 科目 9 講座に増やした。受講生の国家試験対策の一助になっていると考えられる。

また、受講者数を増やすために「社会人リカレント教育講座－管理栄養士国家試験受験準備講座－」の案内を、国家試験受験可能になった卒業生個人宛と学外実習先施設にも送付している。令和 2 年度は勤務先に送付した案内を見て参加した者が 50%いたので、勤務先への案内送付は継続していく。

b. 県内の行政機関・民間企業と連携した取組

今後も、行政機関・民間企業と連携した取組は継続し、より質の高いものにしていきたいと考えている。本学科のこれまでの取組について周知を図り、行政機関等と意見交換しながら、連携先の幅を広げていきたいと考える。

▽改善すべき事項

1) 大学全体

a. 「キャリアデザイン」の開講

当該科目を開講して 8 年が経過し、授業そのものの点検・評価を行う時期が来ていると考えている。「キャリアデザインⅠ」については①に示したようにリニューアルを実施したが、「キャリアデザインⅡ」については、大きな見直しは実施していない。これまでの実施内容を検証し、必要に応じて改善する必要があると考えている。

その際には、受講学生の授業に対する評価のみならず、卒業生に対してもアンケート調査を行うなどして、効果を検証するとともに、授業内容の検討を行っていききたいと考えている。

2) 生活科学科

a. 社会人リカレント教育講座

受講生が管理栄養士国家試験を受験するにあたり必要とする科目とその内容、出席しやすい講座開催日の日程を組むために、引き続きアンケート調査を実施して把握していく。

b. 県内の行政機関・民間企業と連携した取組

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響があり、「北いわて学生ファッションデザイン」は開催されなかった。また、行政機関や企業と意見交換をする機会も設けなかった。令和 3 年度は、感染症の状況を見ながらにはなるが、行政機関等との意見交換の場を設けたいと考えている。

終章

盛岡短期大学として昭和26年に創立した本学は、岩手県の高等教育機関として多くの学生を輩出してきた。岩手県立大学盛岡短期大学部として岩手県立大学併設の短期大学部となった平成10年以降も、生活科学科と国際文化学科の2学科構成のもと、社会環境の変化を捉え教育の充実を図っており、着実に実績を積み重ねてきた。

第2章記載の通り、本学では、本学が高等教育機関として適切な水準を維持し、その充実・向上を図るため、法人の設置者である岩手県から与えられる中期目標に対して中期計画を策定する際、内部質保証を含む短期大学基準に係る事項を中期計画に反映させている。そしてこの中期計画に沿って、教育研究を含む諸活動及び管理運営に係る計画・実行・評価・改善を行っている。今回の自己点検・評価では、全学的な内部質保証推進の取組をより確固たるものとするために、全学内部質保証方針を策定するに至った。全学内部質保証方針では、内部質保証に対する全学的な理解をより深めるため、内部質保証に関する基本的な考え方を示し、内部質保証の推進に係る組織・体制と、内部質保証のための手続を明確にした。本学では本部等（教育支援本部、高等教育推進センター、学生支援本部、研究・地域連携本部、企画本部、総務室）が短期大学部と連携し、所掌する各分野における全学横断的な会議・委員会等を主催し、分野ごとの内部質保証を推進している。その中で、全学的な教育活動は、教育支援本部と高等教育推進センター、そして短期大学部の連携を中心に実施されている。全学共通の中期計画には、教育の充実、学習成果の向上等の取組に係る項目が含まれており、教育のPDCAサイクルを機能させる原動力となり、本学における教育活動の改善・向上にも繋がっている。

前回平成27年度に認証評価を受審した際、本学は、適合の認定を受けている。その後も中期計画に基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針策定のための全学としての基本的な考え方を設定した上で、各方針を新たに策定し、カリキュラム改定に繋げている。こうした一連の取組を含む全学的な各種の取組状況を踏まえ、教育研究組織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務、それぞれ更に努力すべき課題はあるものの、短期大学基準に照らし合わせて、概ね良好な状態にあると判断している。一方COVID-19への対策としては、全学的に危機管理対策本部を設置し、各種の全学的な対策を分野ごとの本部等が短期大学部と連携して進める体制を構築している。特に令和2年度は、年度当初の計画に多くの影響が及ぶことが想定され、内部質保証システムを機能させる観点からは年度の途中でも計画を調整してCOVID-19への対応を推進すべき状況であった。このような未曾有の変化に対しても、本学では全学的に年度計画の調整を図り、臨機応変に対策を取ることができている。

現在本学は、令和5年度からの第四期中期目標期間における中期計画の策定に着手している。引き続き、建学の理念と大学の基本的方向を踏まえ、高等教育機関としての社会的使命を果たすべく、不断の努力を続けていきたいと考えている。

令和4年3月31日
公立大学法人岩手県立大学
大学評価委員会